

平成31年3月29日
鹿児島県公報別冊

平成30年度

包括外部監査結果報告書

及び報告書に添えて提出する意見

子育て支援事業に係る財務事務の執行について

鹿児島県包括外部監査人

目 次

| | |
|-------------------------------------------|-----------|
| 1 外部監査の概要 | 1 |
| 1.1 監査の種類 | 1 |
| 1.2 選定した監査テーマ | 1 |
| 1.3 監査テーマ選定の理由 | 1 |
| 1.4 監査実施期間 | 2 |
| 1.5 監査担当者とその資格 | 2 |
| 1.6 利害関係 | 2 |
| 2 子育て支援政策・施策の概要 | 3 |
| 2.1 県の政策・施策等の概要 | 3 |
| 2.2 政府の政策・施策の概要 | 12 |
| 2.3 少子化の状況 | 13 |
| 3 監査の方針及び監査の対象事業 | 17 |
| 3.1 監査の方針 | 17 |
| 3.2 監査の対象事業 | 18 |
| 4 外部監査の結果（個別事業） | 22 |
| 4.1 出会い・結婚相談事業 | 24 |
| 【指摘1】 契約変更手続の漏れについて | 27 |
| 4.2 離島地域出産支援事業 | 29 |
| （意見1）市町村に対する交付要綱への助言について | 30 |
| 4.3 周産期医療対策事業（小児在宅医療地域連携支援事業を除く） | 32 |
| 【指摘2】 補助金対象経費の重複計上 | 35 |
| 【指摘3】 実績額明細書における減価償却費按分計算の誤計上 | 36 |
| （意見2）実績額明細書における補助対象経費外の経費の算入 | 36 |
| （意見3）交付事務手続における市町村への指導について | 37 |
| 4.4 周産期医療対策事業（小児在宅医療地域連携支援事業） | 38 |
| 【指摘4】 契約書の記載不備について | 39 |
| 4.5 地域子ども・子育て支援事業等（利用者支援事業等） | 40 |
| （意見4）事業推進における県の指導力発揮について | 44 |
| （意見5）乳児家庭全戸訪問事業の更なる推進について | 48 |
| （意見6）市町村における実態把握と事業推進について | 52 |
| （意見7）支援拠点の設置推進について | 56 |
| 4.6 安心子ども基金総合対策事業（保育所等整備事業等） | 58 |
| 【指摘5】 工事着手報告及び進捗報告について（入手漏れ及び受付印漏れ） | 61 |
| 4.7 子ども・子育て支援総合対策事業（認定子ども園施設整備事業） | 62 |
| 【指摘6】 実績報告書の記載誤りについて | 63 |

| | |
|----------------------------------------|-----|
| 4.8 子ども・子育て支援総合対策事業 | 64 |
| (意見 8) 研修等への参加費(実費)の管理について | 67 |
| (意見 9) アンケート結果の活用について | 67 |
| (意見 9-2) アンケート結果の活用について | 69 |
| (意見 8-2) 研修等への参加費(実費)の管理について | 73 |
| (意見 8-3) 研修等への参加費(実費)の管理について | 77 |
| (意見 9-3) アンケート結果の活用について | 77 |
| (意見 9-4) アンケート結果の活用について | 90 |
| (意見 10) 問合せ結果の記録について | 94 |
| (意見 11) 補助基準額の設定について | 98 |
| 4.9 病児保育等体制整備促進事業 | 100 |
| 4.10 かごしまの保育士緊急確保事業 | 102 |
| (意見 12) 委託業務の範囲について | 103 |
| 4.11 魅力ある保育環境構築事業 | 105 |
| (意見 13) 「専門家による個別訪問」の间接人件費について | 107 |
| (意見 14) 収支予算書の入手について | 108 |
| (意見 15) 保育所等給与等実態調査の回収率について | 108 |
| 4.12 子どものための教育・保育給付事業 | 110 |
| 【指摘 7】 全国統一費用及び地方単独費用の変更交付申請額の記載誤りについて | 113 |
| (意見 16) 審査体制の見直し | 114 |
| 4.13 地域子ども・子育て支援事業(子育て援助活動支援事業) | 115 |
| (意見 17) 子育て援助活動支援事業促進について | 118 |
| 4.14 地域子ども・子育て支援事業(病児保育事業) | 119 |
| (意見 18) 実施市町村数の増加の必要性について | 122 |
| 4.15 乳幼児医療費助成事業 | 123 |
| (意見 19) 実績報告書の記載誤りについて | 125 |
| 4.16 乳幼児医療費助成在り方検討事業 | 126 |
| 4.17 地域子ども・子育て支援事業(子育て短期支援事業) | 128 |
| (意見 20) 達成状況を把握する時期について | 130 |
| (意見 21) 市町村の体制整備状況の把握について | 132 |
| 4.18 地域子ども・子育て支援事業(実費徴収に係る補足給付) | 133 |
| (意見 22) 成果指標の設定について | 137 |
| (意見 23) 事業実施における課題の把握について | 137 |
| 4.19 離島生徒大会参加費助成事業 | 138 |
| (意見 24) 予算額に対して決算額が低額になったことについて | 139 |
| 4.20 奨学のための給付金事業(公立) | 141 |
| (意見 25) 申請漏れが3件発生したことについて | 142 |
| 4.21 私立小中学校等経済的支援実証事業 | 143 |
| (意見 26) 支援金交付の遅れについて | 144 |

| | |
|-----------------------------------------------|------------|
| 4.22 私立専修学校生経済的支援実証研究事業..... | 145 |
| (意見 27) 制度の利用が活発ではないことについて | 146 |
| 4.23 ピロリ菌検査事業..... | 148 |
| 【指摘 8】 委託先の商号等確認について | 149 |
| 【指摘 9】 再委託について | 150 |
| 4.24 児童虐待防止対策事業..... | 151 |
| 【指摘 10】 キャンペングッズの過年度における大量購入について | 152 |
| (意見 28) 支出済額の把握について..... | 154 |
| (意見 29) 評価指標の設定及び公表について | 155 |
| (意見 30) 子ども虐待防止ネットワーク会議等の HP 開示について | 155 |
| 4.25 児童家庭支援センター運営費補助事業 | 156 |
| (意見 31) 里親等への支援について..... | 158 |
| 4.26 障害児通所給付事業 | 159 |
| 【指摘 11】 障害児施設給付費等事業計画書の記載誤り | 161 |
| 4.27 ひとり親家庭等医療費助成事業 | 162 |
| 4.28 生活困窮者自立支援事業 | 165 |
| 【指摘 12】 収支決算書の記載誤りにについて..... | 169 |
| 【指摘 13】 収支予算書の記載誤りにについて..... | 170 |
| 【指摘 14】 広報用マグネットシートの大量購入について | 171 |
| 【指摘 15】 支援決定事務の承認について | 172 |
| 【指摘 16】 NAS (ネットワーク接続ハードディスク) の設置場所について | 172 |
| 【指摘 17】 保険の加入について | 173 |
| 【指摘 18】 実績報告書の記載誤りにについて..... | 173 |
| (意見 32) 委託先のモニタリング及び検査の実施について | 173 |
| (意見 33) 子どもの学習支援事業の利用促進について..... | 174 |
| (意見 34) 業者選定手続について | 176 |
| (意見 35) 県全体の支援件数増加及び任意事業の取組向上について | 177 |
| 4.29 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 | 178 |
| 【指摘 19】 違約金の未徴収について..... | 181 |
| (意見 36) 不納欠損処分について | 181 |
| (意見 37) 貸借対照表徴収不能見込額の算定について..... | 182 |
| 4.30 かごしま地域塾推進事業..... | 184 |
| 【指摘 20】 補助金、委託料の区別について..... | 188 |
| 【指摘 21】 実績報告の記載誤りにについて | 189 |
| (意見 38) 実施主体と書類名義の相違について | 190 |
| 4.31 地域少子化対策強化事業 (男性の家事・育児参画促進事業) | 191 |
| (意見 39) アンケート結果の活用について..... | 193 |
| 5 外部監査の結果 (総合評価) | 194 |

| | |
|--------------------------------------------|------------|
| 5.1 委託事業（内部統制の整備・運用の必要性）（意見） | 194 |
| 5.2 消耗品の大量購入【指摘】 | 198 |
| 5.3 市町村実施事業等における県の役割（意見） | 198 |
| 5.4 地域子ども・子育て支援事業（総論） | 199 |
| 【指摘 22】「子ども・子育て支援交付金精算書」訂正後分の整備保管について..... | 201 |
| （意見 40）事業推進における県の役割のさらなる発揮について | 202 |
| 包括外部監査の結果に関する報告書に添えて提出する意見 | 204 |
| 子育て支援事業のPDCAサイクルの実施 | 205 |

1 外部監査の概要

1.1 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 に基づく包括外部監査

1.2 選定した監査テーマ

1.2.1 監査対象

子育て支援事業に係る財務事務の執行について

1.2.2 監査対象期間

平成 29 年度（平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで）

ただし、必要な範囲で他の年度についても対象とした。

1.3 監査テーマ選定の理由

鹿児島県は、子育て支援を県政の重点施策（2 本柱）のひとつとして重点的に予算を配分し、平成 29 年度は総額 325 億円（65 事業）、平成 30 年度は過去最大規模の総額 346 億円（79 事業）の当初予算を策定している。

加えて、平成 30 年度には「くらし保健福祉部」「子育て支援課」を設置する等、組織機構を改正し、子育て支援に関する各種業務を一元化し、より一層推進する姿勢を明らかにしている。

もとより国も、少子高齢化という最大の壁に立ち向かうため、平成 29 年 12 月に「人づくり革命」と「生産性革命」を両輪とする「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定し、「人づくり革命」については、幼児教育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化等の政策を盛り込み、子育て世代及び子どもたちに大胆に政策資源を投入するとしている。

施策の実行においては、県が作成した行動計画「かごしま子ども未来プラン 2015」に基づき、「結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会をめざして～子どもは未来からの預かりもの～」の基本理念の下に、県のみならず県民や企業、市町村、地域社会が一丸となって、若者の結婚、妊娠・出産、子育ての希望の実現と次代の子どもの育成支援に向けて政策を推進するとしている。

このように、子育て支援事業は、県のみならず国の重点施策であること、子育て施策は子育て世代にとどまらず県民の多くに関係し、関心も高いと思われることから、その財務事務を確認することは有意義と考え、監査テーマと選定した。

1.4 監査実施期間

平成 30 年 6 月から平成 31 年 3 月まで

1.5 監査担当者とその資格

包括外部監査人 公認会計士 堀下 聖仁

補助者 公認会計士 古川 康郎

公認会計士 松野下 剛市

公認会計士 松枝 千鶴

公認会計士 大野 竜也

1.6 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、鹿児島県と包括外部監査人及びその補助者との間には、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

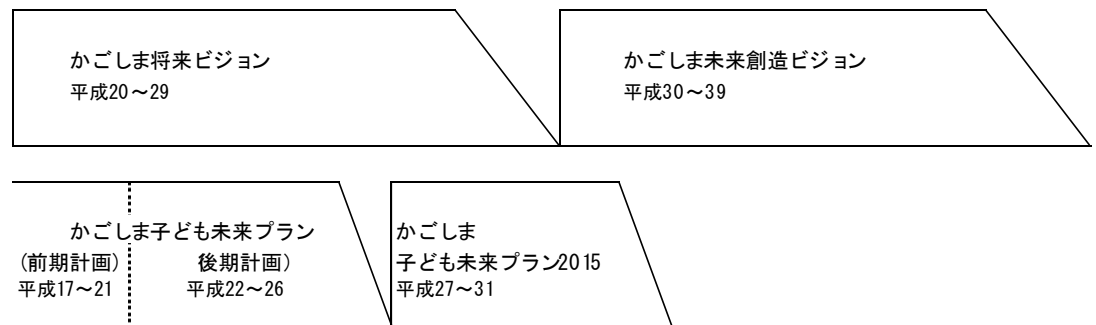
(端数処理について)

この報告書においては、切り捨てで表示している。そのため、表中の総額と内訳の合計が一致しない場合がある。なお、公表資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。

2 子育て支援政策・施策の概要

2.1 県の政策・施策等の概要

県は、中長期的な観点から、鹿児島を目指す姿や施策展開を明らかにした「かごしま未来創造ビジョン」と、県の少子化対策や子ども・子育て支援に関する施策を総合的に推進するための指針として「かごしま子ども未来プラン 2015」を定めている。



2.1.1 「かごしま未来創造ビジョン」¹

「かごしま未来創造ビジョン」では、「鹿児島に生まれてよかった。鹿児島に住んでよかった。」と実感できる鹿児島を目指して、「鹿児島の先人たちが、幕末という時代の大きな変革期に未知の時代を切り拓き、近代国家の礎を築き上げたように、私たちが、鹿児島をどんどん発展させ、未来を担う子ども達にバトンタッチしてあげたい」という思いから、魅力ある本県の素材「ポテンシャル」を最大限に生かし、中長期の視点から、現状・課題、施策の基本方向、10年後の将来像を明らかにしている。平成20年3月に「かごしま将来ビジョン」を、平成30年3月に「かごしま未来創造ビジョン」を策定している。

「ポテンシャル」について、9つに分けて整理されているが、子育て分野においては、「本県は、西郷隆盛や大久保利通といった、近代国家・日本の形成に大きく寄与した先人達を数多く輩出しました。（中略）教育的風土や、地域全体で子どもたちを育てるといった伝統的な地域の教育力は継承されています。」とし、地域の教育力を強みと認識し、多くの優秀な人材を輩出しているとしている。

鹿児島を目指す姿は、

ひとが輝く鹿児島 ～地域に誇りを持ち多彩な個性と能力を発揮～

¹ 全文は

https://www.pref.kagoshima.jp/ac01/kensei/keikaku/vision/documents/new_vision.html

ひとが潤う鹿児島 ～どこよりも幸せを実感～
ひとを魅了する鹿児島 ～元気な産業と世界に選ばれる逸品を創出～
の「3つの鹿児島」により、「鹿児島に生まれてよかった。鹿児島に住んでよかった。」
と実感できる鹿児島を目指すとし、子育て分野では、
「ひとが輝く鹿児島」では、
「子どもたちが、生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、意欲や努力に応じて、
教育、文化、スポーツなど様々な分野でチャレンジできる環境が整い、夢や希望、地
域への誇りを持って活躍できる人材が育っています。」と、
「ひとが潤う鹿児島」では
「結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかない、安心して喜びを感じながら 子どもを
産み育てられる環境や、医療や介護・福祉などの必要なサービスを誰もが安心して受
けられる環境、生き物との触れ合いなど自然の恵みを享受できる環境が整っており、
子どもからお年寄りまで県民一人ひとりが健やかに暮らしています。」
と、おおよそ10年後の目指す姿を示している。

2.1.2 「かごしま子ども未来プラン 2015」²

「かごしま子ども未来プラン 2015」は、「次世代育成支援対策推進法」、「少子化社
会対策基本法」、「子ども・子育て支援法」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法
律」など関係法令の趣旨に基づき、「鹿児島県子ども・子育て支援事業支援計画」など
の関連計画を取り入れながら、本県の少子化対策や子ども・子育て支援に関する施策
を総合的に推進するための指針である。

「結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会をめざして～子どもは未来からの預かり
もの～」を基本理念に、「個々人の結婚、妊娠・出産、子育ての希望が、県内のどこ
においても実現できる社会づくりを推進し、少子化に歯止めをかけるとともに、次世
代の育成を支援します。」を基本目標としている。

この基本理念及び基本目標を実現するために、以下の重点目標を定め、施策の方向
を示している。

² 全文は

<http://www.pref.kagoshima.jp/ab14/kenko-ukushi/kodomo/shoshika/miraipuram2015.html>

重点目標と施策の方向

| 重点目標 | 施策の方向 |
|----------------------------------------------------|----------------------------|
| 1 「若い年齢での結婚，妊娠・出産の希望が叶う鹿児島県」の実現を目指します。 | ①総合的な結婚支援の推進 |
| | ②安心して妊娠・出産するための支援の推進 |
| | ③成長に応じた教育の推進 |
| 2 「日本一子育てがしやすい鹿児島県」の実現を目指します。特に、多子世帯に配慮した取組を推進します。 | 不安や負担を和らげる子育て支援の推進 |
| 3 結婚、妊娠・出産、子育てをしやすい働き方を推進します。 | 仕事と子育ての両立支援等の推進 |
| 4 社会全体で行動し、少子化対策を推進します。 | ①結婚、妊娠・出産、子ども・子育てに温かい社会づくり |
| | ②企業の取組を促進 |

2.1.3 平成 29 年度予算について

平成 29 年度から、子育て支援を県政の重点施策（2 本柱）のひとつとして、重点的に予算を配分し、平成 29 年度は総額 325 億円（65 事業）、平成 30 年度は過去最大規模の総額 346 億円（79 事業）の当初予算を策定している。

平成 29 年度(左)及び平成 30 年度(右)子育て支援当初予算額³



平成 29 年度の 65 事業の内訳は次頁のとおりである。平成 30 年度は、新規事業の増加（10 事業 1.2 億円）もあるが、主因は子どものための教育・保育給付事業（個別 25 で検討）が 10.8 億円、障害児通所給付事業が（個別 25 で検討）6.9 億円増加したことが、主因である。

³ 広報紙「県政かわら版」平成 29 年度は vol.143 平成 30 年度は vol.149 より

| | 事業名（事項名） | 事業概要 | H29 予算額 (千円) | 監査 対象 |
|----|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|----------|
| 1 | 離島地域出産支援事業 (離島地域出産支援事業) | 常駐の産科医がない離島地域に居住する妊婦の経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査や出産の際の交通・宿泊費等の助成を行う市町村に費用の一部を補助します。 | 4,183 | 2 |
| 2 | 離島地域出産支援事業 (離島地域不妊治療支援事業) | 不妊治療指定医療機関のない離島地域の不妊治療受診者の経済的負担の軽減を図るため、通院に要する交通・宿泊費の助成を行う市町村に費用の一部を補助します。 | 4,410 | |
| 3 | 周産期医療対策事業 | 周産期医療体制の拠点である総合・地域周産期母子医療センターの運営費等の補助や産科医の確保が困難な地域において、産科医師等を確保するために市町村が行う取組に対して補助します。 | 130,497 | 3 |
| 4 | ・周産期医療対策事業 (小児在宅医療地域連携支援事業) | 日常生活を営むために医療を要する状況にある小児患者が、在宅において安心して療養できるよう、地域連携ネットワーク会議等の開催や家族向け支援ツールの作成を行います。 | 6,488 | 4 |
| 5 | 母子健康対策事業（先天性代謝異常等検査事業） | 先天性代謝異常等を早期発見・治療し、障害の発現を未然に防止することを目的に、新生児に対する検査を行います。 | 53,875 | |
| 6 | 不妊治療対策事業 | 不妊に悩む夫婦の精神的・経済的負担の軽減を図るため、不妊に関する相談窓口を設置するとともに、特定不妊治療に要する費用の一部を助成します。 | 184,277 | |
| 7 | 感染症予防対策事業 (風しん検査事業) | 妊娠を希望する女性等を対象とした無料の抗体検査を実施し、風しんの感染予防とまん延防止を図ります。 | 6,083 | |
| 8 | 救急医療確保対策事業 (小児救急電話相談事業) | 夜間及び日曜・祝日の保護者等の不安の軽減などを行うため、小児患者を持つ保護者等からの電話（＃8000）相談に対して看護師等が適切な助言を行います。 | 20,141 | |
| 9 | 健やか親子がごしま 21 推進事業（ハイリスク母子保健対策事業） | 市町村から依頼のあったハイリスク妊産婦に対し、訪問等による指導を実施します。 | 548 | |
| 10 | 乳幼児医療費助成事業 | 子育て期にある家庭の乳幼児に係る医療費の経済的負担を軽減するとともに、乳幼児の健康を守り、健全な発育を図るため、医療費の助成を行う市町村に対し、経費の一部を補助します。 | 622,553 | 15 |
| 11 | 乳幼児医療費助成在り方検討事業 | 経済的な理由により受診を控えることによる症状の重篤化を防ぐため、乳幼児の医療費助成の在り方について、「乳幼児医療費助成在り方有識者懇談会（仮称）」を設置し、意見交換を行うとともに、市町村や関係機関との協議・調整を行います。 | 1,141 | 16 |
| 12 | 母子健康対策事業 (小児慢性特定疾病医療費助成事業) | 子どもの慢性疾患のうち特定の疾患については、治療期間が長く、医療費負担が高額となることから、疾患の治療方法の確立普及、患者家庭の医療費の負担軽減を行います。 | 278,417 | |
| 13 | 母子健康対策事業 (養育医療等給付) | 入院養育が必要な未熟児に対し、必要な医療を給付する市町村に負担金を交付します。また、妊娠高血圧症候群等に罹患した妊産婦に対し、医療に要する費用の一部を助成します。 | 37,762 | |

2 子育て支援政策・施策の概要

| | 事業名（事項名） | 事業概要 | H29 予算額 (千円) | 監査対象 |
|----|---------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|------|
| 14 | ひとり親家庭医療費助成事業 | ひとり親家庭等における健康の保持や生活の安定、福祉の向上を図るため、医療費の助成を行う市町村に対し、経費の一部を補助します。 | 526,952 | 27 |
| 15 | ピロリ菌検査事業 | ピロリ菌と胃がんとの関連について、子どもや保護者の理解を深めるため、ピロリ菌検査を導入します。 | 38,514 | 23 |
| 16 | 子ども・家庭 110 番設置事業 | 子育てに関する不安及び児童の問題で悩みを抱える家庭に電話で相談に応じます。 | 4,623 | |
| 17 | 家庭児童相談室設置事業 | 家庭における適正な児童の養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、家庭相談員が児童の各種相談に応じます。 | 11,714 | |
| 18 | 地域子ども・子育て支援事業（利用者支援事業等） | 市町村における以下の取組を支援します。 ・地域の子育て支援事業等の情報提供、相談窓口の設置等 ・乳幼児及びその保護者が交流を行う支援拠点設置 ・乳児家庭全戸訪問、養育支援訪問 | 294,994 | 5 |
| 19 | 安心こども基金総合対策事業（保育所等整備事業等） | 待機児童の解消のため、安心こども基金を活用し、保育所の整備を行うなど、安心して子どもを育てることができる体制の整備を図ります。 | 33,865 | 6 |
| 20 | 子ども・子育て支援総合対策事業（認定こども園施設整備事業等） | 認定こども園等の施設整備、幼稚園耐震化整備、遊具・教具等の整備の費用の一部を補助します。 | 764,111 | 7 |
| 21 | 子ども・子育て支援総合対策事業（子育て支援員研修事業、保育体制強化事業、保育補助者雇上強化事業等） | 保育士や子育て支援員等の研修等の支援を行い、安心して子どもを育てることができる体制の整備を図ります。 | 45,383 | 8 |
| 22 | 病児保育等体制整備促進事業 | 保護者の就労等により、自宅での病気の子どもの保育が困難な場合、病院・保育所等において一時的にその子どもを保育するための施設の整備に要する経費を助成します。 | 7,200 | 9 |
| 23 | かごしまの保育士緊急確保事業 | 保育士の人材確保を図るため、潜在保育士に対して最新の求人情報等を提供するとともに、復職支援研修会等を開催します。 | 661 | 10 |
| 24 | 魅力ある保育環境構築事業 | 保育士等がやりがいを持って働き続けられる魅力のある職場環境づくりを促進するため、保育士等の給与実態調査、処遇改善に関するセミナーの開催や個別指導・助言などを行います。 | 6,548 | 11 |
| 25 | 子どものための教育・保育給付事業 | 質の高い幼児教育・保育などの子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て支援新制度（施設型・地域型保育給付）の対象となる幼稚園、保育所、認定こども園等の教育・保育に要する費用の一部を負担します。 | 10,742,720 | 12 |
| 26 | 地域子ども・子育て支援事業（子育て援助活動支援事業） | 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との連絡調整等を行う市町村の取組を支援します。 | 16,212 | 13 |
| 27 | 地域子ども・子育て支援事業（一時預かり事業） | 保育所等を利用していない家庭において、一時的に家庭での保育が困難となる場合に、保育所、幼稚園、認 | 246,686 | |

2 子育て支援政策・施策の概要

| 事業名（事項名） | 事業概要 | H29 予算額 (千円) | 監査 対象 |
|--------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|----------|
| | 定こども園等において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業に取り組む市町村を支援します。 | | |
| 28 地域子ども・子育て支援事業（延長保育事業） | 保育認定を受けた児童がやむを得ない理由で利用日、利用時間外に保育所等で保育を受けた際に、保護者が支払う費用を助成する市町村を支援します。 | 142,114 | |
| 29 地域子ども・子育て支援事業（子育て短期支援事業） | 保護者の疾病や経済的理由等で家庭における療育が困難となった児童について、児童養護施設等に短期的に入所させ、必要な保護を行う市町村の取組を支援します。 | 4,090 | 17 |
| 30 地域子ども・子育て支援事業（病児保育事業） | 病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する市町村を支援します。 | 138,569 | 14 |
| 31 地域子ども・子育て支援事業（実費徴収に係る補足給付） | 保護者の世帯所得の状況により、保護者が支払うべき、副食材料費、教材費、行事費等の一部を助成する市町村を支援します。（対象は被保護世帯） | 897 | 18 |
| 32 私立学校助成事業（私立学校運営費特別補助） | 保護者や地域のニーズに弾力的に対応するため、預かり保育や特別支援教育を実施する私立幼稚園等に助成します。 | 418,831 | |
| 33 地域子ども・子育て支援事業（放課後児童健全育成事業） | 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供する市町村を支援します。 | 900,668 | |
| 34 かごしま地域塾推進事業（放課後子ども教室運営費補助） | 放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動・交流活動等の取組を推進します。 | 8,700 | |
| 35 かごしま地域塾推進事業 | 鹿児島県の教育的風土や伝統を生かして、子どもたちが思いやりや自律心を学ぶ「かごしま地域塾」の県内全域への拡大・普及を図るとともに、「かごしま子どもリーダー塾」、「新かごしま子ども塾」を開催し、郷土（ふるさと）に根ざした国際的な人材を育成します。 | 5,343 | 30 |
| 36 地域少子化対策強化事業（男性の家事・育児参画促進事業） | 男性の家事・育児への参画を促進するため、「かごしまパパサークル」の活動促進や「育児の日」フォーラムを開催します。 | 4,554 | 31 |
| 37 少子化対策推進事業（かごしま子育て支援パスポート事業） | 子育て家庭が協賛店で提示すると業種・業態の特性を活かした独自の子育て支援サービスの提供を受けられるかごしま子育て支援パスポートを発行します。 | 413 | |
| 38 子育て世帯に対する入居収入基準の緩和 | 小学校就学前の子どものいる世帯については、県営住宅の入居収入基準を一般世帯より高く設定しています。 | | |
| 39 多子世帯保育料等軽減事業 | 子育てに係る経済的負担の軽減を図るため、私立幼稚園、保育所等を利用する多子世帯の第3子以降の保育料等を助成します。 | 66,200 | |
| 40 児童手当支給事業 | 家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、中学校修了までの児童を対象に、市町村が支給する手当の給付費の一部を負担します。 | 4,125,233 | |

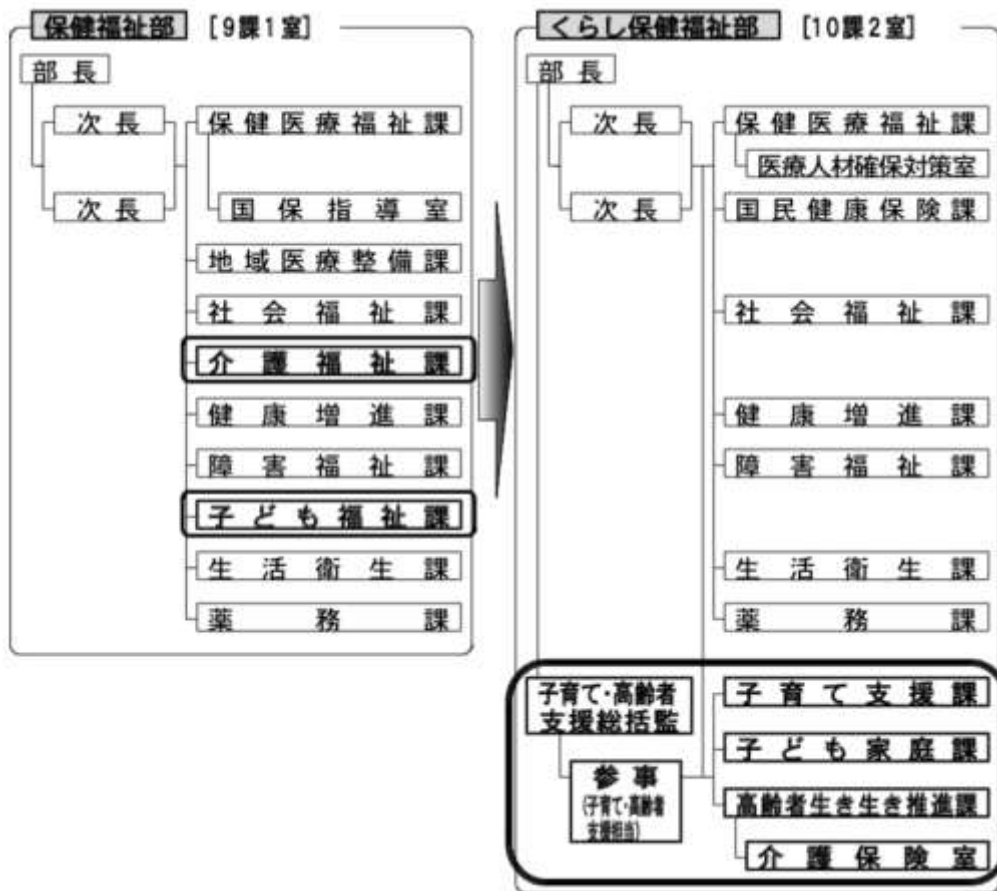
| | 事業名（事項名） | 事業概要 | H29 予算額 (千円) | 監査 対象 |
|----|-------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|----------|
| 41 | 生活困窮者自立支援事業 | 生活困窮者自立支援制度に基づく包括的支援体制を県下に広げ、就労や家計管理、子どもの学習等への支援を行います。子どもの学習支援については、貧困の世代間連鎖を防止するため、様々な要因で生活や学習の環境が整っていない生活困窮者世帯の子どもに学習機会や居場所の提供等を行います。 | 110,827 | 28 |
| 42 | ひとり親家庭等子育て支援事業（ひとり親家庭等学習支援事業） | ひとり親家庭の児童が、経済的理由などにより、学習や進学意欲が低下したり、十分な教育が受けられないことがないように、学習支援を行う市町村に対し、経費の一部を補助します。 | 6,624 | |
| 43 | ひとり親家庭等日常生活支援事業 | ひとり親家庭の親等が通学や就職活動、疾病等により一時的に支援等のサービス（家事などの生活援助、子育て支援）が必要な場合に家庭生活支援員を派遣します。 | 366 | |
| 44 | ひとり親家庭等就労支援対策事業 | 母子家庭の母等の就業支援（就業相談員配置、就業支援講習会の実施、講座受講料・養成機関で就学する際の生活費を一部支援等）を行います。 | 23,470 | |
| 45 | 児童扶養手当給付事業 | ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図るため、父又は母と生計を同じくしていない児童を監護又は養育する者に手当を支給します。 | 1,012,086 | |
| 46 | 児童保護措置費（児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業） | 児童養護施設等を退所し、就職する者や大学等へ進学する者等に対し、家賃、生活費、資格取得費の貸付を行います。 | 5,891 | |
| 47 | 児童虐待防止対策事業 | 児童虐待対応（相談援助、カウンセリング、弁護士による法的助言）、子ども虐待防止ネットワーク会議の開催、普及啓発等を行います。 | 10,888 | 24 |
| 48 | 児童家庭支援センター運営費補助事業 | 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じる児童家庭支援センターの運営を支援します。 | 14,878 | 25 |
| 49 | 障害児通所給付事業 | 児童発達支援などの通所支援を利用する障害児の保護者に対して、市町村が支給する費用の一部を負担します。 | 1,875,305 | 26 |
| 50 | 在宅重度心身障害児の家族支援事業 | 在宅の重度心身障害児の看護や介護に係る家族の負担軽減を図るため、訪問看護師が家族に代わって看護を行う費用の助成を行う市町村に対し、経費の一部を補助します。 | 3,753 | |
| 51 | 児童発達支援利用者負担軽減対策事業 | 保育所等に通園しながら児童発達支援を利用する障害児の保護者に対し、利用者負担額の一部助成を行う市町村に対し、経費の一部を補助します。 | 31,172 | |
| 52 | 軽度・中等度難聴児補聴器助成事業 | 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の補聴器購入経費の助成を行う市町村に対し、経費の一部を補助します。 | 1,116 | |
| 53 | 離島生徒大会参加費助成事業 | 離島生徒の経済的負担を軽減するため、運動部活動及び文化部活動の大会に参加する生徒に対し、その経費の一部を助成します。 | 15,527 | 19 |
| 54 | 高等学校就学支援金事業（公立） | 高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等を図るため、公立高校の生徒に就学支援金（授業料相当）を支給します。 | 3,435,500 | |

| | 事業名（事項名） | 事業概要 | H29 予算額 (千円) | 監査 対象 |
|----|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------|----------|
| 55 | 高等学校等就学支援金事業 (私立) | 高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等を図るため、私立高校等の生徒に就学支援金（授業料相当）を支給します。 | 3,693,170 | |
| 56 | 奨学のための給付金事業 (公立) | 授業料以外の教育費負担を軽減するため、国が定める所得要件を満たす世帯の高校生等に対して奨学のための給付金を支給します。 | 544,362 | 20 |
| 57 | 奨学給付金事業 (私立) | 授業料以外の教育費負担を軽減するため、国が定める所得要件を満たす世帯の高校生等に対して奨学のための給付金を支給します。 | 270,225 | |
| 58 | 私立高等学校入学金・授業料補助 | 県内に私立高校を有する学校法人が、経済的理由等により、私立高校への就学が困難な者を対象に入学金、授業料軽減事業を行った場合、その経費の一部に対して補助を行います。 | 169,226 | |
| 59 | 私立小中学校等経済的支援実証事業 | 私立小中学校等に通う児童生徒の経済的支援を図るため、所得要件を満たす世帯の生徒等へ支援金を支給します。 | 8,500 | 21 |
| 60 | 私立専修学校生経済的支援実証研究事業 | 私立専修学校生への経済的支援を図るため、学校が行う授業料減免事業に上乗せして減免補助を行うとともに、奨学金等の返済計画に関する助言等を行います。 | 3,981 | 22 |
| 61 | 学校保健推進事業 (学校病の治療) | 経済的理由により就学困難な児童生徒（県立中学校・特別支援学校の小・中学部在籍者）に対し、医療費の補助を行います。 | 156 | |
| 62 | 特別支援教育就学奨励費事業（特別支援学校） | 特別支援学校に在籍する幼児児童生徒を対象に学用品費等の補助を行います。 | 228,270 | |
| 63 | 育英財団奨学事業 (高等学校等) | 経済的理由により修学が困難な生徒に対し資金の貸し付けを行います。 | 192,357 | |
| 64 | 育英財団奨学事業（大学等入学時奨学金貸付事業） | 大学等入学時の経済的負担の軽減を図るとともに、本県の将来を担う有為な人材を育成します。 | 720,000 | |
| 65 | 育英財団奨学事業（大学在学時奨学金返還支援基金事業） | 本県の産業を担う有為な人材を育成するため、大学在学時奨学金について、県内に就業した場合に返還を免除します。 | 200,000 | |
| | 合計 | | 32,483,820 | |

2.1.4 組織機構改正について

平成 30 年度の組織機構改正では、県政の重点施策(2 本柱)である「子育て支援」と「高齢者の生き生き支援」に関する業務を一元化し、県民の暮らしに関する保健・福祉の向上に総合的に取り組むため、「暮らし保健福祉部」を設置している。また、幼保連携や少子化対策、子どもの貧困対策など、子育て支援に関する業務を一元化し、より一層推進するため、「暮らし保健福祉部」に「子育て支援課」を設置している。さらに、県政の重点施策（2 本柱）である「子育て支援」と「高齢者の生き生き支援」を総括する部長級の「子育て・高齢者支援総括監」を設置している。

組織機構改正（平成 29 年度までが左 平成 30 年度から右） 黒線囲み及び部名称が変更点

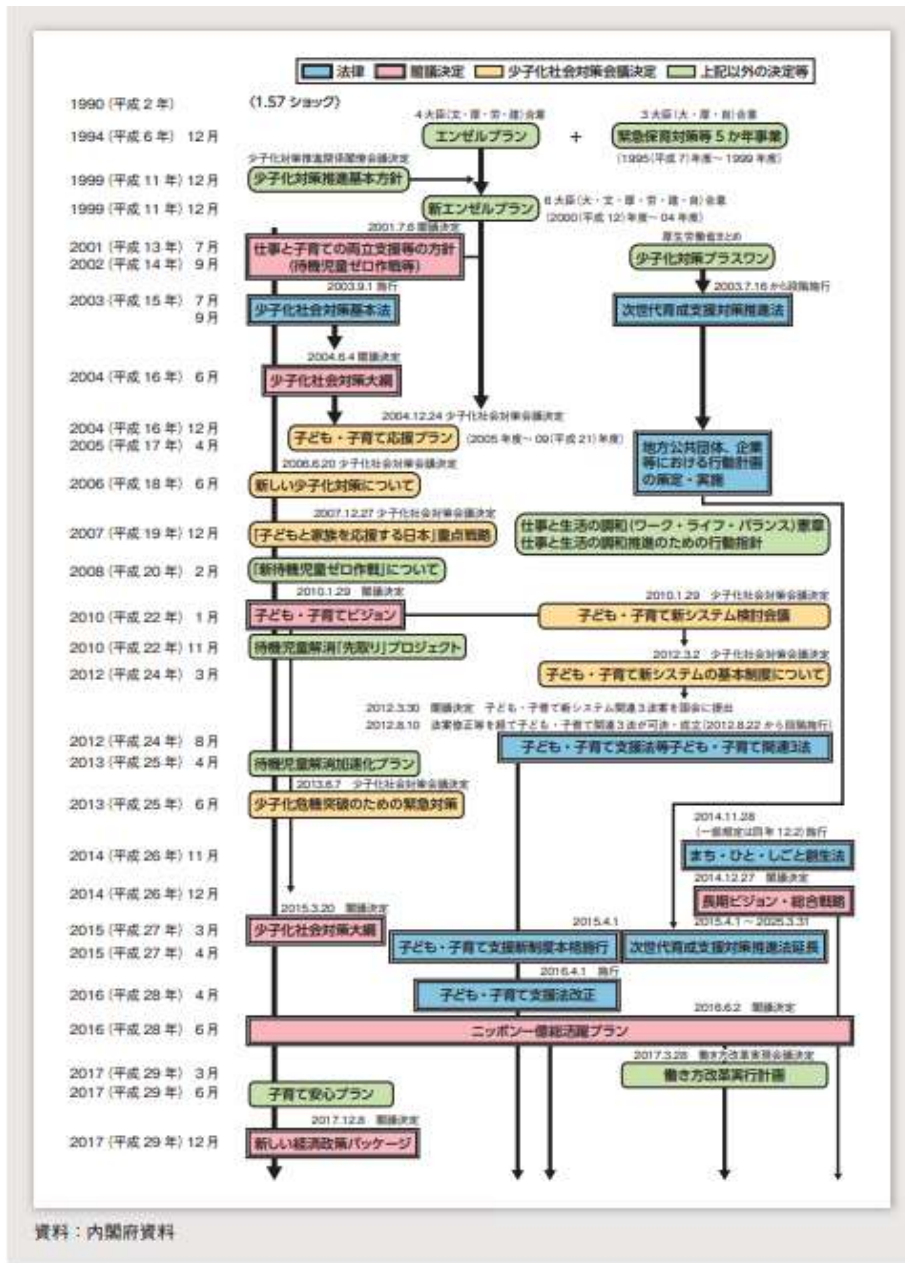


2.2 政府の政策・施策の概要

平成2年の「1.57ショック⁴」を契機に、政府は出生率の低下と子どもの数が減少傾向にあることを「問題」と認識し、対策を開始している。

平成元年からこれまでの取組は以下のとおりである。

少子化対策(平成2年からこれまでの取組)⁵



⁴ 1.57 ショックとは、前年（平成元年）の合計特殊出生率が1.57と、「ひのえうま」という特殊要因により過去最低であった昭和41年（1966年）の合計特殊出生率1.58を下回ったことが判明したときの衝撃を指している。（内閣府 平成30年版 少子化社会対策白書 全体版P34）

⁵ 内閣府 「平成30年版 少子化社会対策白書」 P45

平成 29 年 12 月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」では、「人づくり革命」と「生産性革命」を両輪として、子育て世代及び子どもたちに大胆に政策資源を投入するとしている。「人づくり革命」については、幼児教室の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化等の政策を盛り込み、子育て世代及び子どもたちに大胆に政策資源を投入するとしている。

幼児教育の無償化について、平成 26 年度以降、幼児教育無償化の段階的推進に取り組んできたところであり、幼稚園、保育所、認定こども園において、生活保護世帯の全ての子ども、第 3 子以降の保育料、住民税非課税世帯の第 2 子が無償化している。さらに、平成 31 年 9 月から、幼稚園、保育所、認定こども園において、3 歳から 5 歳までの無償化及び 0 歳から 2 歳までの住民税非課税世帯の無償化が決定している。

待機児童の解消は、待ったなしの課題であり、受け皿整備を促進するとしている。併せて、保育士の確保や他産業との賃金格差を踏まえた処遇改善に更に取り組むこととしている。

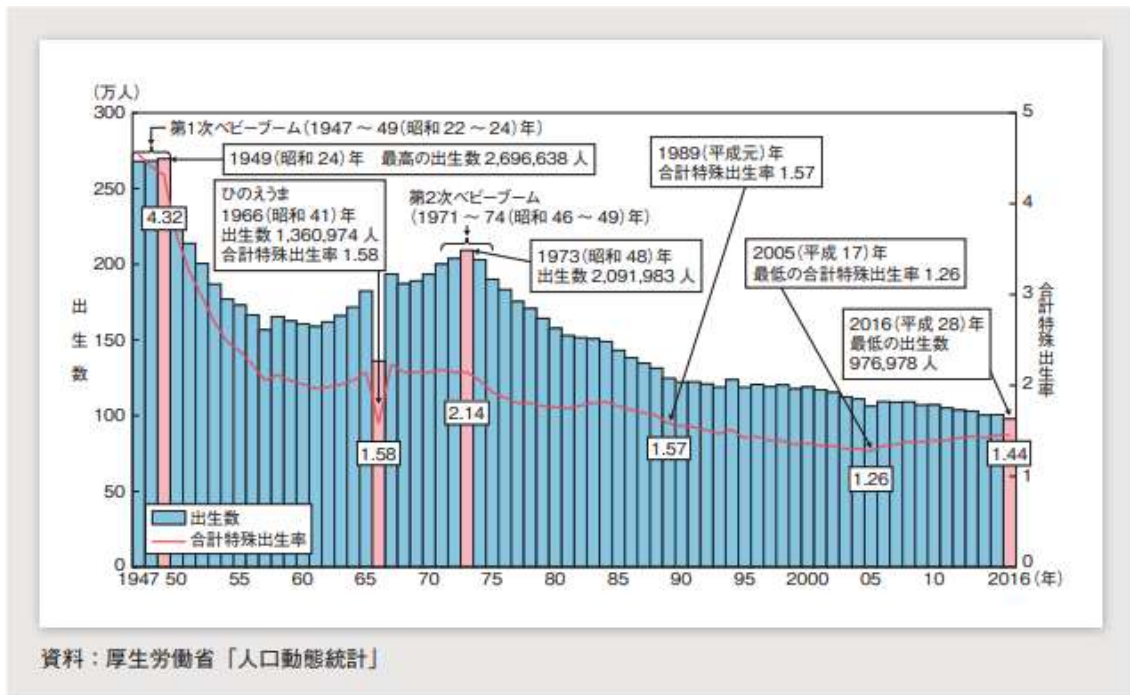
高等教育の無償化について、平成 29 年度から、給付型奨学金制度を新たに創設したほか、新たな所得連動返還型奨学金制度を導入した。

2.3 少子化の状況

戦後から振り返ると、急激なベビーブームと海外からの引揚げによって、人口が急激に増加したため、当時は人口を抑制することを緊急課題と考えた。このような状況を踏まえ施策を実行した結果、日本の出生率は急激に低下し、昭和 22 年（1947 年）は 4.54 であったのが、昭和 32 年（1957 年）には 2.04 にまで低下した。

終戦後の人口急増期を脱した後、政府が目指したのは「静止人口」であった。実際に昭和 32 年（1957 年）から昭和 49 年（1974 年）まで昭和 41 年（1966 年）の「ひのえうま」を例外として、出生率は安定的に 2 前後で推移している。

昭和 50 年（1975 年）から平成 17 年（2005 年）まで、出生率が長期的に低下している。出生率低下については、晩婚化による一時的な遅れであり、やがて晩婚化が止まり出生は再び回復するという見方が支配的であった。しかし現実には未婚率は上昇し続け、出生率は回復せず、平成 28 年（2016 年）の出生率は 1.44 である。

出生数及び合計特殊出生率⁶の推移（昭和22年(1947年)から平成28年(2016年)）⁷

鹿児島県においても、昭和35年（1960年）以降の出生率の下記のとおり推移しているが、全国と比較すると、出生率は高い。これは、離島特に奄美地域において高くなっており、平成20年から平成24年の出生率では、全国30位以内に12町が入っているからである。出生数は、昭和35年（1960年）年から減少傾向が続いている。これは、人口が昭和30年（1955年）ピークに、若い世代の県外流出があるため、国よりも減少局面が早く訪れている。

⁶ 15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを産むと仮定したときの子ども数に相当する

⁷ 内閣府「平成30年版 少子化社会対策白書」P6

県の出生数及び合計特殊出生率⁸の推移(昭和 35 年(1960 年)から平成 27 年(2015 年))⁹



資料:県保健福祉部「衛生統計年報」 厚生労働省「人口動態統計」

鹿児島県内の出生率上位 30 位以内の市町村(平成 20 年から平成 24 年)¹⁰

| 順位 | 市町村名 | ①H20~24 | 全国順位 |
|----|------|---------|------|
| 1 | 伊仙町 | 2.81 | 1 |
| 2 | 徳之島町 | 2.18 | 6 |
| 3 | 天城町 | 2.12 | 10 |
| 4 | 与論町 | 2.10 | 11 |
| 5 | 長島町 | 2.06 | 17 |
| 6 | 瀬戸内町 | 2.06 | 18 |
| 7 | 屋久島町 | 2.03 | 20 |
| 8 | 南種子町 | 2.03 | 22 |
| 9 | 知名町 | 2.02 | 23 |
| 10 | 和泊町 | 2.00 | 25 |
| 11 | 喜界町 | 2.00 | 26 |
| 12 | 中種子町 | 2.00 | 27 |

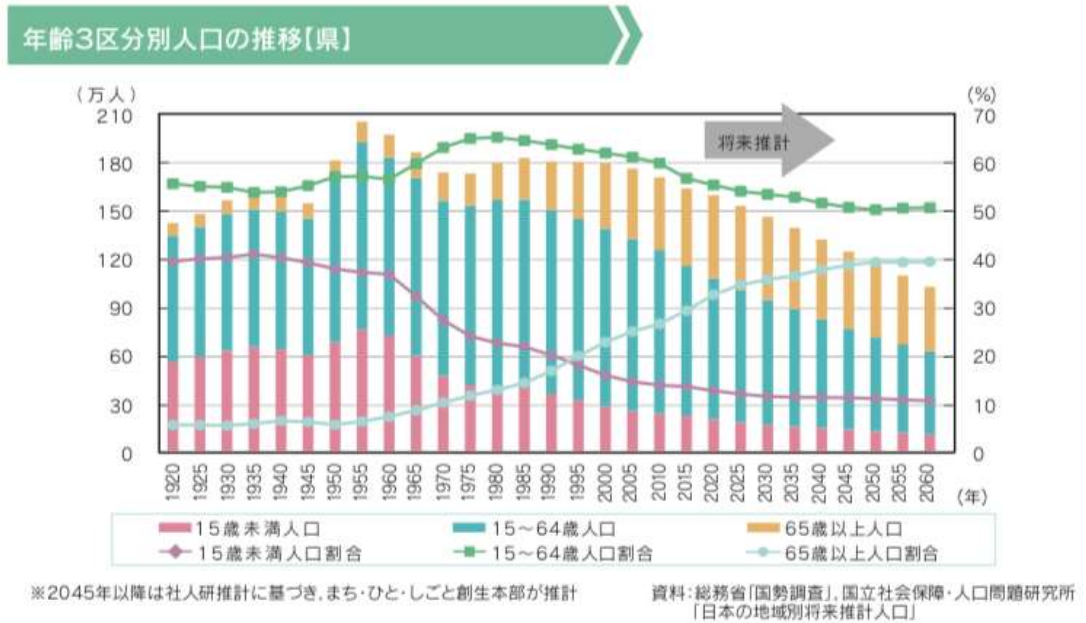
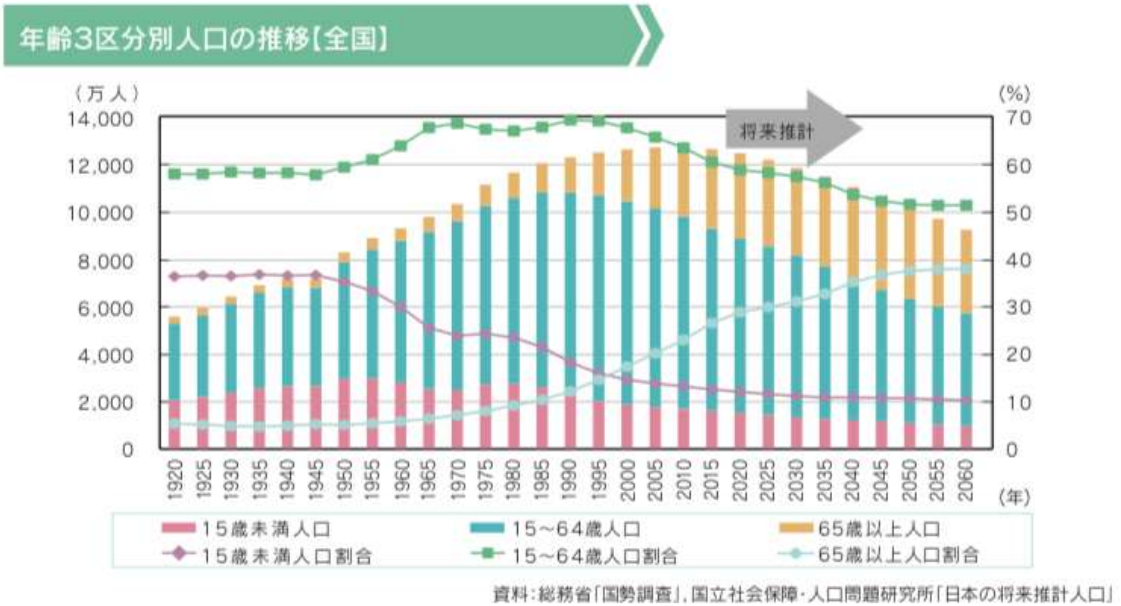
将来の人口について、国は平成 27 年(2015 年)から、鹿児島県は前述のとおり、昭和 35 年(1960 年)から減少している。国及び県も出生率が人口置換水準に達していないため(県の出生数及び合計特殊出生率の推移(昭和 35 年(1960 年)から平成 27 年(2015 年))参照)、出生数は減少傾向は続き、人口減少に歯止めがかからない状況である。

⁸ 15~49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に子どもを産むと仮定したときの子ども数に相当する

⁹ 「かごしま未来創造ビジョン」 P2

¹⁰ 「かごしま子ども未来プラン 2015」 P10

年齢3区分別人口の推移(大正9年(1920年)から2060年)¹¹



¹¹ 「かごしま未来創造ビジョン」 P3

3 監査の方針及び監査の対象事業

3.1 監査の方針

本監査の主要な監査要点は以下のとおりである。

合規性

- ・事務手続は、関連する法令、条例、規則等に準拠しているか

有効性

- ・事業の目的に整合する成果指標を設定し、目標値を明確に設定しているか。
また、その目標が妥当であるか
- ・実施された事業の結果が、翌年度以降の施策に反映されているか

経済性、効率性

- ・事業は、「かごしま子ども未来プラン 2015」に定める具体的施策と整合しているか
- ・実施した事業について、費用対効果の確認を実施しているか
- ・事務手続の重複はないか

今回の監査では、補助事業や委託により実施されている事業が多く選定されている。31 事業を対象事業として選定したが、補助事業は 21 事業、委託により実施されている事業は、8 事業含まれている¹²。

補助事業については、

- ・補助対象は適切か、公益上の必要性はあるか（公益必要性）。
- ・補助金の申請、決定、交付等の手続は、県補助金等交付規則やそれぞれの補助金で定められている交付要綱等に準拠しているか（準拠性）
- ・補助金の算定及び交付時期は適切か
- ・補助対象事業と交付先団体の独自の事業との区別が明確になっているか
- ・補助事業の実績報告は適切か

委託により実施されている事業については、

- ・委託方法及び委託先の選定方法は適切か
- ・業務を委託することに合理性はあるか
- ・委託料の算定方法は妥当か
- ・契約内容は適切に規定されているか
- ・契約の履行確認、検査は有効になされているか
- ・事後評価は有効になされているか

¹² うち 2 事業は、補助事業と委託により実施されている事業の両方を実施しているため、重複してカウントしている。

を監査要点とした。

3.2 監査の対象事業

監査の対象事業として、31 事業（当初予算額 162 億円）を選定した。

「かごしま子ども未来プラン 2015」の施策の方向及び基本施策と関連付けて示すと以下のとおりとなる。

ライフステージに応じた一人一人に対する切れ目のない支援
I.ライフステージに応じた支援

| 施策の方向 | | 基本施策 | | 監査対象 | 事業名 |
|-------|------------------------|------|--------------------------|------|-----------------------------------------------------|
| 1 | 総合的な結婚の支援 | 1 | 結婚への支援 | 1 | 出会い・結婚相談事業 |
| 2 | 安心して妊娠・出産するための支援 | 1 | 安心して妊娠・出産するための支援 | 2 | 離島地域出産支援事業(離島地域出産支援事業) |
| | | | | 3 | 周産期医療対策事業 |
| | | | | 4 | 周産期医療対策事業(小児在宅医療地域連携支援事業) |
| | | | | 5 | 地域子ども・子育て支援事業(利用者支援事業等) |
| 3 | 不安や負担を和らげる子育て支援の推進 | 1 | 地域における子どもの発達段階に応じた子育ての支援 | 6 | 安心子ども基金総合対策事業(保育所等整備事業等) |
| | | | | 7 | 子ども・子育て支援総合対策事業(認定子ども園施設整備事業等) |
| | | | | 8 | 子ども・子育て支援総合対策事業(子育て支援員研修事業, 保育体制強化事業, 保育補助者雇上強化事業等) |
| | | | | 9 | 病児保育等体制整備促進事業 |
| | | | | 10 | かごしまの保育士緊急確保事業 |
| | | | | 11 | 魅力ある保育環境構築事業 |
| | | | | 12 | 子どものための教育・保育給付事業 |
| | | | | 13 | 地域子ども・子育て支援事業(子育て援助活動支援事業) |
| | | | | 14 | 地域子ども・子育て支援事業(病児保育事業) |
| | | | | 15 | 乳幼児医療費助成事業 |
| | | | | 16 | 乳幼児医療費助成在り方検討事業 |
| | | 2 | 子育ての経済的負担の軽減 | 17 | 地域子ども・子育て支援事業(子育て短期支援事業) |
| | | | | 18 | 地域子ども・子育て支援事業(実費徴収に係る補足給付) |
| | | | | 19 | 離島生徒大会参加費助成事業 |
| | | | | 20 | 奨学のための給付金事業(公立) |
| | | | | 21 | 私立小中学校等経済的支援実証事業 |
| | | | | 22 | 私立専修学校生経済的支援実証研究事業 |
| | | 3 | 子どもの健康の確保及び増進 | 23 | ピロリ菌検査事業 |
| | | 4 | 障害児や要保護児童等への対策への推進 | 24 | 児童虐待防止対策事業 |
| | | | | 25 | 児童家庭支援センター運営費補助事業 |
| | | | | 26 | 障害児通所給付事業 |
| | | 5 | 子どもの貧困対策の推進 | 27 | ひとり親家庭医療費助成事業 |
| 28 | 生活困窮者自立支援事業 | | | | |
| 6 | 子ども・子育てに安全・安心なまちづくりの推進 | 29 | 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 | | |
| 7 | 鹿児島島の特色をいかした施策の推進 | 30 | かごしま地域塾推進事業 | | |

II. 社会全体で行動し、少子化対策を推進

| 施策の方向 | | 基本施策 | 監査対象 | 事業名 |
|-------|---------------------------|------|------|-----------------------------|
| 1 | 結婚、妊娠・出産、子ども。子育てに温かい社会づくり | | 31 | 地域少子化対策強化事業(男性の家事・育児参画促進事業) |
| 2 | 企業の取組促進 | | | |

- ・監査対象の番号と4 外部監査の結果の枝番の番号と対応する
- ・監査対象 15 乳幼児助成事業は、施策の方向「3 不安や負担を和らげる子育て支援の推進」の基本施策「3 子どもの健康の確保及び増進」にも該当する
- ・監査対象 17 地域子ども・子育て支援事業(子育て短期支援事業)及び18 地域子ども・子育て支援事業(実費徴収に係る補足給付)は、施策の方向「3 不安や負担を和らげる子育て支援の推進」の基本施策「5 子どもの貧困対策の推進」にも該当する

平成 29 年度の子育て支援事業である 65 事業のうち (2.1.3 平成 29 年度予算について参照、以下「65 事業」とする)、広報紙「県政かわら版」において、「暮らしやすい鹿児島」をつくる重点施策で掲載されている 8 事業については、全て選定した。また、平成 29 年度当初予算の要点に記載されている、子育て支援に関する事業(主なもの)で掲載されている 30 事業¹³についても原則選定することとしたが、

地域子ども・子育て支援事業 (6 事業)

6 事業のうち 4 事業を抽出

育英財団奨学事業

平成 19 年度の包括外部監査で指摘事項等があったが、平成 24 年度でフォローされ特に指摘事項等がなかったため、監査対象外

とし、16 事業を選定した。

それ以外の 65 事業については、支援の基本施策がカバーするよう選定した。

65 事業以外からも、以下の 2 事業を選定した。

1 出会い・結婚相談事業

「かごしま子ども未来プラン 2015」の施策の方向で総合的な結婚の支援に関する事業が、65 事業に含まれていなかった。

29 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

平成 24 年度の外部監査で指摘・意見があり、その後の監査でフォローされていない

監査対象事業の担当部局及び課は以下のとおりである。監査対応は、平成 30 年度の担当課が担当したため、組織機構改正後の担当部局及び課を記載している。

¹³ この 30 事業については、「暮らしやすい鹿児島」をつくる重点施策で掲載されている 8 事業と全て重複している。また、子育て支援に関する事業(主なもの)では 19 事業として記載されているが、65 事業では 30 事業としてカウントしているため、ここでは 30 事業と記載している。

部局課別 監査対象事業

| 部局 課名称 | 監査対象 事業数 |
|-------------------------|-------------|
| 総務部 | 2 |
| 学事法制課 | 2 |
| 県民生活局 | 1 |
| 青少年男女共同参画課 | 1 |
| くらし保健福祉部 | 26 |
| 社会福祉課 | 1 |
| 健康増進課 | 1 |
| 障害福祉課 | 1 |
| 子ども家庭課 | 9 |
| 子育て支援課 | 14 |
| 教育庁 | 2 |
| 高校教育課 | 1 |
| 保健体育課 義務教育課 高校教育課 | 1 |
| 監査対象事業数合計 | 31 |

子育て支援事業が監査対象のため、くらし保健福祉部で 31 事業のうち 26 事業を選定し、くらし保健福祉部の中でも子育て支援課（14 事業）及び子ども家庭課（9 事業）の事業を選定している。

4 外部監査の結果（個別事業）

監査結果については、事務執行手続が、合規性（法令、条例、規則等（以下、「法令等」とする。）に準拠して行われているか）及び正当性を検討した結果、逸脱しているものを【指摘】として記載した。

3Eの観点から事業の管理上、改善が望ましい事項を（意見）として記載した。

（言葉の定義）

正当性・・・法令等の運用の仕方が適当であるか、社会通念上適切であるか

3E・・・有効性、効率性、経済性

有効性（Effectiveness）・・・目的とした成果、効果をあげているか

効率性（Efficiency）・・・より成果の得る方法はないか

経済性（Economy）・・・無駄な費用はかかっているか

個別事業の指摘事項等は、次表のとおりである。

なお次表以外に、「5.4 地域子ども・子育て支援事業（総論）」において、地域子ども・子育て支援事業全般について、「【指摘 22】「子ども・子育て支援交付金精算書」訂正後分の整備保管について」と「（意見 40）事業推進における県の役割のさらなる発揮について」を記載している。

4 外部監査の結果（個別事業）

個別事業の監査結果

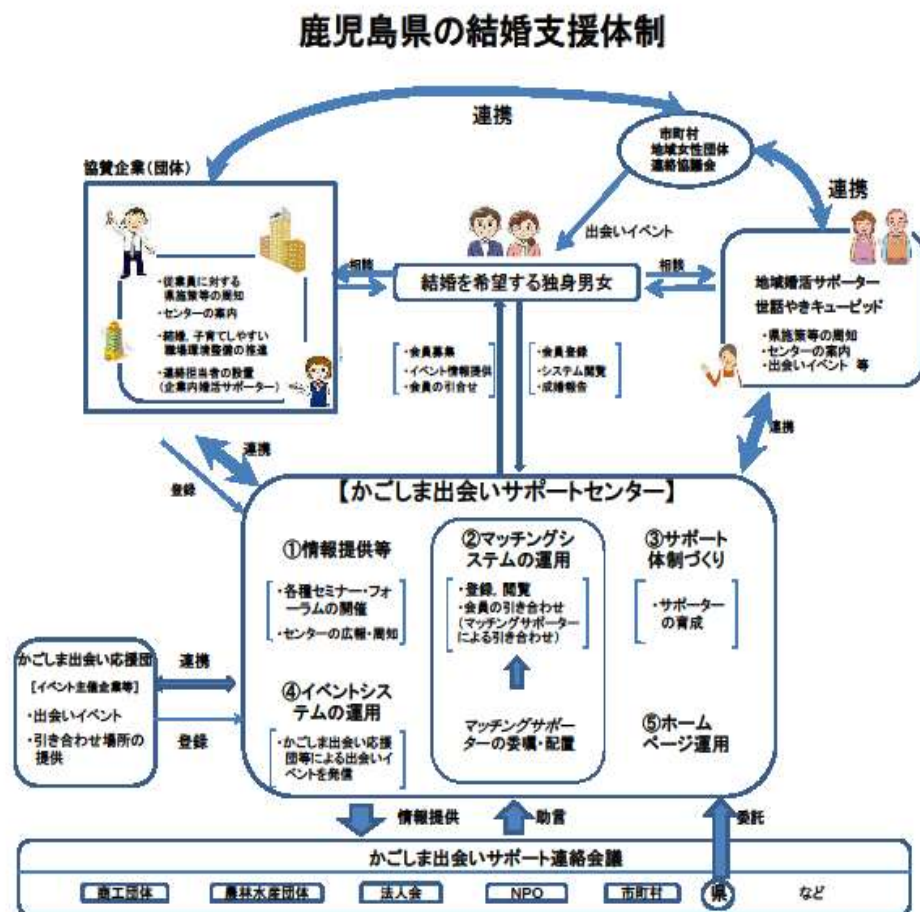
| 事業No. | 事業名 | 【指摘】 | （意見） | 内 容 |
|-------|---------------------------------------------------|------|------|---------------------------------|
| 1 | 出会い・結婚相談事業 | 1 | | 契約変更手続の漏れについて |
| 2 | 離島地域出産支援事業（離島地域出産支援事業） | | 1 | 市町村に対する交付要綱への助言について |
| 3 | 周産期医療対策事業（小児在宅医療地域連携支援事業を除く） | 2 | | 補助金対象経費の重複計上 |
| | | 3 | | 実績額明細書における減価償却費按分計算の誤計上 |
| | | 2 | | 実績額明細書における補助対象経費外の経費の算入 |
| | | 3 | | 交付事務手続における市町村への指導について |
| 4 | 周産期医療対策事業（小児在宅医療地域連携支援事業） | 4 | | 契約書の記載不備について |
| 5 | 地域子ども・子育て支援事業等（利用者支援事業等） | 4 | | 事業推進における県の指導力発揮について |
| | | 5 | | 乳児家庭全戸訪問事業の更なる推進について |
| | | 6 | | 市町村における実態把握と事業推進について |
| | | 7 | | 支援拠点の設置推進について |
| 6 | 安心こども基金総合対策事業（保育所等整備事業等） | 5 | | 工事着手報告及び進捗報告について（入手漏れ及び受付印漏れ） |
| 7 | 子ども・子育て支援総合対策事業（認定こども園施設整備事業） | 6 | | 実績報告書の記載誤りについて |
| 8 | 子ども・子育て支援総合対策事業（子育て支援員研修事業、保育体制強化事業、保育補助者雇上強化事業等） | 8 | | 研修等への参加費（実費）の管理について |
| | | 9 | | アンケート結果の活用について |
| | | 10 | | 問合せ結果の記録について |
| | | 11 | | 補助基準額の設定について |
| 10 | かごしまの保育士緊急確保事業 | 12 | | 委託業務の範囲について |
| 11 | 魅力ある保育環境構築事業 | 13 | | 「専門家による個別訪問」の間接人件費について |
| | | 14 | | 収支予算書の入手について |
| | | 15 | | 保育所等給与等実態調査の回収率について |
| 12 | 子どものための教育・保育給付事業 | 7 | | 全国統一費用及び地方単独費用の変更交付申請額の記載誤りについて |
| | | 16 | | 審査体制の見直し |
| 13 | 地域子ども・子育て支援事業（子育て援助活動支援事業） | 17 | | 子育て援助活動支援事業促進について |
| 14 | 地域子ども・子育て支援事業（病児保育事業） | 18 | | 実施市町村数の増加の必要性について |
| 15 | 乳幼児医療費助成事業 | 19 | | 実績報告書の記載誤りについて |
| 17 | 地域子ども・子育て支援事業（子育て短期支援事業） | 20 | | 達成状況を把握する時期について |
| | | 21 | | 市町村の体制整備状況の把握について |
| | | 22 | | 成果指標の設定について |
| 18 | 地域子ども・子育て支援事業（実費徴収に係る補足給付） | 23 | | 事業実施における課題の把握について |
| | | 24 | | 予算額に対して決算額が低額になったことについて |
| 19 | 離島生徒大会参加費助成事業 | 25 | | 申請漏れが3件発生したことについて |
| 20 | 奨学のための給付金事業 | 26 | | 支援金交付の遅れについて |
| 21 | 私立小中学校等経済的支援実証事業 | 27 | | 制度の利用が活発ではないことについて |
| 23 | ピロリ菌検査事業 | 8 | | 委託先の商号等確認について |
| | | 9 | | 再委託について |
| | | 10 | | キャンペーングッズの過年度における大量購入について |
| 24 | 児童虐待防止対策事業 | 28 | | 支出済額の把握について |
| | | 29 | | 評価指標の設定及び公表について |
| | | 30 | | 子ども虐待防止ネットワーク会議等のHP開示について |
| | | 31 | | 里親等への支援について |
| 25 | 児童家庭支援センター運営費補助事業 | 11 | | 障害児施設給付費等事業計画書の記載誤り |
| 28 | 生活困窮者自立支援事業 | 12 | | 収支決算書の記載誤りについて |
| | | 13 | | 収支予算書の記載誤りについて |
| | | 14 | | 広報用マグネットシートの大量購入について |
| | | 15 | | 支援決定事務の承認について |
| | | 16 | | NAS（ネットワーク接続ハードディスク）の設置場所について |
| | | 17 | | 保険の加入について |
| | | 18 | | 実績報告書の記載誤りについて |
| | | 32 | | 委託先のモニタリング及び検査の実施について |
| | | 33 | | 子どもの学習支援事業の利用促進について |
| | | 34 | | 業者選定手続について |
| | | 35 | | 県全体の支援件数増加及び任意事業の取組向上について |
| 29 | 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 | 19 | | 違約金の未徴収について |
| | | 36 | | 不納欠損処分について |
| | | 37 | | 貸借対照表徴収不能見込額の算定について |
| 30 | かごしま地域塾推進事業 | 20 | | 補助金、委託料の区別について |
| | | 21 | | 実績報告書の記載誤りについて |
| 31 | 地域少子化対策強化事業（男性の家事・育児参画促進事業） | 38 | | 実施主体と書類名義の相違について |
| | | 39 | | アンケート結果の活用について |

4.1 出会い・結婚相談事業

1. 事業の概要

結婚を希望する方の出会いや結婚を実現させるため、会員管理登録システムを利用したマッチングや、婚活イベントの情報発信等を行い、結婚を希望する方の「出会い」のきっかけづくりをサポートする「かごしま出会いサポートセンター」を運営するなど、独身者の出会いや結婚を支援する。また、地域少子化対策強化事業として、鹿児島結婚支援連絡会議（かごしま出会いサポート連絡会議）、各種セミナー、フォーラムの開催なども実施することで、鹿児島県として包括的に結婚支援や少子化対策事業を行っている。

[鹿児島県の結婚支援体制の全体像]



(1) かごしま出会いサポートセンター開設・運営、出張登録・閲覧会、マッチングサポーター研修

マッチングシステムを活用した独身男女の出会い支援を行うサポートセンターを開設し、登録された方のマッチングを平成 29 年 8 月 13 日から開始するとともに、出張登録や閲覧会、マッチングサポーターを対象とした研修会を開催した。

| 実施項目 | 実施内容 | | |
|---------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------|
| 鹿児島出会いサポートセンターの開設・運営 | 【開設日】 平成 29 年 5 月 20 日 【開設場所】 鹿児島市金生町 7 番 8 号鹿児島金生町ビル 5 階 【マッチング開始日】 平成 29 年 8 月 13 日 | | |
| 遠方の方向け出張登録・閲覧会 | 日付 | 場所 | 登録人数 |
| | 平成 29 年 8 月 23 日 | 鹿屋市 | 6 人 |
| | 平成 29 年 9 月 8 日 | 奄美市 | 3 人 |
| | 平成 29 年 9 月 9 日 | 奄美市 | 5 人 |
| | 平成 29 年 9 月 11 日 | 西之表市 | 0 人 |
| | 平成 29 年 11 月 19 日 | 鹿屋市 | 10 人 |
| | 平成 29 年 12 月 23 日 | 奄美市 | 3 人 |
| | 平成 29 年 12 月 24 日 | 奄美市 | 3 人 |
| マッチングサポーター研修会 ¹⁴ の開催 | 日付 | 場所 | 参加人数 |
| | 平成 29 年 7 月 20 日 | 鹿児島市 | 41 人 |
| | 平成 29 年 8 月 23 日 | 鹿屋市 | 17 人 |
| | 平成 29 年 9 月 8 日 | 奄美市 | 6 人 |
| | 平成 29 年 9 月 11 日 | 西之表市 | 8 人 |
| | 平成 29 年 10 月 21 日 | 鹿児島市 | 13 人 |
| | 平成 29 年 3 月 17 日 | 鹿児島市 | 7 人 |

¹⁴ 会員同士の引き合わせの際に、より円滑かつ効果的な引き合わせにつながるようマッチングサポーターの育成研修を実施する。なお、センターが結婚を希望する多くの方に利用されるためには、市町村や婚活サポーター、民間団体などの有機的な連携のもと、周知が図られることが必要であることから、当該研修の参加対象の範囲をマッチングサポーターに限定せず開催する。また、参加者同士が互いの活動について情報交換を行いながら、各自の活動を振り返り、取組内容を見直す機会とできるよう、研修に併せて交流会（意見交換会）も実施する。

[実施結果] ※平成 30 年 3 月 31 日時点

| 項目 | 結果 | 備考 |
|---------------|------------------------------|------------------------------------------------------|
| マッチングシステム登録者数 | 729 人 (男性 301 人、女性 428 人) | なお、平成 30 年 12 月 31 日現在では、1,040 人 (男性 435 人、女性 605 人) |
| カップル成立数 | 99 組 | なお、平成 30 年 12 月 31 日現在では、243 組 |
| 結婚成立数 | 0 組 | なお、平成 30 年 12 月 31 日現在では、7 組 |
| マッチングサポーター数 | 78 人 | なお、平成 30 年 12 月 31 日現在では、89 人 |

① 担当課 県民生活局 青少年男女共同参画課

なお、平成 30 年度から、くらし保健福祉部子育て支援課が担当している。

② 事業費の推移

単位：千円

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 当初予算額 | - | - | 13,606 |
| 決算額 | - | - | 11,754 |

増減理由等

会員登録料 (1,808 千円) を収入として受け入れたことによる。

③ 平成 29 年度事業費の内訳

単位：千円

| 節科目 | 決算額 | 摘要 |
|-----|--------|-----------------|
| 旅費 | 116 | マッチングサポーター研修他 |
| 委託料 | 11,638 | 出会い・結婚相談事業委託業務他 |
| 合計額 | 11,754 | |

④ かごしま子ども未来プラン 2015 の目標と実績

| 数値目標項目 | 現状 (平成 29 年度) | 目標 (平成 31 年度) |
|------------------|------------------|------------------|
| 婚活サポーターの委嘱数 (内訳) | 291 人 | 1,000 人 |
| (世話やきキューピッド) | (188 人) | |
| (地域婚活サポーター) | (15 人) | |
| (企業内婚活サポーター) | (10 人) | |
| (マッチングサポーター) | (78 人) | |
| 婚活イベントの年間情報提供数 | 54 回 | 70 回 |

- ⑤ 事業に関連する財政的援助団体とモニタリング状況
該当なし

- ⑥ 事業のモニタリング状況

| | | |
|-----------|-------------|--------|
| 所管課(自主検査) | 平成 29 年度 | 指摘事項なし |
| 監査委員監査 | 平成 30 年 8 月 | 指摘事項なし |

2. 監査の実施結果

【指摘 1】 契約変更手続の漏れについて

1. 現状

本事業は、「出会い・結婚相談事業業務委託仕様書」及び「委託業務実施計画書」に基づき、下記の業務を一般社団法人鹿児島県法人会連合会に委託し実施されている。

[委託業務の内容]

(1) センターの設置及び運営

本事業を実施するため、センターを県内 1 か所に設置し、運用する。

(2) マッチングの実施

結婚を希望する独身男女を対象に会員募集を行い、マッチングシステムを活用した 1 対 1 のお引き合わせを行う。

①センターホームページの管理

②マッチングシステムの管理

③会員の募集

④マッチングサポーターの募集

⑤かごしま出会い応援団の募集

⑥協賛企業の募集

(3) サポーターの育成研修及び交流会（意見交換会）の開催

上記委託業務について、その後の「委託業務実績報告書」によると上記(2)⑥協賛企業の募集については、「当サポートセンターの取組に賛同し、従業員等に対する広報をする「協賛企業」について募集開始のための準備を行った。」としている。ここで、「⑥協賛企業の募集」については、平成 30 年 3 月 31 日時点での協賛企業は 0 社であった。

これについて担当者に質問したところ、別事業である、地域少子化対策強化事業の九州地域戦略会議連携事業の「結婚・子育てポジティブキャンペーン PT」においても、九州各県の枠で企業に協賛を呼びかけることから、「結婚・子育てポジティブキャンペーン PT」単独で呼びかけるか、出会い・結婚相談事業と併せて呼

びかけるのかの方針が決定していなかったためとのことであった。というのも、企業が結婚支援に取り組むには、ハラスメント等への一定の配慮が必要であることから、決定が遅れたとのことであった。そこで、委託先である一般社団法人鹿児島県法人会連合会に対しては、協賛企業の募集についてはストップをかけていたとのことであった。しかし、その時点で業務委託契約や業務委託仕様書については、再契約や見直しはなされていなかった。

その後、「結婚・子育てポジティブキャンペーンPT」と併せて平成30年10月から協賛企業の募集を開始し、県においては147社の賛同があり、協賛企業の内諾を得ているとのことである。

2. 問題点及び改善案

県は、委託先である一般社団法人鹿児島県法人会連合会に対して協賛企業の募集についてストップをかけるという判断をした時点で、業務委託契約の内容に変更があることから、契約変更の процедуру実施すべきであった。また、当該委託業務については一式で金額を算出し業務委託契約を締結しているが、その一部を実施しないこととした場合、当然ながら当該契約金額についても委託先と調整し減額する余地もあると考えられる。これは、手続上の不備という観点からだけでなく、経済性の観点からも問題であると言える。契約の内容に変更があった際には、当然に当該契約に沿って速やかに契約変更の процедуру実施する必要がある。

4.2 離島地域出産支援事業

1. 事業の概要

常駐の産科医がない離島地域の妊婦が遠方の産科医療機関を利用せざるを得ない場合に、通院や現地滞在に要する経費の一部を助成することで、経済的負担の軽減を図り、安心して出産できる環境づくりを推進することにより、少子化対策の一助とする。

対象離島は次のとおりである。

| 市町村 | 対象島名 | 市町村 | 対象島名 |
|-------|--------------------------------|------|--------------|
| 薩摩川内市 | 上甕島、中甕島、下甕島 | 瀬戸内町 | 加計呂麻島、請島、与路島 |
| 三島村 | 竹島、硫黄島、黒島 | 喜界町 | 喜界島 |
| 十島村 | 口之島、中之島、諏訪之瀬島 平島、悪石島、小宝島、宝島 | 与論町 | 与論島 |
| | | 出水市 | 桂島（対象者なし） |
| 長島町 | 獅子島 | | |
| 屋久島町 | 口永良部島 | | |

① 担当課 保健福祉部 子ども福祉課

なお、平成30年度から、くらし保健福祉部子ども家庭課が担当している。

② 事業費の推移

単位：千円

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-------|--------|--------|--------|
| 当初予算額 | 3,009 | 2,932 | 4,183 |
| 決算額 | 2,298 | 2,631 | 2,514 |

平成29年度の当初予算額増は、出産待機にかかる宿泊費について、補助上限額を25,000円（宿泊数制限なし：5泊相当）から75,000円（宿泊数制限なし：15泊相当）に拡充したことによるもの。

③ 平成29年度事業費の内訳

単位：千円

| 節科目 | 決算額 | 摘要 |
|--------|-------|-----|
| 補助金 | 2,500 | |
| その他の歳出 | 14 | 需用費 |
| 合計額 | 2,514 | |

④ かごしま子ども未来プラン 2015 の目標と実績

| 数値目標項目 | 現状 (平成 29 年度) | 目標 (平成 31 年度) |
|--------|------------------|------------------|
| 該当なし | | |

⑤ 事業に関連する財政的援助団体とモニタリング状況

該当なし

⑥ 事業のモニタリング状況

| | |
|-----------|--------------------|
| 所管課(自主検査) | 平成 29 年度 指摘事項なし |
| 監査委員監査 | 平成 30 年 9 月 指摘事項なし |

2. 監査の実施結果

(意見 1) 市町村に対する交付要綱への助言について

1. 現状

県は本事業を平成 20 年度から実施しているが、離島を抱える市町村においてはそれ以前から同様の事業を実施しているところもあった。三島村は平成 12 年度から、薩摩川内市は平成 19 年度から実施している。平成 20 年度からは市町村が 1/2 負担、県が 1/2 負担で全県的に進められ、助成範囲も徐々に拡大し充実してきている。

実施主体である市町村の実施要綱の項目を比較したのが次の表である。

| 実施主体 | 薩摩川内市 | 三島村 | 十島村 | 長島町 | 瀬戸内町 | 喜界町 | 与論町 |
|-----------------|-------|-----|-----|-----|------|-----|-----|
| 趣旨・目的 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 助成対象 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 助成金額等 | ○ | ○※2 | ○※1 | ○※2 | ○ | ○※2 | ○ |
| 申請 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○※4 | ○ |
| 交付の決定 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○※4 | ○ |
| 助成金の返還 | ○ | ○ | ○ | ○※3 | ○ | ○※4 | ○※5 |
| 見直しの期間 | ○ | | | | | | |
| 効果の測定 | ○ | | | | | | |
| 助成金の交付を受けたものの責務 | ○ | | | | | | |
| その他 | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ |

※1 事情があれば追加宿泊費支援の定めがある。一方「やむを得ない緊急搬送についても対象とする」旨の記載がない。

※2 「やむを得ない緊急搬送についても対象とする」旨の記載がない。

※3 「長島町補助金交付規則」第 18 条で定めている。

※4 「喜界町妊産婦支援条例施行規則」第2～4条で定めている。

※5 「与論町補助金交付規則」第18条で定めている。

薩摩川内市を例にとると、「助成金制度見直しの期間」、「効果の測定」、「助成金交付を受けたものの責務」がほかの町村には見られない項目である。これらの項目についてどのような業務が実施されているかは監査対象外であるため把握していないが、興味深い項目である。

2. 問題点及び改善案

実施自治体によって実施要綱に記載項目が異なる。自治体の主体的な意思によって設けられた項目であり事業運営にあたって不都合がなければよいと言える。しかし、県民に可能な限り広く公平に行政サービスを行き渡らせるために、実施主体となっている市町村の足並みをそろえる助言を県が行ってもいいのではないだろうか。県にはそのための情報が集まっている。具体的には実施要綱を市町村間で相互に閲覧する仕組みを設け、必要最低限の項目ではなく、より良い行政サービスにつながるような項目を率先して設けるような機運に結びつけられたらよい。

県は市町村ひいては県民を支援するのにちょうどよいポジションにいる。

4.3 周産期医療対策事業(小児在宅医療地域連携支援事業を除く)

1. 事業の概要

県民が安心して子どもを産み育てることができるためには、周産期医療の向上が求められる。このためには、個々の医療関係者の努力だけに頼るのではなく、地域全体として将来を見据えた計画的な医療体制の整備が有効である。厚生労働省が平成 22 年 1 月に定めた「周産期医療体制整備指針」を受け、県は平成 23 年 3 月に「鹿児島県周産期医療体制整備計画」(平成 27 年 3 月「第 2 次鹿児島県周産期医療体制整備計画」。以下、「整備計画」という。)を策定し、周産期医療体制の整備、充実に努めている¹⁵。

県は整備計画において、「薩摩」「北薩」「始良・伊佐」「大隅」「熊毛」「奄美」の 6 つの小児科・産科医療圏において、医療関連施設を 3 段階に区分している。

| 名称 | 対象病院及び医療圏 | 主な役割 |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総合周産期母子医療センター | 鹿児島市立病院 (薩摩) | 《総合周産期医療の中核的病院》 ・リスクの高い妊娠に対する医療や高度な新生児医療を提供 ・他の施設と連携し、地域の医療機関や地域周産期母子医療センターからの救急搬送受け入れ |
| 地域周産期母子医療センター | 鹿児島大学病院 (薩摩) 今給黎総合病院 (薩摩) 済生会川内病院 (北薩) 県民健康プラザ鹿屋 医療センター (大隅) 県立大島病院 (奄美) | 《地域の拠点病院》 ・比較的高度の医療を提供 ・地域の医療機関からハイリスク妊婦の受け入れや総合周産期母子医療センター等への搬送等 |
| 地域周産期医療関連施設 | 上記以外の病院 診療所 助産所 | 《地域において出産を支える医療関連施設》 ・正常な分娩や低リスクの出産に対応 (分娩は取り扱わないが妊婦健康診査を実施する施設も含む) ・リスクの高い妊婦の総合又は地域周産期母子医療センターへの搬送等 |

また、産科医療体制の確立のためには、これらの産科医療機関の維持・確保が必要であるが、機関の継続に必要な人材の確保、とりわけ産科医と助産師の確保については、県内産科医療機関の約 6 割が不安を持っている¹⁶。

¹⁵ 整備計画は、国の「周産期医療体制整備指針」に基づいて定められ、医療法に基づく「鹿児島県保健医療計画」や次世代育成支援対策推進法等に基づく「かごしま子ども未来プラン」(母子保健計画)とも整合性を図っている。なお、整備計画は、平成 30 年度から「鹿児島県保健医療計画」と一体化された。

¹⁶ 産科医療機関 71 施設へ調査した結果、産科医療機関として今後継続していくための課題として「やや不安」「かなりの課題」と回答した施設は、産科医の確保 44 施設 (61%)、助産師 43 施設 (61%)、看護師 44 施設 (62%)、麻酔医 31 施設 (44%) であった。(整備計画 P25)

4.3 周産期医療対策事業(小児在宅医療地域連携支援事業を除く)

当事業は、産科医等確保に取り組む市町村、総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターを支援するとともに、県全体の周産期医療体制についての協議を行っている。

| 事業名 | 補助内容 | 財源 |
|----------------------|-------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| ア) 周産期母子医療センター支援事業 | 周産期医療体制の拠点である総合及び地域周産期母子医療センターの運営費を補助する | 国 1/3. 県 1/3. 事業者 1/3 (一部 県 1/2) (一部 国 1/3. 事業者 2/3) |
| イ) 周産期医療体制推進事業 | 周産期医療体制の整備等について協議を行うため、周産期医療協議会を開催する | 国 1/3. 県 2/3 |
| ウ) 産科医療体制確保支援事業※ | 産科医療体制の確保が困難な地域において、新たに産科医等を確保するための取組を行う市町村等に対し、費用の一部を補助する。 | 県 1/2. 市町村 1/2 |
| エ) 周産期母子医療センター施設整備事業 | 周産期医療体制の安定確保を図るため、地域周産期母子医療センターの施設整備に必要な経費の一部を補助する。 | 国 1/3. 事業者 2/3 (一部 国 1/2. 事業者 1/2) |

※ 鹿児島県地域医療介護総合確保基金事業補助金の一部である。

① 担当課 保健福祉部 子ども福祉課

なお、平成 30 年度から、くらし保健福祉部子ども家庭課が担当している。

② 事業費の推移

単位：千円

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 当初予算額 | 109,748 | 122,473 | 130,497 |
| 決算額 | 43,186 | 60,077 | 49,864 |

- ・平成 29 年度補正後の予算は 53,325 千円であった。
- ・当初予算額と決算額の差異は、主に周産期母子医療センター支援事業における国庫内示の減によるものである。
- ・前年度決算額と当年度決算額の差異は、設備整備事業や施設整備事業の有無によるものである。
- ・地域周産期母子医療センター設備整備事業補助金 平成 28 年度 12,528 千円 平成 29 年度 一円

4.3 周産期医療対策事業(小児在宅医療地域連携支援事業を除く)

③ 平成 29 年度事業費の内訳

単位：千円

| 節科目 | 決算額 | 摘要 |
|-------------|--------|------------------------------------------------|
| 負担金、補助及び交付金 | 49,531 | 周産期母子医療センター運営補助金 39,729 産科医療体制確保支援補助金 9,802 |
| 旅費、報償費他 | 333 | 周産期医療協議会出席者謝金、周産期関係施設訪問旅費他 |
| 合計額 | 49,864 | |

④ かがしま子ども未来プラン 2015 の目標と実績

| 数値目標項目 | 現状 (平成 29 年度) | 目標 (平成 31 年度) |
|--------|------------------|------------------|
| 該当なし | | |

産科医療体制確保支援事業を除き評価目標は定めていないが、議会において、①予算案の審議 ②事業遂行後の「主要施策の成果に関する調書(各部作成)」を用いた検討により、事業の評価及び見直しを行っている。

産科医療体制確保支援事業における達成状況は以下のとおりである。

○平成 29 年度鹿児島県計画に関する事後評価(医療分)の目標と実績

| 数値目標項目 | 当初 (平成 29.4 月) | 成果 (平成 30.4 月) |
|------------------------------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 〈産科医療体制確保支援事業〉 助成対象地域の分娩取扱医療機関の 産科医、助産師数 | 常勤産科医 102 人 常勤助産師 362 人 | 常勤産科医 115 人 常勤助産師 391 人 |
| 分娩 1,000 件当たりの分娩取扱医療機関 常勤産科医数 | 6.9 人 | 8.1 人 |

⑤ 事業に関連する財政的援助団体とモニタリング状況

該当なし

⑥ 事業のモニタリング状況

| | | |
|-------|----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会計検査院 | 平成 30 年 3 月 対象年度： 平成 27 年度 平成 28 年度 | 【母体救命強化加算について】 周産期母子医療センター運営補助の母体救命強化加算については、補助対象経費が他の補助金と重複しており、不適切な計上がなされている。指摘後の補助対象経費額も基準額を超えているため、補助金交付額には影響なし。 (処理顛末) 補助対象団体である鹿児島市立病院と協議の上、計 |
|-------|----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

4.3 周産期医療対策事業(小児在宅医療地域連携支援事業を除く)

| | | |
|--------|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| | | 上の仕方を改めるとともに、厚生労働省より改正後の補助対象経費算出方法について問題ないとの回答を得た。なお、平成 29 年度は、最終的に改正後の方法で補助対象経費を算出している。 |
| 監査委員監査 | 平成 30 年 9 月 | 指摘事項なし |

2. 監査の実施結果

実績報告書の不備について〈周産期母子医療センター運営費補助金〉

補助金交付申請にあたり、補助対象団体が県に提出する実績報告書である「実績額明細書」には、補助対象事業の歳出額、歳入額及び収支差額が記載される。県では「実績額明細書」に記載される各項目の精査は行わず、同報告書添付の「歳入歳出決算書抄本」(補助対象団体の長が補助対象事業の各決算数値に相違ないことを証明した文書)をもって各項目の数値が適正であるものとし、「実績額明細書」と県補助所要額を算定する「所要額精算書」との記載内容の整合性を主に検証している。

「実績額明細書」の各項目について検討したところ、以下の点において不備がみられた。

【指摘 2】 補助金対象経費の重複計上

1. 現状及び問題点

当事業における「地域周産期母子医療センター運営補助金」の補助金交付対象経費と「医師勤務環境改善等事業補助金」の補助金交付対象経費が一部重複していることが発見された。重複計上の金額・内容、返納すべき補助金額については、現在、子ども家庭課及び補助金交付申請病院で精査中である。(1 病院)

《鹿児島県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱 別表 1 より抜粋》

| 補助金の交付対象となる事業の種類 | 補助金交付対象となる経費 | 基準額 | 補助金額 |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 医療勤務環境改善等事業 | 分娩を取扱う産科・産婦人科医及び助産師に対して、処遇改善を目的として分娩取扱件数に応じて支給される手当(分娩手当等) | a 産科医等確保支援事業 分娩手当等 1 分娩当たり 10,000 円 | 次に掲げる額のうち最も少ない額に 3 分の 1 を乗じて得た額 1 基準額 2 対象経費の実支出額 |
| | NICU において新生児を担当する医師の処遇改善を目的として支給される NICU に入院する新生児に応じて支給される手当(新生児担当医手当等) | b 新生児医療担当医確保支援事業 新生児担当医手当等 新生児 1 人当たり 10,000 円 (NICU 入院初日のみ) | 次に掲げる額のうち最も少ない額に 3 分の 1 を乗じて得た額 1 基準額 2 対象経費の実支出額 |

2. 改善案

当事案が発生した理由は、補助金交付申請病院の誤認に加えて、各々の補助金制度を所管する部署間、職員間における連携不足なども原因と考えられる。国・県の重点施策である医療・福祉分野の補助金制度は、度重なる制度変更や拡充により非常に複雑な制度となっている。このため、これら全ての補助金交付対象経費の重複につき、担当職員の努力だけで漏れなく把握することは簡単ではない。今後は、各補助金の交付対象経費等の情報を職員間で共有できる体制の強化が必要と考える。

【指摘3】実績額明細書における減価償却費按分計算の誤計上

1. 現状及び問題点

減価償却費のうち、補助対象事業に係る減価償却費を算定する際の計算式が、平成27年5月の病院移転前の旧病棟面積に基づく算式のままであった。これにより、減価償却費が546千円過大計上されていた。なお、修正後の事業費も修正前同様に補助基準額を超えることから、結果として交付補助金額に影響はない。(1病院)

2. 改善案

「実績額明細書」全ての項目を根拠資料と照合することは、所轄部署のマンパワーにおいてもコスト対効果の面においても現実的でないため、決算書抄本によって各団体の長に決算書数値の適正性を証明させることは、ある意味有用である。しかしながら、実績報告書に記載すべき数値は”補助対象の収入及び費用“であり、各団体の決算書の数値そのものではないため、補助金交付対象の定義や範囲、事業者の補助対象事業費の按分計算の考え方については、やはり県でも把握・検証すべきと考える。

(意見2) 実績額明細書における補助対象経費外の経費の算入

1. 現状及び問題点

補助金交付要綱に定める補助金交付対象経費以外の項目(支払利息・公租公課 計3,359千円)が、事業費に算入されていた。(1病院)

《周産期母子医療センター運営費補助金交付要綱 別表2より抜粋》

| 区分 | 補助金の交付の対象経費 | 基準額 | 補助金額 |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 運営費補助 | 地域周産期母子医療センターの運営に必要な次に掲げる経費 職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、材料費(医薬品費、診療材料費、給食材料費)、印刷製本費、通信運搬費、光熱 | 次の1.2により算出された額の合計額とする。 1 次の(1)、(2)により算出された額を国の定める評価基準に当てはめて計算して得た額 (1)NICU運営費 9,066千円×病床数×事業月数/12 (2)GCU運営費 | 基準額と対象経費の実支出額から診療収入及び寄付金その他の収入金額を控除して得た額を比較して、少ない方の額に3分の1を乗じて得た額 (算出された額に |

4.3 周産期医療対策事業(小児在宅医療地域連携支援事業を除く)

| 区 分 | 補助金の交付の対象経費 | 基準額 | 補助金額 |
|-----|------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|----------------------------------|
| | 水料、借料及び損料、社会保険料、雑役務費(修繕料)、燃料費、委託費、減価償却費、資産消耗費 | 2,513千円×病床数×事業月数/12 2 搬送受入事業促進事業 1日につき1人当たり13,570円 | 1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。)) |

2. 改善案

「確かに補助金交付要綱別表2における補助金交付対象経費には記載されていないが、過年度から継続してこれらの項目を含めており、国の補助金審査及び監査においても指摘されたことはない¹⁷。」との回答を得ている。しかしながら、交付要綱の補助金対象経費に「等」は含まれていないことから、当該経費は例示列举ではなく限定列举と解される。これを例示列举とし、支払利息についても補助金交付対象経費と認めるのであれば、交付要綱上で明記すべきである。総合及び地域周産期母子医療センター運営補助金を申請している3病院のうち、他の2病院は法人全体の決算書で計上している支払利息を「実績額明細書」では計上していない点に鑑みても、補助金支給の公平性の点において、国と協議した上で、適切な対応をとる必要があると考える。

(意見3) 交付事務手続における市町村への指導について

1. 現状及び問題点

平成29年度産科医療体制確保支援事業補助金交付事務手続において、枕崎市は、二度変更申請を行っている。変更申請自体は要綱に定められた手続ではあるが、特に2回目の変更申請については、県が変更交付決定通知を発行した3月26日の翌27日に、市より2回目変更交付申請書が提出されている。変更交付決定通知を発行するまでには、稟議書による承認手続や県知事印の押印手続等の工数がかかることから、このような度重なる変更手続は非常に無駄が多いと言えよう。

2. 改善案

上記事案は県事務手続の瑕疵はないものの、市町村に対して申請時のチェック体制強化に係る指導を行われたい。

| | 申請日 | (変更)交付決定通知日 |
|-------|-------------|-------------|
| 当初申請 | 8/14 | 9/14 |
| 変更申請 | 3/20 | 3/26 |
| 再変更申請 | 3/27 | 3/27 |

¹⁷ 当事業の補助金は国も負担することから、国への補助金交付申請の審査及び会計検査院の検査を受ける

4.4 周産期医療対策事業（小児在宅医療地域連携支援事業）

4.4 周産期医療対策事業（小児在宅医療地域連携支援事業）

1. 事業の概要

医療的ケア児等が安心して療養できる地域の支援体制づくりを推進するために、多施設・多職種の連携ネットワーク会議を開催するとともに、在宅医療に必要な情報を提供する小児在宅医療支援ウェブサイト¹⁸を運用する。

① 担当課 保健福祉部 子ども福祉課

なお、平成 30 年度から、くらし保健福祉部子ども家庭課が担当している。

② 事業費の推移

単位：千円

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 当初予算額 | — | — | 6,488 |
| 決算額 | — | — | 5,549 |

・平成 29 年度の新規事業である。

③ 平成 29 年度事業費の内訳

単位：千円

| 節科目 | 決算額 | 摘要 |
|-----|-------|----------------------------------|
| 委託料 | 5,058 | a)ウェブサイト作成業務委託 2,909 |
| | | b)訪問看護ステーション等取組強化 1,512 |
| | | c)小児在宅医療推進研修会 507 |
| | | d)かごしま子ども在宅医療ナビ そよかぜチラシ作成 130 |
| 旅費 | 307 | 屋久島出張旅費等 |
| 報償費 | 132 | 委員謝金 |
| その他 | 52 | 書籍代他 |
| 合計額 | 5,549 | |

事業費のうち主な項目は業務委託料である。平成 30 年 4 月に開設するウェブサイト¹⁸構築費用が最も大きな支出であった。

| 委託業務 | 契約方法 |
|--------------------------|-----------|
| a)ウェブサイト作成業務委託 | 企画競争型随意契約 |
| b)訪問看護ステーション等取組強化 | 随意契約 |
| c)小児在宅医療推進研修会 | 随意契約 |
| d)かごしま子ども在宅医療ナビそよかぜチラシ作成 | 随意契約 |

¹⁸ かごしま子ども在宅療養ナビ「そよかぜ」 <https://www.soyokaze-kagoshima.jp/>

4.4 周産期医療対策事業（小児在宅医療地域連携支援事業）

④ かごしま子ども未来プラン 2015 の目標と実績

| 数値目標項目 | 現状 (平成 29 年度) | 目標 (平成 31 年度) |
|--------|------------------|------------------|
| 該当なし | | |

子ども未来プラン 2015 以外では、鹿児島県保健医療計画における〈小児の訪問看護に取り組む訪問看護ステーションの割合〉を当事業の数値目標として掲げている

| | 現状 | | 目標値 |
|-------------------------------|----------|----------|-----------|
| | 平成 27 年度 | 平成 29 年度 | ～平成 35 年度 |
| 小児の訪問看護に取り組む 訪問看護ステーションの割合 | 42.8% | 47.1% | 50% |

事業計画及び実績

| | 計画 | 実績 |
|---------------------|-----------|------------------------|
| 小児在宅医療推進会議の開催 | 1 回 | 1 回 出席者 14 人 |
| 地域連携ネットワーク会議の開催 | 2 か所各 2 回 | 始良・屋久島地域で各 2 回 |
| 家族向け支援ツールの作成 | ウェブサイト作成 | 「かごしま子ども在宅療養ナビそよかぜ」を構築 |
| 県内医療関係者等を対象とした研修会開催 | 1 回 | 1 回 |

計画と実績に大きな乖離はなかった。

⑤ 事業に関連する財政的援助団体とモニタリング状況

該当なし

⑥ 事業のモニタリング状況

| | |
|-----------|--------------------|
| 所管課(自主検査) | 平成 29 年度 指摘事項なし |
| 監査委員監査 | 平成 30 年 9 月 指摘事項なし |

2. 監査の実施結果

【指摘 4】 契約書の記載不備について

1. 現状

契約書を閲覧した結果、平成 29 年度業務委託契約書 1 件について、契約書の文言訂正数（削除○文字、挿入△文字）が実際の訂正文字数と異なっていた。

2. 問題点

契約書作成事務の承認体制自体は整っており、今回はたまたま記載内容のチェックをかいくぐった案件であった。当不備をもって契約内容が即無効となる訳ではないが、契約書は外部の第三者との権利義務関係を証明する最も重要な書類であることから、今後は記載内容のチェックに留意されたい。

4.5 地域子ども・子育て支援事業等（利用者支援事業等）

4.5 地域子ども・子育て支援事業等（利用者支援事業等）

当該区分においては、「鹿児島県地域子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱（改正後）」第2条記載の対象事業13事業のうち、(1)利用者支援事業、(7)乳児家庭全戸訪問事業、(8)養育支援訪問事業、(10)地域子育て支援拠点事業の4事業が「利用者支援事業等」としてまとめられているため、以下において4.5.1利用者支援事業、4.5.2乳児家庭全戸訪問事業、4.5.3養育支援訪問事業、4.5.4地域子育て支援拠点事業に区分して記載する。

1. 事業費（4事業合計）の推移

平成27年度から29年度における利用者支援事業等（利用者支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業及び地域子育て支援拠点事業の合計額）の当初予算額、実績額及び増減額等の状況は次のとおりである。

単位：千円

| 区分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 増減 |
|--------|---------|----------------|---------------|--------|
| ①当初予算額 | 227,403 | 269,674 | 294,994 | 25,320 |
| ②実績額 | 226,517 | 260,881 | 285,175 | 24,294 |
| 実績額増加額 | — | 34,364(15.17%) | 24,294(9.31%) | — |
| ①-② | 886 | 8,793 | 9,819 | 1,026 |

表のように4事業合計の数値となっているが、事業費は予算額、実績額ともに比較的大きく、かつ、増加傾向にある。

事業費の実績額は平成28年度に前年度比15.17%の34,364千円増加、29年度においても、さらに9.31%（24,294千円）が増加し285,175千円という状況である。

4.5.1 利用者支援事業

1. 事業の概要

① 担当課

総務部県民生活局 青少年男女共同参画課

なお、平成 30 年度から、くらし保健福祉部子育て支援課が担当している。

② 事業内容

子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

なお、[利用者支援事業実施要綱]による事業の目的、実施主体及び事業の内容は次のとおりである。

(事業の目的)

一人一人の子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、又は妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とする。

(実施主体)

実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

(事業の内容)

子ども・子育て支援法第 59 条第 1 号¹⁹に基づき、子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。

¹⁹ 子ども・子育て支援法第 59 条第 1 号

第五十九条 市町村は、内閣府令で定めるところにより、第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる実施か事業を行うものとする。

一 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用できるよう、子ども及びその保護者の身近な場所において、地域の子ども・子育て支援に関する各般の問題につき、子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の内閣府令で定める便宜の提供を総合的に行う事業

③ 事業費の推移

(単位：千円)

| 区分 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 増 減 |
|--------|----------|----------|----------|--------|
| ①当初予算額 | 10,363 | 33,392 | 43,401 | 10,009 |
| ②実績額 | 16,518 | 27,128 | 38,199 | 11,071 |
| ①-② | △6,155 | 6,264 | 5,202 | △1,062 |

表のように、平成 27 年度は実績額が超過していることもあってか、28 年度にかけては予算額が約 3.2 倍の 33,392 千円に増加し、29 年度ではさらに約一千万円増加の 43,401 千円となっている。

実績額においても、年々約一千万円の増加が見られる。

担当課の説明としては、「市町村の取組がすすんだため。」とのことである。

④ かがしま子ども未来プラン 2015 の目標と実績等

(単位：か所)

| 数値目標項目 | 現状 (平成 29 年度) | 目標 (平成 31 年度) |
|--------------|------------------|------------------|
| 利用者支援事業実施箇所数 | 24 | 42 |

なお、利用者支援事業における成果指標と平成 29 年度における達成状況等は次のとおりである。

| 成果指標 | 達成状況 | 今後の課題 | 今後検討している方策等 |
|-------|------|------------|-------------|
| 実施箇所数 | 未達成 | 事業実施の推進を図る | — |

実施箇所数を成果指標として事業が推進されており、平成 29 年度においては未達成の状況である。また、今後も市町村担当者会議等により、必要な助言を行っていくとのことである。

次に、成果指標とされている「実施箇所数」及び補助金額についての平成 27 年度から 29 年度までの「子ども・子育て支援交付金 実績報告一覧（実施箇所数）」による実施箇所数の推移及び増減の状況は次頁⑤のとおりである。

⑤ 市町村別年度別 か所数及び補助金実績額の推移

(金額単位：千円)

| 市町村 | 平成 27 年度 | | 平成 28 年度 | | 平成 29 年度 | | 27 年度からの増減 | |
|------------|----------|--------|----------|--------|----------|--------|------------|--------|
| | か所数 | 金額 | か所数 | 金額 | か所数 | 金額 | か所数 | 金額 |
| 1 鹿児島市 | 10 | 5,765 | 10 | 12,521 | 10 | 14,192 | 0 | 8,427 |
| 2 鹿屋市 | — | — | 1 | 2,594 | 1 | 2,514 | 1 | 2,514 |
| 3 枕崎市 | 1 | 4 | 1 | 57 | 1 | 187 | 0 | 183 |
| 4 阿久根市 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 5 出水市 | — | — | — | — | 2 | 4,244 | 2 | 4,244 |
| 6 指宿市 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 7 西之表市 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 8 垂水市 | 1 | 600 | 1 | 732 | 1 | 838 | 0 | 238 |
| 9 薩摩川内市 | — | — | 1 | 907 | 2 | 3,575 | 2 | 3,575 |
| 10 日置市 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 11 曾於市 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 12 霧島市 | 1 | 859 | 1 | 45 | 1 | 83 | 0 | △776 |
| 13 いちき串木野市 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 14 南さつま市 | 1 | 2,244 | 1 | 2,355 | 1 | 2,371 | 0 | 127 |
| 15 志布志市 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 16 奄美市 | — | — | 2 | 1,418 | 2 | 1,860 | 2 | 1,860 |
| 17 南九州市 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 18 伊佐市 | 1 | 7,046 | 1 | 4,996 | 1 | 6,897 | 0 | △149 |
| 19 始良市 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 20 三島村 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 21 十島村 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 22 さつま町 | — | — | 1 | 1,406 | 1 | 1,406 | 1 | 1,406 |
| 23 長島町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 24 湧水町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 25 大崎町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 26 東串良町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 27 錦江町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 28 南大隅町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 29 肝付町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 30 中種子町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 31 南種子町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 32 屋久島町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 33 大和村 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 34 宇検村 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 35 瀬戸内町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 36 龍郷町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 37 喜界町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 38 徳之島町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 39 天城町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 40 伊仙町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 41 和泊町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 42 知名町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 43 与論町 | — | — | 1 | 97 | 1 | 32 | 1 | 32 |
| 合計 | 15 | 16,518 | 21 | 27,128 | 24 | 38,199 | 9 | 21,681 |

(注)表中の「か所数」は基本型、特定型及び母子保健型を合計した数である。

表のように平成 27 年度の 6 自治体（基本型 3 か所、特定型 4 か所及び母子保健型 8 か所の計 15 か所）から 29 年度の 12 自治体（基本型 7 か所、特定型 5 か所及び母子保健型 12 か所の計 24 か所）に増加しているものの、43 自治体に占める割合は未だ 3 割程度と少なく、今後の推進が期待される。

なお、町村ではさつま町、表最下の与論町での実施が注目される。

2. 監査の実施結果

(意見 4) 事業推進における県の指導力発揮について

1. 現 状

前表⑤のとおり「か所数」のない市町村が多い。

2. 問題点及び改善策

成果指標として「実施箇所数」を設定し事業推進が行われている状況ではあるが、県内 43 市町村に占める割合は未だ 3 割程度と少なく、また、事業対応能力的にも余力があると思われる相対的に規模の大きな市を中心とした事業実施が目立っている。

ただ、当該事業は本来全ての市町村において実施されるべき性質の事業である。

実施主体である市町村からの申請に基づく事業とはなっているが、特に町村における事業推進を図るためには、より積極的な情報提供及び申請がない理由の把握、助言等の機能の発揮による全市町村実施に向けた事業推進への取組が求められる。

4.5.2 乳児家庭全戸訪問事業

1. 事業の概要

① 担当課 保健福祉部 子ども福祉課

なお、平成 30 年度から、くらし保健福祉部子ども家庭課が担当している。

② 事業内容

生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

なお、[乳児家庭全戸訪問事業実施要綱]による、事業の目的、実施主体及び事業の内容は次のとおりである。

(事業の目的)

全ての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行うことを目的とする。

(児童福祉法(昭和 22 年の法律第 164 号)第 6 条の 3 第 4 項に規定される事業)

(実施主体)

実施主体は、市町村(特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。)とする。

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

(事業の内容)

生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭(里親家庭及び小規模住居型児童養育事業を含む。)を訪問し、以下の支援を行う。

- (1) 育児に関する不安や悩みの傾聴、相談
- (2) 子育て支援に関する情報提供
- (3) 乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握
- (4) 支援が必要な家庭に対する情報提供サービスの検討、関係機関との連絡調整

③ 事業費の推移

単位：千円

| 区分 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 増 減 |
|--------|----------|----------|----------|------|
| ①当初予算額 | 14,014 | 13,537 | 13,362 | △175 |
| ②実績額 | 11,574 | 11,470 | 11,489 | 19 |
| ①-② | 2,440 | 2,067 | 1,873 | △194 |

予算額において若干減少はしているものの著しい増減はなく、実績額の予算額に対する割合も約 83%から 86%程度という状況である。

④ かごしま子ども未来プラン 2015 の目標と実績

| 数値目標項目 | 現状 (平成 29 年度) | 目標 (平成 31 年度) |
|------------------|------------------|------------------|
| 乳児家庭全戸訪問事業実施市町村数 | 34 | 43 |

なお、乳児家庭全戸訪問事業における成果指標と平成 29 年度における達成状況等は次のとおりである。

| 成果指標 | 達成状況 | 今後の課題 | 今後検討している方策等 |
|--------|------------|------------|-------------|
| 実施市町村数 | <u>未達成</u> | 事業実施の推進を図る | — |

「実施市町村数」を成果指標として事業が推進されており、全市町村での実施に向けて事業が推進されているが、平成 29 年度においては未達成という状況である。

なお、今後も市町村担当者会議等により、必要な助言を行っていくとの説明であった。

次に、成果指標とされている「実施市町村数」及び補助金額についての平成 27 年度から 29 年度までの「子ども・子育て支援交付金 実績報告一覧（実施箇所数）」による実施市町村数の推移及び増減の状況は次頁⑤のとおりである。

⑤ 市町村別年度別 実施の有無及び補助金実績額の推移

(金額単位:千円)

| 市町村 | | 平成 27 年度 | | 平成 28 年度 | | 平成 29 年度 | | 27 年度からの増減 | |
|-----|---------|----------|--------|----------|--------|----------|--------|------------|------|
| | | 実施 | 金額 | 実施 | 金額 | 実施 | 金額 | 実施 | 金額 |
| 1 | 鹿児島市 | ○ | 7,076 | ○ | 7,030 | ○ | 6,922 | — | △154 |
| 2 | 鹿屋市 | ○ | 282 | ○ | 274 | ○ | 266 | — | △16 |
| 3 | 枕崎市 | ○ | 176 | ○ | 153 | ○ | 204 | — | 28 |
| 4 | 阿久根市 | ○ | 52 | ○ | 56 | ○ | 57 | — | 5 |
| 5 | 出水市 | ○ | 241 | ○ | 200 | ○ | 206 | — | △35 |
| 6 | 指宿市 | ○ | 23 | ○ | 23 | ○ | 21 | — | △2 |
| 7 | 西之表市 | ○ | 135 | ○ | 15 | ○ | 16 | — | △119 |
| 8 | 垂水市 | ○ | 8 | ○ | 8 | ○ | 6 | — | △2 |
| 9 | 薩摩川内市 | ○ | 680 | ○ | 676 | ○ | 647 | — | △33 |
| 10 | 日置市 | ○ | 54 | ○ | 51 | ○ | 51 | — | △3 |
| 11 | 曾於市 | ○ | 275 | ○ | 255 | ○ | 261 | — | △14 |
| 12 | 霧島市 | ○ | 351 | ○ | 344 | ○ | 342 | — | △9 |
| 13 | いちき串木野市 | ○ | 25 | ○ | 22 | ○ | 18 | — | △7 |
| 14 | 南さつま市 | ○ | 139 | ○ | 68 | ○ | 62 | — | △77 |
| 15 | 志布志市 | × | 0 | ○ | 287 | ○ | 227 | ○ | 227 |
| 16 | 奄美市 | ○ | 698 | ○ | 723 | ○ | 845 | — | 147 |
| 17 | 南九州市 | ○ | 50 | ○ | 58 | ○ | 55 | — | 5 |
| 18 | 伊佐市 | ○ | 108 | ○ | 104 | ○ | 110 | — | 2 |
| 19 | 始良市 | ○ | 175 | ○ | 134 | ○ | 76 | — | △99 |
| 20 | 三島村 | × | 0 | × | 0 | × | 0 | — | — |
| 21 | 十島村 | × | 0 | × | 0 | × | 0 | — | — |
| 22 | さつま町 | ○ | 40 | ○ | 35 | ○ | 30 | — | △10 |
| 23 | 長島町 | × | 0 | × | 0 | × | 0 | — | — |
| 24 | 湧水町 | ○ | 32 | ○ | 54 | ○ | 34 | — | 2 |
| 25 | 大崎町 | ○ | 104 | ○ | 129 | ○ | 146 | — | 42 |
| 26 | 東串良町 | ○ | 41 | ○ | 33 | ○ | 44 | — | 3 |
| 27 | 錦江町 | ○ | 57 | ○ | 57 | ○ | 76 | — | 19 |
| 28 | 南大隅町 | × | 0 | × | 0 | × | 0 | — | — |
| 29 | 肝付町 | ○ | 184 | ○ | 198 | ○ | 181 | — | △3 |
| 30 | 中種子町 | ○ | 39 | ○ | 39 | ○ | 48 | — | 9 |
| 31 | 南種子町 | × | 0 | × | 0 | × | 0 | — | — |
| 32 | 屋久島町 | × | 0 | × | 0 | × | 0 | — | — |
| 33 | 大和村 | × | 0 | × | 0 | × | 0 | — | — |
| 34 | 宇検村 | ○ | 24 | ○ | 24 | ○ | 34 | — | 10 |
| 35 | 瀬戸内町 | ○ | 104 | ○ | 104 | ○ | 242 | — | 138 |
| 36 | 龍郷町 | × | 0 | × | 0 | × | 0 | — | — |
| 37 | 喜界町 | × | 0 | × | 0 | × | 0 | — | — |
| 38 | 徳之島町 | ○ | 94 | ○ | 76 | ○ | 69 | — | △25 |
| 39 | 天城町 | × | 0 | × | 0 | ○ | 4 | ○ | 4 |
| 40 | 伊仙町 | ○ | 128 | ○ | 111 | ○ | 103 | — | △25 |
| 41 | 和泊町 | ○ | 6 | ○ | 6 | ○ | 2 | — | △4 |
| 42 | 知名町 | ○ | 125 | ○ | 83 | ○ | 74 | — | △51 |
| 43 | 与論町 | ○ | 48 | ○ | 40 | ○ | 10 | — | △38 |
| 合計 | | 32 | 11,574 | 33 | 11,470 | 34 | 11,489 | 2 | △85 |

2. 監査の結果

(意見 5) 乳児家庭全戸訪問事業の更なる推進について

1. 現状

上表⑤のとおり

2. 問題点及び改善策

当該補助事業については、志布志市が平成 28 年度から、天城町が 29 年度から実施しており、結果として 27 年度から 29 年度の間において 2 市町村が新たに実施している状況が見られる。

ただ、平成 29 年度においては 9 つの町村が当該補助事業を実施していないとの記載となっているが、そのうち 6 町村は、独自に生後 28 日以内に訪問を行う新生児訪問を、実質的に取り組んでいた。残りの 3 つ町村は、事業実施に際しての人員不足等の諸課題はあるかも知れないが、当該事業は他の事業にも関連する「子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業」であり、また、町村自ら実施しない場合でも、町村が認めた者に委託等も可能であることから全ての市町村での実施が求められる事業と思われる。

なお、仮に対象である「生後 4 か月までの乳児のいる家庭」がないことにより補助金交付申請額が発生しない場合でも、事業として実施している場合には、実施の欄は「○」として資料を作成するのが適当と考える。

継続して実施されていない町村については、実施していない理由を聴取・把握して次の段階へ向けての対応を検討する必要があるように思う。

4.5.3 養育支援訪問事業

1. 事業の概要

① 担当課 保健福祉部 子ども福祉課

なお、平成 30 年度から、くらし保健福祉部子ども家庭課が担当している。

② 事業内容

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

なお、[養育支援訪問事業実施要綱]による事業の目的、実施主体及び事業の内容は次のとおりである。

(事業の目的)

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うことを目的とする。

(児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 5 項に規定される事業。)

(実施主体)

実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

(事業の内容)

対象家庭を訪問し、以下の内容を実施する。

- (1) 妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠出産・育児を迎えるための相談・支援。
- (2) 出産後間もない時期（概ね 1 年程度）の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援。
- (3) 不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善や児童の発達保障等のための相談・支援。
- (4) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援。

③ 事業費の推移

単位：千円

| 区分 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 増 減 |
|--------|----------|----------|----------|--------|
| ①当初予算額 | 4,346 | 5,125 | 3,784 | △1,341 |
| ②実績額 | 2,626 | 2,208 | 2,205 | △3 |
| ①-② | 1,720 | 2,917 | 1,579 | △1,338 |

表のように、当初予算では平成 28 年度において増加しているものの、29 年度では前年度より約 26%と大きく減少し 3,784 千円となっている。

なお、実績額においては若干の減少はあるものの著しい増減はみられない。

④ かごしま子ども未来プラン 2015 の目標と実績

| 数値目標項目 | 現状 (平成 29 年度) | 目標 (平成 31 年度) |
|----------------|------------------|------------------|
| 養育支援訪問事業実施市町村数 | 15 | 43 |

上表のように目標と現状との差異が 28 市町村と大きい。

なお、養育支援訪問事業における成果指標と平成 29 年度における達成状況等は次のとおりである。

| 成果指標 | 達成状況 | 今後の課題 | 今後検討している方策等 |
|--------|------|------------|-------------|
| 実施市町村数 | 未達成 | 事業実施の推進を図る | — |

「実施市町村数」が成果指標として事業が推進されており、全市町村での実施に向けて事業が推進されているが、平成 29 年度においては未達成の状況である。

また、今後も市町村担当者会議等により、必要な助言を行っていくとの説明であった。

成果指標とされている「実施市町村数」及び補助金額についての平成 27 年度から 29 年度までの「子ども・子育て支援交付金 実績報告一覧（実施箇所数）」による実施市町村数の推移及び増減の状況は次頁⑤のとおりである。

⑤ 市町村別年度別 実施の有無及び補助金実績額の推移

(金額単位:千円)

| 市町村 | 平成 27 年度 | | 平成 28 年度 | | 平成 29 年度 | | 27 年度からの増減 | |
|------------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|------------|------|
| | 実施 | 金額 | 実施 | 金額 | 実施 | 金額 | 実施 | 金額 |
| 1 鹿児島市 | ○ | 1,738 | ○ | 1,409 | ○ | 1,356 | — | △382 |
| 2 鹿屋市 | × | 0 | × | 0 | × | 0 | — | — |
| 3 枕崎市 | ○ | 47 | ○ | 55 | ○ | 54 | — | 7 |
| 4 阿久根市 | × | 0 | × | 0 | × | 0 | — | — |
| 5 出水市 | ○ | 40 | ○ | 58 | ○ | 79 | — | 39 |
| 6 指宿市 | × | 0 | × | 0 | × | 0 | — | — |
| 7 西之表市 | ○ | 36 | ○ | 2 | ○ | 9 | — | △27 |
| 8 垂水市 | × | 0 | × | 0 | × | 0 | — | — |
| 9 薩摩川内市 | × | 0 | × | 0 | × | 0 | — | — |
| 10 日置市 | ○ | 15 | ○ | 7 | ○ | 20 | — | 5 |
| 11 曾於市 | × | 0 | ○ | 24 | ○ | 13 | ○ | 13 |
| 12 霧島市 | ○ | 304 | ○ | 28 | ○ | 72 | — | △232 |
| 13 いちき串木野市 | × | 0 | × | 0 | × | 0 | — | — |
| 14 南さつま市 | ○ | 5 | ○ | 33 | ○ | 32 | — | 27 |
| 15 志布志市 | × | 0 | × | 0 | × | 0 | — | — |
| 16 奄美市 | ○ | 66 | ○ | 249 | ○ | 357 | — | 291 |
| 17 南九州市 | × | 0 | × | 0 | × | 0 | — | — |
| 18 伊佐市 | × | 0 | × | 0 | × | 0 | — | — |
| 19 始良市 | ○ | 62 | ○ | 42 | ○ | 41 | — | △21 |
| 20 三島村 | × | 0 | × | 0 | × | 0 | — | — |
| 21 十島村 | × | 0 | × | 0 | × | 0 | — | — |
| 22 さつま町 | × | 0 | × | 0 | × | 0 | — | — |
| 23 長島町 | × | 0 | × | 0 | × | 0 | — | — |
| 24 湧水町 | × | 0 | × | 0 | × | 0 | — | — |
| 25 大崎町 | ○ | 21 | ○ | 30 | ○ | 34 | — | 13 |
| 26 東串良町 | × | 0 | × | 0 | × | 0 | — | — |
| 27 錦江町 | × | 0 | × | 0 | × | 0 | — | — |
| 28 南大隅町 | × | 0 | × | 0 | × | 0 | — | — |
| 29 肝付町 | ○ | 0 | ○ | 0 | × | 0 | × | — |
| 30 中種子町 | × | 0 | × | 0 | × | 0 | — | — |
| 31 南種子町 | × | 0 | × | 0 | × | 0 | — | — |
| 32 屋久島町 | × | 0 | × | 0 | × | 0 | — | — |
| 33 大和村 | × | 0 | × | 0 | × | 0 | — | — |
| 34 宇検村 | ○ | 13 | ○ | 13 | ○ | 29 | — | 16 |
| 35 瀬戸内町 | ○ | 106 | ○ | 106 | ○ | 53 | — | △53 |
| 36 龍郷町 | × | 0 | × | 0 | × | 0 | — | — |
| 37 喜界町 | × | 0 | × | 0 | × | 0 | — | — |
| 38 徳之島町 | ○ | 4 | ○ | 5 | ○ | 4 | — | 0 |
| 39 天城町 | × | 0 | × | 0 | × | 0 | — | — |
| 40 伊仙町 | × | 0 | × | 0 | × | 0 | — | — |
| 41 和泊町 | × | 0 | × | 0 | × | 0 | — | — |
| 42 知名町 | ○ | 169 | ○ | 147 | ○ | 52 | — | △117 |
| 43 与論町 | × | 0 | × | 0 | × | 0 | — | — |
| 合計 | 15 | 2,626 | 16 | 2,208 | 15 | 2,205 | 0 | △421 |

2. 監査の実施結果

(意見 6) 市町村における実態把握と事業推進について

1. 現状

上表⑤のとおり

2. 問題点及び改善案

「乳児家庭全戸訪問事業等により把握」を前提とした事業であるが、事業の内容に記載があるような「養育支援が特に必要な家庭」という対象はないという判断であろうか、表のとおり 43 市町村のうちで事業を実施しているのは 15 市町村（約 35%）のみでしかない。補助金額も平成 29 年度実績額 2,205 千円と少ない。

仮に対象家庭があれば、各市町村の相談・支援等が是非とも必要な事業であるということから判断すると、前記 4.5.2 の「乳児家庭全戸訪問事業」の実施と併せて、全ての市町村での実施が求められる事業であろう。

市町村における該当家庭の把握方法と対応状況について調査し、市町村での対応が十分であるか、この事業推進という課題に向けて相談・支援ができるケースはないか、等について検討することが適当と考える。

4.5.4 地域子育て支援拠点事業

1. 事業の概要

① 担当課 総務部県民生活局 青少年男女共同参画課

なお、平成 30 年度から、くらし保健福祉部子育て支援課が担当している。

② 事業概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

なお、[地域子育て支援拠点事業実施要綱]による、事業の目的、実施主体及び事業の内容は次のとおりである。

(事業の目的)

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とする。

(実施主体)

実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

(事業の内容)

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

※平成 29 年 4 月 3 日付の厚生労働省雇用均等・児童家庭局長から都道府県知事への通知「地域子育て支援拠点事業の実施について」

③ 事業費の推移

単位：千円

| 区分 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 増 減 |
|--------|----------|----------|----------|--------|
| ①当初予算額 | 198,680 | 217,620 | 234,447 | 16,827 |
| ②実績額 | 195,799 | 220,075 | 233,282 | 13,207 |
| ①-② | 2,881 | △2,455 | 1,165 | 3,620 |

地域子ども・子育て支援事業の中でも内容的に主要な位置づけにある事業であり、予算額としてもこの中においては最も多額となっている。

予算額は増加傾向にあり、平成 29 年度は 27 年度に比較して 35,767 千円(約 18%)の増加を示しており、実績額も同様に 37,483 千円(約 19%)増加してきている。

所管部署説明による増加理由としては、「市町村の取組が進み、実施事業所数が増加したため。」とのことである。

④ かごしま子ども未来プラン 2015 の目標と実績

| 数値目標項目 | 現状 (平成 29 年度) | 目標 (平成 31 年度) |
|------------------|------------------|------------------|
| 地域子育て支援拠点事業設置箇所数 | 102 | 97 |

上表のように目標とした支援拠点事業設置箇所数 97 か所に対して、現状では既に 102 か所となっており、5 か所(約 5.15%)の超過となっている。

なお、地域子育て支援拠点事業における成果指標と平成 29 年度における達成状況等は次のとおりである。

| 成果指標 | 達成状況 | 今後の課題 | 今後検討している方策等 |
|-------|------|--------------------|-------------|
| 設置箇所数 | 達成 | 引き続き設置促進のための取組を行う。 | — |

設置箇所数を成果指標として事業が推進されており、平成 29 年度において既に達成されているが、今後も引き続き設置促進のための取組を行うという状況になっている。

また、今後も市町村担当者会議等により、必要な助言を行っていくとのことであった。

成果指標とされている「設置箇所数」及び補助金額についての平成 27 年度から 29 年度までの「子ども・子育て支援交付金 実績報告一覧(実施箇所数)」による設置箇所数の推移及び増減の状況は次頁⑤のとおりである。

⑤ 市町村別年度別 か所数及び補助金実績額の推移

(金額単位:千円)

| 市町村 | 平成 27 年度 | | 平成 28 年度 | | 平成 29 年度 | | 27 年度からの増減 | |
|------------|----------|---------|----------|---------|----------|---------|------------|--------|
| | か所数 | 金額 | か所数 | 金額 | か所数 | 金額 | か所数 | 金額 |
| 1 鹿児島市 | 15 | 36,794 | 14 | 36,699 | 17 | 41,900 | 2 | 5,106 |
| 2 鹿屋市 | 8 | 8,482 | 7 | 8,728 | 7 | 10,741 | △1 | 2,259 |
| 3 枕崎市 | 1 | 1,600 | 1 | 1,600 | 1 | 931 | 0 | △669 |
| 4 阿久根市 | 2 | 4,968 | 2 | 5,202 | 2 | 5,228 | 0 | 260 |
| 5 出水市 | 2 | 4,968 | 2 | 5,202 | 2 | 5,228 | 0 | 260 |
| 6 指宿市 | 2 | 5,298 | 2 | 5,544 | 2 | 5,576 | 0 | 278 |
| 7 西之表市 | 1 | 3,487 | 1 | 2,772 | 1 | 2,658 | 0 | △829 |
| 8 垂水市 | 1 | 1,462 | 1 | 1,383 | 1 | 1,261 | 0 | △201 |
| 9 薩摩川内市 | 6 | 15,896 | 8 | 24,601 | 8 | 25,997 | 2 | 10,101 |
| 10 日置市 | 4 | 10,267 | 4 | 10,677 | 4 | 10,624 | 0 | 357 |
| 11 曾於市 | 1 | 2,484 | 1 | 2,601 | 1 | 2,614 | 0 | 130 |
| 12 霧島市 | 8 | 20,242 | 8 | 21,217 | 9 | 25,290 | 1 | 5,048 |
| 13 いちき串木野市 | 1 | 2,649 | 1 | 2,772 | 1 | 2,788 | 0 | 139 |
| 14 南さつま市 | 1 | 2,649 | 2 | 3,238 | 2 | 3,259 | 1 | 610 |
| 15 志布志市 | 2 | 3,889 | 2 | 4,018 | 2 | 4,217 | 0 | 328 |
| 16 奄美市 | 1 | 1,957 | 1 | 2,016 | 1 | 2,016 | 0 | 59 |
| 17 南九州市 | 1 | 2,667 | 1 | 2,667 | 1 | 2,772 | 0 | 105 |
| 18 伊佐市 | 4 | 6,206 | 4 | 6,910 | 4 | 7,492 | 0 | 1,286 |
| 19 始良市 | 6 | 10,567 | 6 | 11,456 | 6 | 11,588 | 0 | 1,021 |
| 20 三島村 | 1 | 1,810 | 3 | 3,852 | 3 | 4,020 | 2 | 2,210 |
| 21 十島村 | 2 | 7,118 | 4 | 13,050 | 6 | 10,494 | 4 | 3,376 |
| 22 さつま町 | 1 | 2,649 | 1 | 2,649 | 1 | 2,649 | 0 | 0 |
| 23 長島町 | 0 | 0 | 1 | 1,287 | 2 | 2,593 | 2 | 2,593 |
| 24 湧水町 | 2 | 4,946 | 2 | 4,968 | 2 | 5,010 | 0 | 64 |
| 25 大崎町 | 1 | 2,484 | 1 | 2,601 | 1 | 2,601 | 0 | 117 |
| 26 東串良町 | 1 | 1,604 | 1 | 1,674 | 1 | 1,721 | 0 | 117 |
| 27 錦江町 | 2 | 5,298 | 2 | 6,518 | 2 | 6,549 | 0 | 1,251 |
| 28 南大隅町 | 1 | 3,977 | 1 | 4,199 | 1 | 4,223 | 0 | 246 |
| 29 肝付町 | 1 | 2,484 | 1 | 2,601 | 1 | 3,698 | 0 | 1,214 |
| 30 中種子町 | 1 | 2,484 | 1 | 2,601 | 1 | 2,561 | 0 | 77 |
| 31 南種子町 | 1 | 2,892 | 1 | 3,054 | 1 | 3,075 | 0 | 183 |
| 32 屋久島町 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 33 大和村 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 34 宇検村 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 35 瀬戸内町 | 1 | 1,604 | 1 | 1,673 | 1 | 1,704 | 0 | 100 |
| 36 龍郷町 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 37 喜界町 | 1 | 1,194 | 1 | 1,241 | 1 | 1,261 | 0 | 67 |
| 38 徳之島町 | 1 | 1,500 | 1 | 1,479 | 1 | 1,463 | 0 | △37 |
| 39 天城町 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 40 伊仙町 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 41 和泊町 | 1 | 568 | 1 | 543 | 1 | 607 | 0 | 39 |
| 42 知名町 | 2 | 2,286 | 2 | 2,182 | 2 | 2,242 | 0 | △44 |
| 43 与論町 | 2 | 4,369 | 2 | 4,600 | 2 | 4,631 | 0 | 262 |
| 合計 | 89 | 195,799 | 95 | 220,075 | 102 | 233,282 | 13 | 37,483 |

(注)表中の「か所数」には、一般型、出張ひろば、経過措置・小規模及び連携型を含む。

実施主体である市町村ごとの補助金実績額は表のとおりである。平成 27 年度からの増減状況をみると、支援拠点である「か所数」は鹿屋市で 1 減となっているが、13 か所が純増であり、多くの市町村については補助金実績額も増加している。

表中で「か所数」がゼロとなっている市町村は長島町、屋久島町、奄美大島の大和村、宇検村及び龍郷町、徳之島の天城町及び伊仙町であるが、いずれも平成 27 年度から継続して 1 か所も設置されていない。

2. 監査の実施結果

(意見 7) 支援拠点の設置推進について

1. 現状

上表のとおり

2. 問題点及び改善策

地域子ども・子育て支援事業推進のためには、まず「支援拠点」を設置し、それぞれの市町村の実態に応じてその支援体制を整えることが必要ではないかと思われる。

上表のように支援拠点の設置されていない町村のうち、大和村、宇検村及び龍郷町は奄美大島に位置し、天城町及び伊仙町は徳之島、あと屋久島と長島である。

まず、島内に支援拠点が全くない屋久島には設置が必要と考える。

また、奄美大島内の奄美市や瀬戸内町には支援拠点が設置されており、徳之島内には徳之島町に設置されているが、同じ島内といっても他の町村には変わりがなく、連携が難しい要因もあるように思える。

本来は自らの市町村全てに支援拠点を設置し、事業推進すべき事業として位置づけるのが適当と考える。

⑥ 補助金交付申請、変更交付申請及び確定通知に係る執行手続の検討

(単位：千円)

| | 市町村 | 所要額 | 交付申請額 | | 変更交付申請額 | | ②交付決定額 | | ①県所要額 | ①-② | |
|----|---------|---------|--------|---|---------|---|--------|---|--------|-----|------|
| 1 | 鹿児島市 | 128,682 | 42,894 | ✓ | 42,894 | ✓ | 42,894 | ✓ | 41,900 | ✓ | △994 |
| 2 | 鹿屋市 | 32,297 | 10,765 | ✓ | 10,765 | ✓ | 10,765 | ✓ | 10,741 | ✓ | △24 |
| 3 | 枕崎市 | 4,800 | 1,600 | ✓ | 1,600 | ✓ | 1,600 | ✓ | 931 | ✓ | △669 |
| 4 | 阿久根市 | 15,684 | 5,228 | ✓ | 5,228 | ✓ | 5,228 | ✓ | 5,228 | ✓ | 0 |
| 5 | 出水市 | 15,684 | 5,228 | ✓ | 5,228 | ✓ | 5,228 | ✓ | 5,228 | ✓ | 0 |
| 6 | 指宿市 | 16,728 | 5,576 | ✓ | — | — | 5,018 | ✓ | 5,576 | ✓ | 558 |
| 7 | 西之表市 | 8,364 | 2,788 | ✓ | 2,788 | ✓ | 2,788 | ✓ | 2,658 | ✓ | △130 |
| 8 | 垂水市 | 3,896 | 1,298 | ✓ | 1,298 | ✓ | 1,298 | ✓ | 1,261 | ✓ | △37 |
| 9 | 薩摩川内市 | 77,992 | 25,997 | ✓ | 25,997 | ✓ | 25,997 | ✓ | 25,997 | ✓ | 0 |
| 10 | 日置市 | 32,412 | 10,804 | ✓ | 10,804 | ✓ | 10,804 | ✓ | 10,624 | ✓ | △180 |
| 11 | 曽於市 | 7,842 | 2,614 | ✓ | 2,614 | ✓ | 2,614 | ✓ | 2,614 | ✓ | 0 |
| 12 | 霧島市 | 75,870 | 25,290 | ✓ | 25,290 | ✓ | 25,290 | ✓ | 25,290 | ✓ | 0 |
| 13 | いちき串木野市 | 8,317 | 2,772 | ✓ | 2,788 | ✓ | 2,788 | ✓ | 2,788 | ✓ | 0 |
| 14 | 南さつま市 | 9,778 | 3,259 | ✓ | 3,259 | ✓ | 3,259 | ✓ | 3,259 | ✓ | 0 |
| 15 | 志布志市 | 12,778 | 4,259 | ✓ | 4,259 | ✓ | 4,259 | ✓ | 4,217 | ✓ | △42 |

4.5.4 地域子育て支援拠点事業

| | | | | | | | | | | | |
|----|------|---------|---------|---|---------|---|---------|---|----------|---|--------|
| 16 | 奄美市 | 6,050 | 2,016 | ✓ | 2,016 | ✓ | 2,016 | ✓ | 2,016 | ✓ | 0 |
| 17 | 南九州市 | 8,317 | 2,772 | ✓ | — | — | 2,495 | ✓ | 2,772 | ✓ | 277 |
| 18 | 伊佐市 | 22,476 | 7,492 | ✓ | 7,492 | ✓ | 7,492 | ✓ | 7,492 | ✓ | 0 |
| 19 | 始良市 | 34,766 | 11,588 | ✓ | 11,588 | ✓ | 11,588 | ✓ | 11,588 | ✓ | 0 |
| 20 | 三島村 | 12,225 | 4,075 | ✓ | 4,075 | ✓ | 4,075 | ✓ | 4,020 | ✓ | △55 |
| 21 | 十島村 | 37,302 | 12,434 | ✓ | — | — | 11,190 | ✓ | 10,494 | ✓ | △696 |
| 22 | さつま町 | 7,948 | 2,649 | ✓ | 2,649 | ✓ | 2,649 | ✓ | 2,649 | ✓ | 0 |
| 23 | 長島町 | 7,779 | 2,593 | ✓ | 2,593 | ✓ | 2,593 | ✓ | 2,593 | ✓ | 0 |
| 24 | 湧水町 | 15,030 | 5,010 | ✓ | 5,010 | ✓ | 5,010 | ✓ | 5,010 | ✓ | 0 |
| 25 | 大崎町 | 7,803 | 2,601 | ✓ | 2,601 | ✓ | 2,601 | ✓ | 2,601 | ✓ | 0 |
| 26 | 東串良町 | 5,164 | 1,721 | ✓ | 1,721 | ✓ | 1,721 | ✓ | 1,721 | ✓ | 0 |
| 27 | 錦江町 | 19,648 | 6,549 | ✓ | 6,549 | ✓ | 6,549 | ✓ | 6,549 | ✓ | 0 |
| 28 | 南大隅町 | 12,669 | 4,223 | ✓ | 4,223 | ✓ | 4,223 | ✓ | 4,223 | ✓ | 0 |
| 29 | 肝付町 | 11,095 | 3,698 | ✓ | 3,698 | ✓ | 3,698 | ✓ | 3,698 | ✓ | 0 |
| 30 | 中種子町 | 7,842 | 2,614 | ✓ | 2,614 | ✓ | 2,614 | ✓ | 2,561 | ✓ | △53 |
| 31 | 南種子町 | 9,227 | 3,075 | ✓ | 3,075 | ✓ | 3,075 | ✓ | 3,075 | ✓ | 0 |
| 32 | 屋久島町 | 0 | 0 | ✓ | 0 | ✓ | 0 | ✓ | 0 | ✓ | 0 |
| 33 | 大和村 | 0 | 0 | ✓ | — | — | 0 | ✓ | 0 | ✓ | 0 |
| 34 | 宇検村 | 0 | 0 | ✓ | 0 | ✓ | 0 | ✓ | 0 | ✓ | 0 |
| 35 | 瀬戸内町 | 5,114 | 1,704 | ✓ | 1,704 | ✓ | 1,704 | ✓ | 1,704 | ✓ | 0 |
| 36 | 龍郷町 | 0 | 0 | ✓ | 0 | ✓ | 0 | ✓ | 0 | ✓ | 0 |
| 37 | 喜界町 | 3,785 | 1,261 | ✓ | 1,261 | ✓ | 1,261 | ✓ | 1,261 | ✓ | 0 |
| 38 | 徳之島町 | 4,500 | 1,500 | ✓ | 1,500 | ✓ | 1,500 | ✓ | 1,463 | ✓ | △37 |
| 39 | 天城町 | 0 | 0 | ✓ | — | — | 0 | ✓ | 0 | ✓ | 0 |
| 40 | 伊仙町 | 0 | 0 | ✓ | 0 | ✓ | 0 | ✓ | 0 | ✓ | 0 |
| 41 | 和泊町 | 7,832 | 2,610 | ✓ | 2,610 | ✓ | 2,610 | ✓ | 607(1/3) | ✓ | △2,003 |
| 42 | 知名町 | 7,172 | 2,390 | ✓ | 2,390 | ✓ | 2,390 | ✓ | 2,242 | ✓ | △148 |
| 43 | 与論町 | 13,894 | 4,631 | ✓ | 4,631 | ✓ | 4,631 | ✓ | 4,631 | ✓ | 0 |
| | 合計 | 718,762 | 239,578 | — | 218,812 | — | 237,515 | — | 233,282 | — | △4,233 |

✓：各市町村から「交付申請書」、「変更申請書」、「実績報告書」（交付金精算書等）と一緒に提出された事業別明細との一致を確かめた。

※表中の①「県所要額」は、②変更後の「交付決定額」から実績減等を控除した補助金の確定額である。

表のように、地域子育て支援拠点事業について各市町村から「交付申請書」、「変更申請書」、「実績報告書」（交付金精算書等）と一緒に提出された事業別明細との一致を確かめたが、閲覧した範囲内において不備事項は発見されなかった。

なお、平成 29 年度においては、当初交付申請額が県当初予算額を超過したため、予算の範囲内（交付申請額の 90%）で交付決定を行っている（超過分については、3 月補正予算で計上し、変更交付申請において対応）。

変更交付申請を行わない場合、当初交付決定額の範囲内で補助金が執行されることとなるため、県補助所要額が当初交付決定額を超える見込みであれば（初交付申請額と同額の場合も含め）変更交付申請を行っている。

また、実績見込額が当初交付決定額以内である場合は、変更申請を要しないものとしているため、指宿市ほか 4 市町村は変更交付申請を行っていない。

4.6 安心こども基金総合対策事業（保育所等整備事業等）

4.6 安心こども基金総合対策事業（保育所等整備事業等）

1. 事業の概要

待機児童解消のため、安心こども基金を活用し、保育所の整備を行うなど、安心して子どもを育てることができるような体制の整備を図る事業である。

平成 29 年度の実施事業（平成 28 年からの繰越事業を含む）

(1) 保育所緊急整備事業

保育所（公立を除く）の施設整備費の補助

実施主体 市町村

補助対象者 社会福祉法人や学校法人(幼保連携型認定こども園の設置者に限る)等

負担割合 基金 1/2 市町村 1/4 事業者 1/4

「待機児童解消加速化プラン」に参加している市町村 基金 2/3 市町村 1/12 事業者 1/4

「過疎地域自立促進計画」に位置づけている市町村 基金 5.5/10 市町村 1/4 事業者 1/5

事業の実績（平成 21 年度から平成 29 年度）

整備箇所 179 箇所

整備に伴う定員増 4,367 人

補助額（基金） 10,002 百万円

(2) 認定こども園整備事業

認定こども園の施設整備費の補助

実施主体 市町村

補助対象者 学校法人、社会福祉法人（幼保連携型認定こども園の設置者に限る）

負担割合 基金 1/2 市町村 1/4 事業者 1/4

事業の実績（平成 21 年度から平成 29 年度）

整備箇所 16 箇所

補助額（基金） 950 百万円

(3) 認可外保育施設保育士資格取得支援事業

認可外保育施設の保育士資格を有しない育児従事者の資格取得受講料及び代替職員雇上費への補助

(4) 基金運用関係

運用利息や財産処分による返還金の積み立て

① 担当課 県民生活局 青少年男女共同参画課

なお、平成 30 年度から、くらし保健福祉部子育て支援課が担当している。

4.6 安心こども基金総合対策事業（保育所等整備事業等）

② 事業費等の推移

単位：千円

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-----------|-----------|----------|----------|
| 当初予算額 | 2,222,026 | 768,571 | 33,865 |
| 決算額 | 665,637 | 119,584 | 16,882 |
| 基金(年度末残高) | 759,658 | 38,063 | 24,569 |

平成 27 年度から当初予算額、決算額とも減少傾向であるが、保育所や認定こども園の整備事業を子ども・子育て支援総合対策事業で実施しているためである。

平成 28 年度の決算額が当初予算額より小さい理由は、年度末に事業が終了せず平成 29 年度に 609,783 千円（保育所緊急整備事業 451,788 千円（5 か所）、認定こども園整備事業 157,995（2 か所）予算を繰り越したためである。これらの補助金は平成 29 年度に交付されているため、監査対象に含めている。

平成 29 年度の当初予算額より小さい理由は、市が 1 か所補助金の交付申請を取り下げたためである。

③ 平成 29 年度事業費の内訳

単位：千円

| 節科目 | 決算額 | 摘要 |
|-----------------|--------|---------------------------------------------------------------|
| 負担金、補助及び 交付金 | 15,188 | 対象市町村への補助金 保育所緊急整備事業(2 か所)14,987 認可外保育施設保育士資格取得支援事業 201 |
| 積立金 | 1,695 | 利息積立 687、財産処分積立*1,008 |
| 合計額 | 16,883 | |

* 補助金の対象となった資産が処分されたため、補助金の返還が生じている。

④ かごしま子ども未来プラン 2015 の目標と実績

| 数値目標項目 | 現状 (平成 29 年度) | 目標 (平成 31 年度) |
|-----------|------------------|------------------|
| 保育所等待機児童数 | 354 | 0 |

県は「県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、施設整備や保育士の確保をすすめて、平成 29 年度末までに待機児童の解消を図ることとしていた。現状では、かごしま子ども未来プラン 2015 の開始年度（平成 26 年度）の待機児童数 232 人より増加している。

4.6 安心こども基金総合対策事業（保育所等整備事業等）

待機児童の多い市町村における待機児童発生理由及び待機児童解消に向けた主な取組は以下のとおりである。

| 市町村 | 待機児童発生理由 | 待機児童解消に向けた主な取組 |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 鹿児島市 (252 人) | <ul style="list-style-type: none"> ・保育需要が高い ・保育士不足により入所者数が定員に満たない状況がある ・地域偏在がある | 保育士の掘り起こし、定員増や保育所の新設を平成 30 年度に実施する。 |
| 出水市 (41 人) | <ul style="list-style-type: none"> ・3 歳児未満児のニーズが増加しており、1 歳児に待機児童が発生している地区がある | 既存施設の建替、保育園から認定こども園への移行により定員増を予定している。 |
| 始良市 (39 人) | <ul style="list-style-type: none"> ・イオン開業に伴う就業場所・求人の増加 ・就学前児童数が増加しており、女性の就業率の上昇等により申込数が増加 ・保育士不足により入所者定員に満たない状況がある | 既存施設の協力を求めるとともに、企業主導型保育所開設を検討している事業所への協力を努めている。 |

（ ）内は H29. 4. 1 現在待機児童数女性の就業率の増加や、2019 年 10 月から開始する「幼児教育の無償化」により、短期的には保育園の需要は増加すると考えられる²⁰。一方で、出生数は少子化により年々減少しているため、いずれ保育需要の減少局面を迎えるのではないだろうか。よって、県が実施している市町村の設定した保育等の必要量の点検・評価・見直しについては、専門性が要求され、慎重に決定する必要があると考えられる。

- ⑤ 事業に関連する財政的援助団体とモニタリング状況
該当なし

- ⑥ 事業のモニタリング状況

| | | |
|-----------|-------------|--------|
| 所管課(自主検査) | 平成 29 年度 | 指摘事項なし |
| 監査委員監査 | 平成 30 年 8 月 | 指摘事項なし |

²⁰ 平成 25 年度から実質保育料無償化を実施している天城町では、平成 30 年度において待機児童が発生しており、実質保育料無償化も待機児童発生の理由のひとつとされている。

2. 監査の実施結果

【指摘 5】 工事着手報告及び進捗報告について（入手漏れ及び受付印漏れ）

1. 現状及び問題点

保育所緊急整備事業において、工事着手後 10 日以内に所定様式により知事に状況を報告する（鹿児島県安心こども基金総合対策事業費補助金交付要綱 第 9 条（1））とし、毎年度 12 月末日の状況を翌月 10 日までに所定様式により知事に状況を報告する（同第 9 条（2））ことを実施主体である市町村に要求している。工事着手後の報告がないものが 1 件あり、また、工事着手後の報告及び 12 月末日の報告に受付印が押印されていないものが 2 件あり、いつ受付をしたのかわからないものがあった。

2. 改善案

受付印がないとこの補助金の交付要綱どおり運用されているのか確かめることができないため、適切な対応が望まれる。

また、実施主体より報告がない場合は、督促して入手すべきであるが、少なくとも実績報告を受け、検査を実施する時期に全ての必要資料を入手しているのか確かめ、もし入手していない時は徴求すべきである。

4.7 子ども・子育て支援総合対策事業（認定こども園施設整備事業）

4.7 子ども・子育て支援総合対策事業（認定こども園施設整備事業）

1. 事業の概要

幼保連携型認定こども園、又は保育所型認定こども園の幼稚園機能部分等の新設、修理、改造、耐震整備等を実施する。実施主体は市町村（耐震整備については学校法人又は社会福祉法人）であり、補助対象者は学校法人又は社会福祉法人である。なお負担割合は、全額国庫負担である。

[関連規則等]

認定こども園施設整備交付金実施要領（平成 27 年 5 月 21 日付け文部科学大臣裁定）

認定こども園施設整備交付金交付要領（平成 27 年 5 月 21 日付け文部科学大臣裁定）

鹿児島県認定こども園施設整備補助金交付要綱

① 担当課 県民生活局 青少年男女共同参画課

なお、平成 30 年度から、くらし保健福祉部子育て支援課が担当している。

② 事業費の推移

単位：千円

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 当初予算額 | - | 191,790 | 637,383 |
| 決算額 | - | 7,581 | 259,666 |

増減理由等

平成 29 年度 補正減額 266,794 千円、H30 への繰越 71,866 千円、不用額 39,057 千円

③ 平成 29 年度事業費の内訳

単位：千円

| 節科目 | 決算額 | 摘要 |
|-----|---------|------------------------------------|
| 補助金 | 259,666 | 出水市、長島町、日置市、大崎町、枕崎市、曾於市、霧島市の全 7 園分 |
| 合計額 | 259,666 | |

④ かがしま子ども未来プラン 2015 の目標と実績

| 数値目標項目 | 現状 (平成 29 年度) | 目標 (平成 31 年度) |
|--------|------------------|------------------|
| 該当なし | | |

4.7 子ども・子育て支援総合対策事業（認定こども園施設整備事業）

- ⑤ 事業に関連する財政的援助団体とモニタリング状況
該当なし

- ⑥ 事業のモニタリング状況

| | | |
|-----------|-------------|--------|
| 所管課(自主検査) | 平成 29 年度 | 指摘事項なし |
| 監査委員監査 | 平成 30 年 8 月 | 指摘事項なし |

2. 監査の実施結果

【指摘 6】 実績報告書の記載誤りについて

1. 現状

鹿児島県認定こども園施設整備補助金実績報告書（1 件）において、県費補助交付決定額に影響はないが、関係書類のうち「平成 29 年度鹿児島県認定こども園施設整備補助金実績額内訳」の「県費補助基準額」に記載の数値が誤って記入されていた。

2. 問題点及び改善案

今回においては県費補助交付決定に影響はないものの、実績額内訳の誤記入により計算を誤る可能性も高いことから、より慎重な確認が必要である。

4.8 子ども・子育て支援総合対策事業

平成 29 年度の子ども・子育て総合対策事業の体系は下表のとおりである。各事業の概要及び監査の実施結果については、右欄の事業 No.を参照されたい。

| 事業体系 | | 決算額(千円) | 事業 No. |
|---------------------|---------------------------|---------|--------|
| 子ども・子育て支援体制整備事業費補助金 | 保育所特別保育等研修事業 | 1,141 | 4.8.1 |
| | 認可外保育施設等研修事業 | 252 | 4.8.2 |
| | 子育て支援員研修事業 | 8,850 | 4.8.3 |
| | 保育士等キャリアアップ研修事業 | 526 | 4.8.4 |
| | (過年度の確定に伴う返納) | 357 | |
| 保育対策総合支援事業費 | 保育体制強化事業 | 2,557 | 4.8.5 |
| | 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業 | 337 | 4.8.6 |
| | 保育補助者雇上強化事業 | 1,938 | 4.8.7 |
| | (過年度の確定に伴う返納) | 28 | |
| 教育支援体制整備事業費交付金 | 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業 | 10,492 | 4.8.8 |
| | 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業 | 104 | 4.8.9 |
| | 認定こども園等における教育の質の向上ための研修事業 | 1,141 | 4.8.10 |
| | 認定こども園等への円滑な移行のための準備支援事業 | 1,070 | 4.8.11 |
| | 園務改善のための ICT 化支援事業 | 6,390 | 4.8.12 |
| | (過年度の確定に伴う返納) | 1,486 | |
| 認定こども園整備事業 | 認定こども園整備事業 | 259,666 | 4.7 |
| 幼保施設耐震診断促進事業 | | 2,207 | 4.8.13 |
| 認可外保育施設すこやか健診事業 | | 262 | 4.8.14 |
| 合 計 | | 298,805 | |

4.8.1 子ども・子育て支援総合対策事業（保育所特別保育等研修事業）

4.8.1 子ども・子育て支援総合対策事業（保育所特別保育等研修事業）

1. 事業の概要

保育従事者（施設長を含む。）に対して研修を行うことにより、これらの保育従事者の資質を高め、もって、児童の処遇の向上と健全育成に寄与することを目的とする。なお、財源の負担割合は国 1/2、県 1/2 である。なお研修については、「保育士等キャリアアップ研修」「認可外保育施設等保育従事者研修」を含めた「鹿児島県保育士等研修事業」として、一括してヒューマンアカデミー株式会社に業務委託している。

[研修内容]

| | |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 実施日 | 平成 30 年 2 月 19 日（月）～20 日（火） |
| 場所 | 県庁 2 階講堂 |
| 対象者 | 保育業務に従事する保育士、保育教諭、看護師、子育て支援員等 |
| 参加者数 | 1 1 7 人 |
| 講義科目 | <p>「乳児の安全」 ：安全環境を整える、午睡中の安全（SIDS チェック）</p> <p>「食物アレルギーや誤嚥への対応」 ：誤飲・誤嚥の予防、チョーキングへの対応、アレルギーへの対応と原因</p> <p>「事故予防と初期対応」 ：事故予防、転倒・転落、出血、その他のケガ対応、安全管理マニュアル</p> <p>「屋外における事故予防」 ：プールの事故防止、屋外活動（園外保育含む）の留意点、屋外での初期対応</p> <p>「乳児保育の留意事項」 ：健康観察のポイント、保育者同士の連携、保護者との連携</p> <p>「乳児保育の環境」 ：環境とは、保育計画と環境（発達に合わせた環境づくり）、衛生管理</p> <p>「発達障害の理解」 ：発達障害、障害児や親の理解、成長・発達の支援、気になる子への対応</p> <p>「保育現場における人権理解」 ：子どもの人権、保護者の人権、保育者の人権</p> |
| 主催 | 鹿児島県 |
| 事業受託者 | ヒューマンアカデミー株式会社 |

[関連規則等]

- ・鹿児島県保育士等研修事業企画提案書選定審査要綱
- ・鹿児島県保育所等特別保育等研修開催要項

4.8.1 子ども・子育て支援総合対策事業（保育所特別保育等研修事業）

① 担当課 県民生活局 青少年男女共同参画課

なお、平成 30 年度から、くらし保健福祉部子育て支援課が担当している。

② 事業費の推移

単位：千円

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 当初予算額 | 1,141 | 1,141 | 1,141 |
| 決算額 | 1,123 | 1,123 | 1,141 |

③ 平成 29 年度事業費の内訳

単位：千円

| 節科目 | 決算額 | 摘要 |
|-----|-------|----------------|
| 委託料 | 1,141 | ヒューマンアカデミー株式会社 |
| 合計額 | 1,141 | |

④ かがしま子ども未来プラン 2015 の目標と実績

| 数値目標項目 | 現状 (平成 29 年度) | 目標 (平成 31 年度) |
|--------------------|------------------|------------------|
| 保育の質の向上のための研修総受講者数 | 487 人 | 450 人 |

⑤ 事業に関連する財政的援助団体とモニタリング状況

該当なし

⑥ 事業のモニタリング状況

| | | |
|-----------|-------------|--------|
| 所管課(自主検査) | 平成 29 年度 | 指摘事項なし |
| 監査委員監査 | 平成 30 年 8 月 | 指摘事項なし |

2. 監査の実施結果

(意見 8) 研修等への参加費（実費）の管理について

1. 現状

当研修事業では、参加料として 1,000 円（研修資料実費）を研修初日の受付時に受け取っている。しかし、当該金額に関しては実績報告書上特に報告がなされることのないものとなっている。

2. 問題点及び改善案

事業の運営を委託しているとはいえ、事業の実施主体はあくまでも県であることから、参加者からの金銭の受取については、金額の多寡にかかわらず管理すべきものとする。今後は、実費であったとしても、受取金額・内訳については、委託先から報告を依頼し内容を確認することが望ましい。

(意見 9) アンケート結果の活用について

1. 現状

当該研修事業においては、研修実施後に参加者にアンケートを実施し、研修の感想を含め集計している。また、当該集計結果については課内にて回覧し、各担当者にて確認がなされている。しかし、集計結果や、その他担当者の気づきや意見をまとめ、次回開催に向けた改善策を策定するところまでは至っていない。

2. 問題点及び改善案

研修参加者によるアンケートの集計結果は、当該研修の参加者の意見や感想を確認するだけでなく、それを次回開催の改善につなげるためのものでもある。また担当者の気づきや意見を踏まえ改善策までをまとめ、次回開催時の計画・実行につなげることが必要であるとする。これにより当該事業についての PDCA サイクルをしっかりと回すことができ、次回事業実行時の有効性や効率性の向上につなげることが可能になると考える。

4.8.2 子ども・子育て支援総合対策事業（認可外保育施設等研修事業）

4.8.2 子ども・子育て支援総合対策事業（認可外保育施設等研修事業）

1. 事業の概要

認可外保育施設等の保育従事者（施設長を含む。）に対して研修を行うことにより、これらの保育従事者の資質を高め、もって、児童の処遇の向上と健全育成に寄与することを目的とする。なお、財源の負担割合は国 1/2、県 1/2 である。研修については、「保育士等キャリアアップ研修」「保育所特別保育等研修」を含め鹿児島県保育士等研修事業として、一括してヒューマンアカデミー株式会社に業務委託している。

[研修内容]

| | |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 実施日時 | 平成 30 年 3 月 5 日 10:00～16:30 |
| 場所 | 県庁 2 階講堂 |
| 対象者 | 認可外保育施設（児童福祉法第 39 条に規定する業務を目的とする施設であって、同法第 35 条第 4 項の規定により認可を受けていないもの）及び地域型保育事業（児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項に規定する家庭的保育事業、同法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業、同法第 6 条の 3 第 12 項に規定する事業所内保育所事業）の保育従事者 |
| 参加者数 | 128 人 |
| 講義科目 | 「発達過程に応じた保育内容」 ：発達への理解、胎児期、乳児期、学童期、発達への援助 「事故の予防と事故発生時の対応」 ：午睡中の安全（SIDS チェック）、緊急時の初期対応 「リトミック指導法」 ：リトミックとは、子どもへの効果、リトミック体験 「保護者への対応」 ：保護者に対する支援の基本、相談・助言の原則 |
| 主催 | 鹿児島県 |
| 事業受託者 | ヒューマンアカデミー株式会社 |

[関連規則等]

- ・鹿児島県保育士等研修事業企画提案書選定審査要綱
- ・保育士等キャリアアップ研修の実施について（雇児保発 0401 第 1 号平成 29 年 4 月 1 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）
- ・鹿児島県認可外保育施設等保育従事者研修開催要項

① 担当課 県民生活局 青少年男女共同参画課

なお、平成 30 年度から、くらし保健福祉部子育て支援課が担当している。

4.8.2 子ども・子育て支援総合対策事業（認可外保育施設等研修事業）

② 事業費の推移

単位：千円

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 当初予算額 | - | 400 | 400 |
| 決算額 | - | 397 | 252 |

③ 平成 29 年度事業費の内訳

単位：千円

| 節科目 | 決算額 | 摘要 |
|-----|-----|----------------|
| 委託料 | 252 | ヒューマンアカデミー株式会社 |
| 合計額 | 252 | |

④ かがしま子ども未来プラン 2015 の目標と実績

| 数値目標項目 | 現状 (平成 29 年度) | 目標 (平成 31 年度) |
|--------------------|------------------|------------------|
| 保育の質の向上のための研修総受講者数 | 487 人 | 450 人 |

⑤ 事業に関連する財政的援助団体とモニタリング状況

該当なし

⑥ 事業のモニタリング状況

| | | |
|-----------|-------------|--------|
| 所管課(自主検査) | 平成 29 年度 | 指摘事項なし |
| 監査委員監査 | 平成 30 年 8 月 | 指摘事項なし |

2. 監査の実施結果

(意見 9-2) アンケート結果の活用について

1. 現状

当該研修事業においては、研修実施後に参加者にアンケートを実施し、研修の感想を含め集計している。また、当該集計結果については課内にて回覧し、各担当者にて確認がなされている。しかし、集計結果や、その他担当者の気づきや意見をまとめ、次回開催に向けた改善策を策定するところまでは至っていない。

2. 問題点及び改善案

研修参加者によるアンケートの集計結果は、当該研修の参加者の意見や感想を確認するだけでなく、それを次回開催の改善につなげるためのものでもある。また担当

4.8.2 子ども・子育て支援総合対策事業（認可外保育施設等研修事業）

者の気づきや意見を踏まえ改善策までをまとめ、次回開催時の計画・実行につなげることが必要であると考え。これにより当該事業についての PDCA サイクルをしっかりと回すことができ、次回事業実行時の有効性や効率性の向上につなげることが可能になると考える。

4.8.3 子ども・子育て支援総合対策事業（子育て支援員研修事業）

1. 事業の概要

「子ども・子育て支援新制度」において創設された小規模保育等の保育分野や放課後児童クラブ、社会的養護、地域子育て支援などの担い手となる「子育て支援員²¹」の養成を図るため、子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者及び現に従事する者に対する研修を実施している。

なお「子ども・子育て支援新制度」とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいう。

当該事業の実施主体は県であり、外部への業務委託により実施されている。契約方法は、随意契約（地方自治法第234条第2項及び同法施行令第167条の2の規定及び鹿児島県契約規則施行指針第24条関係）であり、企画提案の公募を行い、青少年男女共同参画課内に設置する選定委員会で選定している。財源の負担割合は、国1/2、県1/2である。

[研修対象者・従事要件]

当該事業の対象者は、育児経験や職業経験など多様な経験を有し、地域において子育て支援の仕事に関心を持ち、以下の子育て支援分野の各事業等の職務に従事することを希望する者及び現に従事する者とする。下記のうち、(1)～(4)及び(8)は当該研修の修了が従事要件となっている。

- (1) 家庭的保育事業の家庭的保育補助者
- (2) 小規模保育事業B型の保育士以外の保育従事者
- (3) 小規模保育事業C型の家庭的保育補助者
- (4) 事業所内保育事業（利用定員19人以下）の保育士以外の保育従事者
- (5) 利用者支援事業の選任職員（平成27年5月21日通知「利用者支援事業の実施について」別紙「利用者支援事業実施要項4（3）に定める母子保健型に従事する者を除く。）」
- (6) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の補助員
- (7) 地域子育て支援拠点事業の選任職員
- (8) 一時預かり事業の一般型の保育士以外の保育従事者
- (9) 一時預かり事業の幼稚園型の保育士及び幼稚園教諭普通免許状所有者以外の教育・保育従事者
- (10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の提供会員

²¹ 「子育て支援員」とは、国で定めた「基本研修」及び「専門研修」を修了し、「子育て支援員研修修了証書」を受けたことにより、子育て支援員として保育や子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を修得したと認められる者をいう。研修内容は、各事業等に共通する「基本研修」と特性に応じた専門的内容を学ぶ「専門研修」により構成されており、研修修了者を「子育て支援員」として研修の実施主体が認定し、全国で通用するものとしている。

4.8.3 子ども・子育て支援総合対策事業（子育て支援員研修事業）

- (11) 社会的養護関係施設等（助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、障害児入所施設及び児童発達支援センターを除く）の補助的職員等
- (12) 仕事・子育て両立支援事業のうち企業主導型保育事業の保育士以外の保育従事者

[研修内容]

| | | | |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 会場 | 鹿児島市 | 霧島市 | 西之表市 |
| 場所 | 鹿児島県建設センター | 霧島商工会議所 | 西之表市民会館 |
| 日付 | 基本研修： 11/21, 11/23 専門研修： 11/29, 12/13, 1/14, 1/15, 1/20, 1/22, 1/23, 2/1, 2/5, 2/9, 2/10 | 基本研修： 11/21, 11/24 専門研修： 12/6, 12/12, 1/9, 1/12, 1/16, 1/29, 1/30, 2/6, 2/7, 2/19, 2/20 | 基本研修： 11/27, 11/28 専門研修： 12/3, 12/9, 1/10, 1/17, 1/19, 2/27, 2/28 |
| 受講者総数 (延人数) | 568 人 | 255 人 | 69 人 |
| 専門研修 コース | ①地域保育コース ②地域子育て支援コース ③放課後児童コース | ①地域保育コース ②地域子育て支援コース ③放課後児童コース | ①地域保育コース ②放課後児童コース |
| 主催 | 鹿児島県 | | |
| 事業受託者 | 株式会社テノ・サポート | | |

[研修実績の推移]

| 区分 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|---------------|---------------|------------------------|-----------------------------|
| 実施地区 | 1 地区 (鹿児島) | 3 地区 (鹿児島、鹿屋 奄美) | 3 地区 (鹿児島市、霧島 市、西之表市) |
| 実施コース (体系数) | 2 コース (2) | 3 コース (6) | 3 コース (6) |
| 受講者数 (延人数) | 406 人 | 846 人 | 892 人 |
| 委託料 | 1,769 千円 | 8,362 千円 | 8,764 千円 |

[関連規則等]

- ・子育て支援員研修事業の実施について（厚児発 521 第 18 号平成 27 年 5 月 21 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）
- ・平成 29 年度鹿児島県子育て支援員研修事業企画提案公募要項

① 担当課 県民生活局 青少年男女共同参画課

なお、平成 30 年度から、くらし保健福祉部子育て支援課が担当している。

② 事業費の推移

4.8.3 子ども・子育て支援総合対策事業（子育て支援員研修事業）

単位：千円

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 当初予算額 | 1,899 | 9,199 | 9,199 |
| 決算額 | 1,818 | 8,479 | 8,850 |

増減理由等

平成 27 年度から平成 28 年度に増額となっているが、これは実施地区が増加したことに加え、実施する研修コースが増加したためである。

③ 平成 29 年度事業費の内訳

単位：千円

| 節科目 | 決算額 | 摘要 |
|-----|-------|-----------------------------|
| 委託料 | 8,764 | 委託先：株式会社テノ. サポート（本社：福岡県福岡市） |
| その他 | 86 | |
| 合計額 | 8,850 | |

④ かがしま子ども未来プラン 2015 の目標と実績

| 数値目標項目 | 現状 (平成 29 年度) | 目標 (平成 31 年度) |
|--------|------------------|------------------|
| 該当なし | | |

⑤ 事業に関連する財政的援助団体とモニタリング状況

該当なし

⑥ 事業のモニタリング状況

| | | |
|-----------|-------------|--------|
| 所管課(自主検査) | 平成 29 年度 | 指摘事項なし |
| 監査委員監査 | 平成 30 年 8 月 | 指摘事項なし |

2. 監査の実施結果

(意見 8-2) 研修等への参加費（実費）の管理について

1. 現状

当研修事業では、参加料として 2,000 円（研修資料実費）を研修初日の受付時に受け取っている。しかし、当該金額に関しては実績報告書上特に報告がなされることのないものとなっている。

2. 問題点及び改善案

4.8.3 子ども・子育て支援総合対策事業（子育て支援員研修事業）

事業の運営を委託しているとはいえ、事業の実施主体はあくまでも県であることから、参加者からの金銭の受取については、金額の多寡にかかわらず管理すべきものとする。今後は、実費であったとしても、受取金額・内訳については、委託先から報告を依頼し内容を確認することが望ましい。

4.8.4 子ども・子育て支援総合対策事業（保育士等キャリアアップ研修事業）

4.8.4 子ども・子育て支援総合対策事業（保育士等キャリアアップ研修事業）

1. 事業の概要

保育士等の処遇改善を図るため、新たなキャリアアップの仕組みが構築され、技能・経験を積んだ保育士等に対し、月額4万円又は5千円の処遇改善の加算要件として、保育士等キャリアアップ研修が平成29年度に創設された（加算要件としては2022年度を目途に研修受講の必須化を目指している）。国が定めた「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」に基づき、保育現場におけるリーダー的職員の育成を図るため、これに必要な専門的な分野について研修を実施する。なお、本研修は、処遇改善等加算Ⅱの要件となる研修とする。財源の負担割合は、国1/2、県1/2である。

[研修内容]

| | |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 実施日時 | 平成30年2月23日（金） 10:00～16:30 平成30年3月2日（金） 10:00～16:30 平成30年3月9日（金） 10:00～16:30 |
| 場所 | 鹿児島県建設センター |
| 対象者 | 保育現場においてリーダー的役割を担う保育士等（3日間の研修内容を全て受講できる者） |
| 参加者数 | 344人 |
| 講義科目 | 「乳児保育の意義」：期待される役割、現状と課題等 「新保育所保険指針」：改定のポイント、乳児保育について、目指す幼児の姿等 「乳児の体と心の発達」：生活リズム、体、心（知的概念等）、言葉、排せつ、着脱等 「環境整備」：乳児保育における生活と遊びの環境づくり 「乳児保育における配慮事項」：健康管理、衛生管理、多職種との連携・協働 「乳児期の食の発達」 ：飲み込み力、咀嚼力、歯、食べさせてもらう～自分で食べる等 「乳児の問題行動、気になる行動」 ：保育者間の連携、親にどう対応するか等、グループワーク 「乳児保育における保育者の関わり」：愛着形成、応答的、受容的等 「乳児保育における安全な環境づくり」：室内・外、睡眠中等 「全体的な計画に基づく指導計画・評価」：計画・評価の基本等、グループワーク 「子育て支援～親とのコミュニケーション」 ：コミュニケーションの基本、親をどう支えるか等、グループワーク 「個々の発達を促す乳児保育」：まとめ |
| 主催 | 鹿児島県 |
| 事業受託者 | ヒューマンアカデミー株式会社 |

4.8.4 子ども・子育て支援総合対策事業（保育士等キャリアアップ研修事業）

[関連規則等]

- ・鹿児島県保育士等研修事業企画提案書選定審査要綱
- ・保育士等キャリアアップ研修の実施について（雇児保発 0401 第 1 号平成 29 年 4 月 1 日
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）
- ・鹿児島県保育士等キャリアアップ研修開催要項

① 担当課 県民生活局 青少年男女共同参画課

なお、平成 30 年度から、くらし保健福祉部子育て支援課が担当している。

② 事業費の推移

単位：千円

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 当初予算額 | - | - | 526 |
| 決算額 | - | - | 526 |

③ 平成 29 年度事業費の内訳

単位：千円

| 節科目 | 決算額 | 摘要 |
|-----|-----|----------------|
| 委託料 | 526 | ヒューマンアカデミー株式会社 |
| 合計額 | 526 | |

④ かがしま子ども未来プラン 2015 の目標と実績

| 数値目標項目 | 現状 (平成 29 年度) | 目標 (平成 31 年度) |
|--------|------------------|------------------|
| 該当なし | | |

⑤ 事業に関連する財政的援助団体とモニタリング状況

該当なし

⑥ 事業のモニタリング状況

| | | |
|-----------|-------------|--------|
| 所管課(自主検査) | 平成 29 年度 | 指摘事項なし |
| 監査委員監査 | 平成 30 年 8 月 | 指摘事項なし |

2. 監査の実施結果

（意見 8-3）研修等への参加費（実費）の管理について

1. 現状

当研修事業では、参加料として 1,000 円（研修資料実費）を研修初日の受付時に受け取っている。しかし、当該金額に関しては実績報告書上特に報告がなされることのないものとなっている。

2. 問題点及び改善案

事業の運営を委託しているとはいえ、事業の実施主体はあくまでも県であることから、参加者からの金銭の受取については、金額の多寡にかかわらず管理すべきものとする。今後は、実費であったとしても、受取金額・内訳については、委託先から報告を依頼し内容を確認することが望ましい。

（意見 9-3）アンケート結果の活用について

1. 現状

当該研修事業においては、研修実施後に参加者にアンケートを実施し、研修の感想を含め集計している。また、当該集計結果については課内にて回覧し、各担当者にて確認がなされている。しかし、集計結果や、その他担当者の気づきや意見をまとめ、次回開催に向けた改善策を策定するところまでは至っていない。

2. 問題点及び改善案

研修参加者によるアンケートの集計結果は、当該研修の参加者の意見や感想を確認するだけでなく、それを次回開催の改善につなげるためのものでもある。また担当者の気づきや意見を踏まえ改善策までをまとめ、次回開催時の計画・実行につなげることが必要であるとする。これにより当該事業についての PDCA サイクルをしっかりと回すことができ、次回事業実行時の有効性や効率性の向上につなげることが可能になると考える。

4.8.5 子ども・子育て支援総合対策事業（保育体制強化事業）

4.8.5 子ども・子育て支援総合対策事業（保育体制強化事業）

1. 事業の概要

保育所入所待機児童解消のため、保育を支える保育士の確保は喫緊の課題である。地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材（以下「保育支援者」という。）を保育に係る周辺業務に活用し、保育士の負担を軽減することによって、保育の体制を強化し、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環境を整備することを目的とする。実施主体は、「待機児童解消加速化プラン」に参加する市町村（特別区を含む。）であり、都道府県又は市町村以外の者が設置する保育所に対し、保育支援者の配置に要する費用の一部を補助する。なお、財源の負担割合は、国庫 1/2、県 1/4、市町村 1/4 である。

[内容]

- ・ 交付基準額：1 か所あたり月額 90,000 円
- ・ 出水市：総事業費 1,660 千円、交付基準額 1,080 千円
交付決定額 810 千円（うち国庫 540 千円）
- ・ 薩摩川内市：総事業費 2,953 千円、交付基準額 2,330 千円
交付決定額 1,747 千円（うち国庫 1,164 千円）

[関連規則等]

平成 29 年度保育対策総合支援事業費補助金交付要綱
 保育体制強化事業実施要項
 鹿児島県保育対策総合支援事業費補助金交付要綱

① 担当課 県民生活局 青少年男女共同参画課

なお、平成 30 年度から、くらし保健福祉部子育て支援課が担当している。

② 事業費の推移

単位：千円

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 当初予算額 | - | 25,412 | 21,870 |
| 決算額 | - | 2,238 | 2,557 |

増減理由等

市町村の実施規模（施設数）の減少による。

4.8.5 子ども・子育て支援総合対策事業（保育体制強化事業）

③ 平成 29 年度事業費の内訳

単位：千円

| 節科目 | 決算額 | 摘要 |
|-----|-------|-------------------|
| 補助金 | 2,557 | 出水市 1 園、薩摩川内市 3 園 |
| 合計額 | 2,557 | |

④ かごしま子ども未来プラン 2015 の目標と実績

| 数値目標項目 | 現状 (平成 29 年度) | 目標 (平成 31 年度) |
|--------|------------------|------------------|
| 該当なし | | |

⑤ 事業に関連する財政的援助団体とモニタリング状況

該当なし

⑥ 事業のモニタリング状況

| | | |
|-----------|-------------|--------|
| 所管課(自主検査) | 平成 29 年度 | 指摘事項なし |
| 監査委員監査 | 平成 30 年 8 月 | 指摘事項なし |

2. 監査の実施結果

指摘事項等は、発見されなかった。

4.8.6 子ども・子育て支援総合対策事業

(保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業)

1. 事業の概要

児童福祉法第7条に規定する幼保連携型認定こども園（移行予定の施設を含む）に勤務している幼稚園教諭免許状を有する者が保育士資格を取得するために要した、養成施設の受講料等及び受講する保育従事者代替に伴う雇上費の補助を行う。事業主体は県であり、財源の負担割合は国 1/2、県 1/2 である。

[内容]

- ・ 受講料等補助 : 補助対象経費 100 千円、補助対象基準額 100 千円
補助金額 50 千円（うち国庫 25 千円）
- ・ 代替保育士等雇上補助 : 対象経費 328 千円、補助基準額 287 千円
補助金額 287 千円（うち国庫 143 千円）

[関連規則等]

平成 27 年 4 月 13 日雇児 0413 第 11 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育士資格取得支援事業の実施について」の別紙「保育士資格取得支援事業実施要項」
鹿児島県保育士資格等取得支援事業費補助金交付要綱

① 担当課 県民生活局 青少年男女共同参画課

なお、平成 30 年度から、くらし保健福祉部子育て支援課が担当している。

② 事業費の推移

単位：千円

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 当初予算額 | - | 3,896 | 3,182 |
| 決算額 | - | - | 337 |

③ 平成 29 年度事業費の内訳

単位：千円

| 節科目 | 決算額 | 摘要 |
|-----|-----|-----------------------------------|
| 補助金 | 337 | 受講料等補助(1 人)、代替保育士等雇上補助(代替保育士 1 人) |
| 合計額 | 337 | |

④ かがしま子ども未来プラン 2015 の目標と実績

| 数値目標項目 | 現状 (平成 29 年度) | 目標 (平成 31 年度) |
|--------|------------------|------------------|
| 該当なし | | |

⑤ 事業に関連する財政的援助団体とモニタリング状況

該当なし

⑥ 事業のモニタリング状況

| | | |
|-----------|-------------|--------|
| 所管課(自主検査) | 平成 29 年度 | 指摘事項なし |
| 監査委員監査 | 平成 30 年 8 月 | 指摘事項なし |

2. 監査の実施結果

指摘事項等は、発見されなかった。

4.8.7 子ども・子育て支援総合対策事業（保育補助者雇上強化事業）

4.8.7 子ども・子育て支援総合対策事業（保育補助者雇上強化事業）

1. 事業の概要

短時間勤務の保育士資格を持たない保育所等に勤務する保育士の補助を行う者（以下「保育補助者」という。）を雇い上げることにより、保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図り、保育人材の確保を行うことを目的とする。実施主体は市町村であり保育士の勤務環境改善に取り組んでいる保育事業者に対し、保育補助者の雇い上げに必要な費用の一部を補助する。財源の負担割合は国 3/4、県 1/8、市町村 1/8 である。

[内容]

- ・出水市：総事業費 2,215 千円、交付基準額 2,215 千円
交付決定額 1,938 千円（うち国庫 1,661 千円）

[関連規則等]

平成 29 年度保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（厚生労働省発子 0803 第 2 号平成 29 年 8 月 3 日）

保育補助者雇上強化事業実施要項

鹿児島県保育対策総合支援事業費補助金交付要綱

① 担当課 県民生活局 青少年男女共同参画課

なお平成 30 年度から、くらし保健福祉部子育て支援課が担当している。

② 事業費の推移

単位：千円

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 当初予算額 | - | - | 1,937 |
| 決算額 | - | - | 1,938 |

③ 平成 29 年度事業費の内訳

単位：千円

| 節科目 | 決算額 | 摘要 |
|-----|-------|---------|
| 補助金 | 1,938 | 出水市 1 園 |
| 合計額 | 1,938 | |

④ かごしま子ども未来プラン 2015 の目標と実績

| 数値目標項目 | 現状 (平成 29 年度) | 目標 (平成 31 年度) |
|--------|------------------|------------------|
| 該当なし | | |

4.8.7 子ども・子育て支援総合対策事業（保育補助者雇上強化事業）

⑤ 事業に関連する財政的援助団体とモニタリング状況

該当なし

⑥ 事業のモニタリング状況

| | | |
|-----------|-------------|--------|
| 所管課(自主検査) | 平成 29 年度 | 指摘事項なし |
| 監査委員監査 | 平成 30 年 8 月 | 指摘事項なし |

2. 監査の実施結果

指摘事項等は、発見されなかった。

4.8.8 子ども・子育て支援総合対策事業

(幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業)

1. 事業の概要

幼児教育の質の向上のため環境の緊急整備を行うことにより、質の高い環境で、子どもを安心して育てることができる体制を整備することを目的とする。遊具等環境整備施設における遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備に対する補助金であり、実施主体は都道府県、事業者は学校法人又は社会福祉法人（幼保連携型認定こども園を設置する場合に限る）である。

[内容]

(1) 交付基準額

遊具等環境整備 1施設当たり 2,000千円

(2) 負担割合

遊具等の整備

ア 幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園

国 1/2、事業者 1/2

イ 幼稚園

国 1/3、事業者 2/3

(3) 対象経費

遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の教育の質の向上に必要な設備整備に要する経費（短期間のうちに消耗する物品や個人の所要に係る物品を除く）

[関連規則等]

施設における遊具・運動遊具・教具・保健衛生用品等の整備に対する補助
教育支援体制整備事業費交付金実施要領 別紙1
鹿児島県教育支援体制整備事業費補助金交付要綱

① 担当課 県民生活局 青少年男女共同参画課

なお、平成30年度から、くらし保健福祉部子育て支援課が担当している。

② 事業費の推移

単位：千円

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-------|--------|--------|--------|
| 当初予算額 | — | 35,990 | 80,902 |
| 決算額 | 25,567 | 40,711 | 10,492 |

増減理由等

平成 27 年度は、補正予算にて対応している。

平成 29 年度は、国の予算の関係により、年度途中で補助対象物が絞られたこと、交付申請額に対し 22%の交付決定額となったことなどによる減少である。

③ 平成 29 年度事業費の内訳

単位：千円

| 節科目 | 決算額 | 摘要 |
|-----|--------|-------------|
| 補助金 | 10,492 | 52 法人(60 園) |
| 合計額 | 10,492 | |

④ かごしま子ども未来プラン 2015 の目標と実績

| 数値目標項目 | 現状 (平成 29 年度) | 目標 (平成 31 年度) |
|--------|------------------|------------------|
| 該当なし | | |

⑤ 事業に関連する財政的援助団体とモニタリング状況

該当なし

⑥ 事業のモニタリング状況

| | | |
|-----------|-------------|--------|
| 所管課(自主検査) | 平成 29 年度 | 指摘事項なし |
| 監査委員監査 | 平成 30 年 8 月 | 指摘事項なし |

2. 監査の実施結果

指摘事項等は、発見されなかった。

4.8.9 子ども・子育て支援総合対策事業

(保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業)

1. 事業の概要

認定こども園及び認定こども園への移行を予定している施設（以下「認定こども園等」という。）に勤務する者について、保育士資格を有する者が幼稚園教諭免許状を取得するために要した幼稚園教諭を養成する大学の受講料等、認定こども園等に保育士等として勤務する幼稚園教諭免許状を更新するために要した免許状更新講習の受講料及び認定こども園等に勤務する者で幼稚園教諭免許状を有する者が保育士資格を取得する際における幼稚園教諭の代替に伴う雇上費の補助を行う。財源の負担割合は、国 1/2、県 1/2 である。

[内容]

- ・幼稚園免許取得支援事業 補助対象経費 209 千円、
補助金額 104 千円（うち国庫 51 千円）

[関連規則等]

平成 27 年 5 月 21 日初等中等教育局長裁定「教育支援体制整備事業費交付金実施要項」
鹿児島県保育士資格等取得支援事業費補助金交付要綱

① 担当課 県民生活局 青少年男女共同参画課

なお、平成 30 年度から、くらし保健福祉部子育て支援課が担当している。

② 事業費の推移

単位：千円

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 当初予算額 | - | 2,097 | 1,100 |
| 決算額 | - | 0 | 104 |

増減理由等

実績額の減少による。

③ 平成 29 年度事業費の内訳

単位：千円

| 節科目 | 決算額 | 摘要 |
|-----|-----|-------------------------|
| 補助金 | 104 | 幼稚園免許状取得支援：鹿屋市 2 園(3 人) |
| 合計額 | 104 | |

④ かがしま子ども未来プラン 2015 の目標と実績

| 数値目標項目 | 現状 (平成 29 年度) | 目標 (平成 31 年度) |
|--------|------------------|------------------|
| 該当なし | | |

⑤ 事業に関連する財政的援助団体とモニタリング状況

該当なし

⑥ 事業のモニタリング状況

| | | |
|-----------|-------------|--------|
| 所管課(自主検査) | 平成 29 年度 | 指摘事項なし |
| 監査委員監査 | 平成 30 年 8 月 | 指摘事項なし |

2. 監査の実施結果

指摘事項等は、発見されなかった。

4.8.10 子ども・子育て支援総合対策事業

(認定こども園等における教育の質の向上のための研修事業)

1. 事業の概要

認定こども園の緊急整備等に対応し、認定こども園における教育の質の向上に関する研修や幼稚園・保育所の教職員の合同研修等に係る費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができる環境を整備することを目的とする。

教育の質を向上させるために行う、認定こども園における研修、幼稚園・保育所の教職員の合同研修及び幼稚園と保育所等の連携に係る研修を実施する。また、研修(都道府県、市町村が必要と認める研修に限る。)に参加することを可能にするための費用の補助を行う。

交付基準額は、研修参加数教員1人当たり6,250円で、費用の一部を補助する。研修の対象者は、認定こども園・幼稚園・保育所の教職員等で、実施主体は都道府県で、財源の負担割合は、国1/2、事業者(県)1/2である。

県が実施する内容は「公立幼保連携型認定こども園の保育教諭の法定研修(県知事が実施)」として、公立の幼保連携型認定こども園に勤務する保育教諭に対しては、教育公務員特例法により、初任者研修(附則第4条)及び10年経験者研修(附則第5条)が義務付けられたことから、保育教諭に対する研修を実施する。なお、この研修は幼稚園教諭及び保育士も任意で受講対象とする。

当県においては、「子ども・子育て支援新制度」が施行され、これまで以上に教育・保育の質が問われるようになったことから、教育・保育の質の向上を図るためには、直接乳幼児の教育・保育に携わる保育士、幼稚園教諭、保育教諭の資質向上が極めて重要であることを踏まえ、保育教諭等研修会を実施する。

[保育教諭等研修会の概要]

| | |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 期日 | 平成29年11月7日(火)～8日(水) |
| 対象者 | 鹿児島県内の保育所、幼稚園、認定こども園等の保育士、幼稚園教諭、保育教諭 |
| 参加者数 | 7日(火):176人 8日(水):172人 |
| 内容 | 講座1:「絵本の読み聞かせについて」 講座2:「3～5歳児の発育・発達と教育・保育について」 講座3:「新幼保連携認定こども園教育・保育について」 講座4:「楽しい手遊び・指遊び」 講座5:「特別な支援を必要とする子ども(乳幼児)の教育・保育について」 講座6:「0～2歳児の発育・発達と教育・保育についてⅠ」 講座7:「0～2歳児の発育・発達と教育・保育についてⅡ」 講座8:「乳幼児の感染症・食物アレルギーとその対応について」 |
| 主催 | 鹿児島県 |
| 事業受託者 | 一般社団法人鹿児島県私立幼稚園協会 |

[関連規則等]

鹿児島県教育支援体制整備事業費補助金交付要綱

平成 29 年度保育教諭等研修会実施要項

- ① 担当課 県民生活局 青少年男女共同参画課

なお、平成 30 年度から、くらし保健福祉部子育て支援課が担当している。

- ② 事業費の推移

単位：千円

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 当初予算額 | - | 1,589 | 1,360 |
| 決算額 | - | 1,114 | 1,141 |

- ③ 平成 29 年度事業費の内訳

単位：千円

| 節科目 | 決算額 | 摘要 |
|-----|-------|-----------------------|
| 委託料 | 1,033 | 委託先：一般社団法人鹿児島県私立幼稚園協会 |
| その他 | 108 | 旅費等 |
| 合計額 | 1,141 | |

- ④ かごしま子ども未来プラン 2015 の目標と実績

| 数値目標項目 | 現状 (平成 29 年度) | 目標 (平成 31 年度) |
|--------|------------------|------------------|
| 該当なし | | |

- ⑤ 事業に関連する財政的援助団体とモニタリング状況

該当なし

- ⑥ 事業のモニタリング状況

| | | |
|-----------|-------------|--------|
| 所管課(自主検査) | 平成 29 年度 | 指摘事項なし |
| 監査委員監査 | 平成 30 年 8 月 | 指摘事項なし |

2. 監査の実施結果

(意見 9-4) アンケート結果の活用について

1. 現状

当該研修事業においては、研修実施後に参加者にアンケートを実施し、研修の感想を含め集計している。また、当該集計結果については課内にて回覧し、各担当者にて確認がなされている。しかし、集計結果や、その他担当者の気づきや意見をまとめ、次回開催に向けた改善策を策定するところまでは至っていない。

2. 問題点及び改善案

研修参加者によるアンケートの集計結果は、当該研修の参加者の意見や感想を確認するだけでなく、それを次回開催の改善につなげるためのものでもある。また担当者の気づきや意見を踏まえ改善策までをまとめ、次回開催時の計画・実行につなげることが必要であると考え。これにより当該事業についての PDCA サイクルをしっかりと回すことができ、次回事業実行時の有効性や効率性の向上につなげることが可能になると考える。

4.8.11 子ども・子育て支援総合対策事業

(認定こども園等への円滑な移行のための準備支援事業)

1. 事業の概要

認定こども園の認可・認定又は施設型給付費の支給に係る施設としての確認等（以下「認定こども園の認可等」という。）、私立幼稚園が子ども・子育て支援新制度に移行する際に県又は市町村に行う申請作業等について、事務職員等を雇用する場合に係る費用等の補助を行う。

実施主体は県であり、事業者は学校法人（認定こども園の認可等を受けていない施設を有する法人に限る。）である。

財源の負担割合は、国 1/2、事業者 1/2 である。

[内容]

- ・ 交付基準額は、事務職員等雇上費等、1施設当たり 1,600 千円。
- ・ 負担割合：国 1/2 事業者 1/2

[関連規則等]

教育支援体制整備事業費交付金実施要領 別紙 4

① 担当課 県民生活局 青少年男女共同参画課

なお、平成 30 年度から、くらし保健福祉部子育て支援課が担当している。

② 事業費の推移

単位：千円

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 当初予算額 | - | - | 4,800 |
| 決算額 | - | 917 | 1,070 |

③ 平成 29 年度事業費の内訳

単位：千円

| 節科目 | 決算額 | 摘要 |
|-----|-------|-----------------------|
| 補助金 | 1,070 | 3 法人(申請書類の修正点検等の業務委託) |
| 合計額 | 1,070 | |

④ かがしま子ども未来プラン 2015 の目標と実績

| 数値目標項目 | 現状 (平成 29 年度) | 目標 (平成 31 年度) |
|--------|------------------|------------------|
| 該当なし | | |

⑤ 事業に関連する財政的援助団体とモニタリング状況

該当なし

⑥ 事業のモニタリング状況

| | | |
|-----------|-------------|--------|
| 所管課(自主検査) | 平成 29 年度 | 指摘事項なし |
| 監査委員監査 | 平成 30 年 8 月 | 指摘事項なし |

2. 監査の実施結果

指摘事項等は、発見されなかった。

4.8.12 子ども・子育て支援総合対策事業
 (園務改善のための ICT 化支援事業)

1. 事業の概要

幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む。)における幼稚園教諭等の業務負担軽減を図るため、指導要録等の書類作成業務や園児の登降園管理等の業務について、ICT化を促進し、園務改善のための支援システムの導入等に必要な費用の補助を行う。

実施主体は都道府県、事業者は市町村(特別区を含む。)、学校法人であり、対象施設は幼稚園である。財源の負担割合は国 3/4、事業者 1/4 である。

[内容]

- ・ 交付基準額は 1 施設当たり 720 千円である。

[関連規則等]

教育支援体制整備事業費交付金実施要領 別紙 5
 鹿児島県教育支援体制整備事業費交付金実施要領

① 担当課 県民生活局 青少年男女共同参画課

なお、平成 30 年度から、くらし保健福祉部子育て支援課が担当している。

② 事業費の推移

単位：千円

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 当初予算額 | - | - | - |
| 決算額 | - | - | 6,390 |

増減理由等

平成 29 年度補正予算として 7,662 千円計上。

③ 平成 29 年度事業費の内訳

単位：千円

| 節科目 | 決算額 | 摘要 |
|-----|-------|-------------|
| 補助金 | 6,390 | 14 法人(16 園) |
| 合計額 | 6,390 | |

④ かがしま子ども未来プラン 2015 の目標と実績

| 数値目標項目 | 現状 (平成 29 年度) | 目標 (平成 31 年度) |
|--------|------------------|------------------|
| 該当なし | | |

⑤ 事業に関連する財政的援助団体とモニタリング状況

該当なし

⑥ 事業のモニタリング状況

| | | |
|-----------|-------------|--------|
| 所管課(自主検査) | 平成 29 年度 | 指摘事項なし |
| 監査委員監査 | 平成 30 年 8 月 | 指摘事項なし |

2. 監査の実施結果

(意見 10) 問合せ結果の記録について

1. 現状

対象経費のうち、消耗品費については 1/2 を対象金額に算入することとなっている。システム導入においては、経費算入の区分について国からの FAQ もあるものの、判断が難しいものも多く、国に対し不明なものについては問合せを行っている。しかし現状では、当該問合せに関する回答を記録として残していない。次回以降同じ質問をする可能性もあるため、記録に残す必要がある。

2. 問題点及び改善案

システム導入に当たっては、対象経費について要綱では判断が難しいものも多くあり、国に対する質問内容及びそれに対する回答については、当該経費に対する県の判断の根拠ともなる重要な情報であると言える。また次回以降、同じ質問をする手間も省けることから、業務の効率化にも資することから、質問日、質問者、対応者、質問内容、回答内容など基本的な事項については、書面で残しておく必要がある。

4.8.13 子ども・子育て支援総合対策事業（幼保施設耐震診断促進事業）

4.8.13 子ども・子育て支援総合対策事業（幼保施設耐震診断促進事業）

1. 事業の概要

私立幼稚園，私立保育所及び私立幼保連携型認定こども園（私立保育所及び私立幼保連携型認定こども園については鹿児島市所在のものを除く。以下「私立幼稚園等」という。）の耐震診断費用を助成することにより，私立幼稚園等の耐震診断の実施を促進し，もって安心・安全な教育・保育環境の整備を図る。事業主体は県である。

【補助基準額等区分】

| 区分 | 特定建築物 | | 特定建築物以外 | |
|-------|---------------------------------------------------|----------------|---------------------------|----------|
| | 建築物が非木造で2階以上かつ500㎡以上 | | 建築物が非木造で階数2以上又は非木造で200㎡以上 | |
| 補助基準額 | 面積100㎡以内の部分 | 3,600円/㎡ | 面積500㎡以内の部分 | 2,500円/㎡ |
| | 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分 | 1,540円/㎡ | 面積500㎡を超えて1,000㎡以内の部分 | 1,500円/㎡ |
| | 面積2,000㎡を超える部分 | 1,030円/㎡ | 面積1,000㎡を超える部分 | 1,000円/㎡ |
| 補助率 | 2/3（国1/3，県1/3） | | 1/3（県1/3） | |
| その他加算 | 設計図書の復元、第三者機関の判定等の有情の耐震費用に要する費用以外の費用について、加算可能とする。 | 上限額： 1,540円 | 加算なし | |

[関連規則等]

鹿児島県幼保施設耐震診断促進事業費補助金交付要綱

社会資本整備総合交付金交付要綱（国土交通省）

① 担当課 県民生活局 青少年男女共同参画課

なお、平成30年度から、くらし保健福祉部子育て支援課が担当している。

② 事業費の推移

単位：千円

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-------|--------|--------|--------|
| 当初予算額 | 3,774 | 2,739 | 2,207 |
| 決算額 | 1,181 | 2,121 | 2,207 |

増減理由等

実績額の減少に伴い、予算額も減少している。

4.8.13 子ども・子育て支援総合対策事業（幼保施設耐震診断促進事業）

③ 平成 29 年度事業費の内訳

単位：千円

| 節科目 | 決算額 | 摘要 |
|-----|-------|-----------------------|
| 委託料 | 2,207 | 特定建築物 1 園、特定建築物以外 2 園 |
| 合計額 | 2,207 | |

④ かがしま子ども未来プラン 2015 の目標と実績

| 数値目標項目 | 現状 (平成 29 年度) | 目標 (平成 31 年度) |
|--------|------------------|------------------|
| 該当なし | | |

⑤ 事業に関連する財政的援助団体とモニタリング状況

該当なし

⑥ 事業のモニタリング状況

| | | |
|-----------|-------------|--------|
| 所管課(自主検査) | 平成 29 年度 | 指摘事項なし |
| 監査委員監査 | 平成 30 年 8 月 | 指摘事項なし |

2. 監査の実施結果

指摘事項等は、発見されなかった。

4.8.14 子ども・子育て支援総合対策事業（認可外保育施設すこやか健診事業）

4.8.14 子ども・子育て支援総合対策事業（認可外保育施設すこやか健診事業）

1. 事業の概要

認可外保育施設で保育する児童の健康管理を確保するため、認可外保育施設が行う健康診断（内科健診2回，歯科健診1回）の費用の助成である。事業主体は市町村であり、負担割合は県 1/2（一般財源）、市町村 1/2 である。

[内容]

| <p>対象経費</p> | <p>認可外保育施設の設置者が実施する、認可外保育施設の入所児童の健康診断に要する経費（「健康診断経費」という。）とする。ただし、認可外保育施設の設置者に健康診断経費に充てる収入（この要綱に基づく県補助金及び市町村補助金を除く。以下「健康診断収入」という。）がある場合は、健康診断経費からこの収入を控除した額を対象経費とする。</p> <p>※鹿児島市に所在する認可外保育施設は、中核市である鹿児島市に指導監督権限があるため、補助対象としない。</p> <p>※事業所内保育施設は、その利用者が当該事業所の労働者に限られており、労働者に対する使用者の福利厚生施設的な側面が強く、また、国の制度による運営費補助制度があるため、補助対象としない。</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|-----|-----|-------|--------|----------|------------|--------|----------|------------|--------|----------|-------|--------|----------|
| <p>補助基準額 （1施設当たり）</p> | <p>次の表の基準額欄に掲げる額に健康診断を受診する児童の実人数を乗じた額とする。ただし、算出された額が上限額欄の額を超える場合には、上限額欄の額を基準額とする。</p> <table border="1" data-bbox="580 1249 1294 1514"> <thead> <tr> <th>認可外保育施設の入所人員</th> <th>基準額</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30人以下</td> <td>5,300円</td> <td>105,400円</td> </tr> <tr> <td>31人以上60人未満</td> <td>3,400円</td> <td>138,000円</td> </tr> <tr> <td>60人以上90人未満</td> <td>2,300円</td> <td>162,000円</td> </tr> <tr> <td>90人以上</td> <td>1,800円</td> <td>300,000円</td> </tr> </tbody> </table> | 認可外保育施設の入所人員 | 基準額 | 上限額 | 30人以下 | 5,300円 | 105,400円 | 31人以上60人未満 | 3,400円 | 138,000円 | 60人以上90人未満 | 2,300円 | 162,000円 | 90人以上 | 1,800円 | 300,000円 |
| 認可外保育施設の入所人員 | 基準額 | 上限額 | | | | | | | | | | | | | | |
| 30人以下 | 5,300円 | 105,400円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 31人以上60人未満 | 3,400円 | 138,000円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 60人以上90人未満 | 2,300円 | 162,000円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 90人以上 | 1,800円 | 300,000円 | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>補助率</p> | <p>1/2</p> | | | | | | | | | | | | | | | |

[関連規則等]

鹿児島県認可外保育施設すこやか健診事業費補助金交付要綱

① 担当課 県民生活局 青少年男女共同参画課

なお、平成30年度から、くらし保健福祉部子育て支援課が担当している。

4.8.14 子ども・子育て支援総合対策事業（認可外保育施設すこやか健診事業）

② 事業費の推移

単位：千円

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 当初予算額 | 541 | 455 | 394 |
| 決算額 | 330 | 258 | 262 |

増減理由等

実施市町村（施設数）の減少による。

③ 平成 29 年度事業費の内訳

単位：千円

| 節科目 | 決算額 | 摘要 |
|-----|-----|-------------------|
| 委託料 | 262 | 鹿屋市 2 施設、曾於市 2 施設 |
| 合計額 | 262 | |

④ かがしま子ども未来プラン 2015 の目標と実績

| 数値目標項目 | 現状 (平成 28 年度) | 目標 (平成 31 年度) |
|--------|------------------|------------------|
| 該当なし | | |

⑤ 事業に関連する財政的援助団体とモニタリング状況

該当なし

⑥ 事業のモニタリング状況

| | | |
|-----------|-------------|--------|
| 所管課(自主検査) | 平成 29 年度 | 指摘事項なし |
| 監査委員監査 | 平成 30 年 8 月 | 指摘事項なし |

2. 監査の実施結果

(意見 11) 補助基準額の設定について

1. 現状

補助基準額の算定方法については「次の表の基準額欄に掲げる額に健康診断を受診する児童の実人数を乗じた額とする。ただし、算出された額が上限額欄の額を超える場合には、上限額欄の額を基準額とする。」としている。ここで、「健康診断を受診する児童の実人数」については下記のように運用において計算を行っている。

例 1. 認可外保育施設の入所人員 60 人以上 90 人未満の施設において、内科検診

4.8.14 子ども・子育て支援総合対策事業（認可外保育施設すこやか健診事業）

1回目：60人、内科検診2回目：70人、歯科検診：63人が受診した場合

単価 2,300円×70人（最も多かった受診人数）＝161,000円

例2．認可外保育施設の入所人員60人以上90人未満の施設において、内科検診

1回目：65人、内科検診2回目：65人、歯科検診：63人が受診した場合

単価 2,300円×65人（最も多かった受診人数）＝149,500円

2. 問題点及び改善案

上記例1と例2においては、延べ受診人数としては同数であるにもかかわらず、受診児童数は例2のほうが少なくなってしまうことから、単に「実人数」を「実施した検診のうち最も多かった受診人数」としたのでは、受診者数のばらつきによって不公平な結果となってしまう。

そこで、鹿児島県認可外保育施設すこやか健診事業費補助費交付要綱の（別表）における「実人数」については、3回の検診のばらつきにより不公平の無いよう延べ人数を用いる等、要綱自体の改善が必要と考えられる。

4.9 病児保育等体制整備促進事業

1. 事業の概要

保護者の就労等により、自宅での病気の子どもの保育が困難な場合、病院・保育所等において一時的にその子どもを保育するための施設の整備に要する経費を助成する事業である。

事業の実施主体は市町村であり、市町村が子ども・子育て支援法第 61 条の規定に基づき策定する市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく病児保育事業を実施するための施設（以下、「病児保育施設という。」）整備を、補助金の交付を通じて整備を促進することにより、病児保育事業の推進を図っている。

事業の負担割合は、

1. 市町村が、病児保育施設の整備を行う場合

国 1/3 県 1/3 市町村 1/3

2. 市町村が、社会福祉法人等が行う病児保育施設の整備に対して補助を行う場合

国 3/10 県 3/10 市町村 3/10 設置者 1/10

である。

- ① 担当課 県民生活局 青少年男女共同参画課

なお、平成 30 年度から、くらし保健福祉部 子育て支援課が担当している。

- ② 事業費の推移

単位：千円

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 当初予算額 | - | 7,279 | 7,200 |
| 決算額 | - | 5,400 | 3,418 |

- ・平成 28 年度から事業を開始している。
- ・平成 28 年度は出水市、平成 29 年度は鹿児島市に、それぞれ 1 事業者の病児保育施設補助金を交付している。

- ③ 平成 29 年度事業費の内訳

単位：千円

| 節科目 | 決算額 | 摘要 |
|-------------|-------|-----------|
| 負担金、補助及び交付金 | 3,418 | 鹿児島市への補助金 |
| 合計額 | 3,418 | |

④ かがしま子ども未来プラン 2015 の目標と実績

| 数値目標項目 | 現状 (平成 29 年度) | 目標 (平成 31 年度) |
|-----------------|------------------|------------------|
| 病児保育事業の延べ受入可能者数 | 45,037 | 40,941 |

・病児保育事業の達成状況等については、4.14 地域子ども・子育て支援事業（病児保育事業）で記載している。

⑤ 事業に関連する財政的援助団体とモニタリング状況

該当なし

⑥ 事業のモニタリング状況

| | | |
|-----------|-------------|--------|
| 所管課(自主検査) | 平成 29 年度 | 指摘事項なし |
| 監査委員監査 | 平成 30 年 8 月 | 指摘事項なし |

2. 監査の実施結果

指摘事項等は、発見されなかった。

4.10 かごしまの保育士緊急確保事業

1. 事業の概要

子ども・子育て支援新制度において、保育の量的拡大が求められる中、保育を支える保育士の人材確保は喫緊の課題であることから、潜在保育士に対する求人情報の提供や、復職を希望する全ての潜在保育士の保育現場への復職に対する不安を解消し、夢を持って復職できるようにするため、「潜在保育士復職支援研修会」を開催する。なお、本事業は地方創生推進交付金の対象となる働き方改革事業の構成事業である。財源の負担割合は、国 1/2、県 1/2 である。

[内容]

| | |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 求人情報の提供 | 年 2 回（平成 29 年 8 月、平成 30 年 2 月） |
| (2) 潜在保育士復職支援研修会の開催 | 日時：平成 29 年 12 月 16 日 場所：県社会福祉センター 参加人数：12 人（受講定員 100 人） 対象者： 鹿児島県内で保育士資格を保有し、現在保育園等で勤務していない者（保育士養成施設の学生も含む） プログラム： 講演①最近の保育事情、保育士の魅力、復職にあたっての留意事項等 講演②こどものせかいへレッツゴー！ 事例発表：保育の仕事“も”・・・いいよ！ ハローワークにおける保育士の求職について |
| (3) 潜在保育士職場体験講習会の開催 | 平成 30 年 1 月 16 日：隼人認定こども園、1 人 松原保育園、1 人 ひろき保育園、1 人 平成 30 年 1 月 17 日：阿多保育園、1 人 平成 30 年 1 月 18 日：希望ヶ丘保育園、1 人 対象者： 潜在保育士で参加を希望する者（原則「潜在保育士復職支援研修会」参加者） |

[関連規則等]

- ・地方創生推進交付金交付要綱（平成 28 年 8 月 1 日府地事第 291 号）

① 担当課 県民生活局 青少年男女共同参画課

なお、平成 30 年度から、くらし保健福祉部子育て支援課が担当している。

② 事業費の推移

単位：千円

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 当初予算額 | - | - | 661 |
| 決算額 | - | - | 248 |

増減理由等

職場体験講習会の実施施設に離島地域がなかったため、職員旅費が不要となった。
 文書発送所管課の集中管理により、役務費（通信運搬費）の実質の負担がなかった。

③ 平成 29 年度事業費の内訳

単位：千円

| 節科目 | 決算額 | 摘要 |
|-----|-----|-------------------|
| 委託料 | 152 | 職場体験講習会業務委託(5園) |
| その他 | 96 | 報償費(講師謝金)、旅費、需用費他 |
| 合計額 | 248 | |

④ かごしま子ども未来プラン 2015 の目標と実績

| 数値目標項目 | 現状 (平成 28 年度) | 目標 (平成 31 年度) |
|--------|------------------|------------------|
| 該当なし | | |

⑤ 事業に関連する財政的援助団体とモニタリング状況

該当なし

⑥ 事業のモニタリング状況

| | | |
|-----------|-------------|--------|
| 所管課(自主検査) | 平成 29 年度 | 指摘事項なし |
| 監査委員監査 | 平成 30 年 8 月 | 指摘事項なし |

2. 監査の実施結果

(意見 12) 委託業務の範囲について

1. 現状

潜在保育士職場体験講習会は、1月15日(月)から22日(月)までの8日間で
 保育所側と対象者の双方が都合の良い日に行われている。

当該講習会については、資料を送付した中から申し込みを行った保育所・認定こども園のうち、職場体験講習会受講者が受講を希望した保育所・認定こども園にて実施されている。当該講習会では、参加者に対して研修の実施に必要な保険をかけている。その保険契約にかかる費用に関しては、業務委託先である保育所・認定こども園にて費用が負担され、その分を委託金額に含めて当該園に委託料として県より支払いがなされている。

一方で、当該保険契約先については保険商品、保険代理店ともに、県にて委託先に紹介がなされ、各園に対して保険代理店への支払いを依頼している。

2. 問題点及び改善点

本来、委託事業であれば委託先が主体となって保険商品、保険代理店ともに選定し契約を行うべきである。上記のような実情を鑑みれば、保険契約に関しては県にて実施し、それ以外の業務を委託するのが適当と考えられる。

4.11 魅力ある保育環境構築事業

1. 事業の概要

保育所等給与等実態調査を実施し、経営者、保育士等を対象に処遇改善のセミナーや個別指導等を実施している。

子ども・子育て支援の総合的な推進を図るため、平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、施設型給付費等の処遇改善等加算や公定価格への人事院勧告分の反映などを通じて、保育士等の賃金改善が促進されている。処遇改善等加算の未活用等により、保育所等によっては、保育士等の処遇改善が必ずしも十分に図られていない状況もみられる。

そこで、処遇改善のセミナーや専門家による個別指導等を通じて、保育士等がやりがいを持って働き続けられる職場づくりを促進することを目的としている。

事業内容は以下の内容である。

- ・保育士等処遇改善啓発セミナーの開催

(平成 29 年 10 月実施 参加人数 185 人 定員 300 人)

- ・保育所等給与等実態調査

実施日 平成 29 年 12 月 6 日～22 日 (平成 30 年 1 月 31 日まで延長)

調査票発送数 561 施設

調査回収数 216 施設 (回収率 38.5%)

- ・専門家による個別訪問 (社会保険労務士を 10 施設に派遣)
- ・魅力ある職場づくり実践セミナー

(平成 30 年 3 月実施 参加人数 72 人 定員 300 人)

平成 29 年度の実施を受けて、参加対象が 570 施設あり、参加しやすい時期を考慮して平成 30 年度から保育士等処遇改善啓発セミナーについては年 2 回 (上半期、下半期) 実施し、専門家による個別訪問も訪問回数を倍増する予定である。また、魅力ある職場づくり実践セミナーについても、保育園等の繁忙期を避けて、より集客が期待される 2 月に実施する見込みである。

- ① 担当課 県民生活局 青少年男女共同参画課

なお、平成 30 年度から、くらし保健福祉部子育て支援課が担当している。

- ② 事業費の推移

単位：千円

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 当初予算額 | - | - | 6,548 |
| 決算額 | - | - | 6,282 |

・平成 29 年度から開始しており、平成 31 年まで実施する事業である。

③ 平成 29 年度事業費の内訳

単位：千円

| 節科目 | 決算額 | 摘要 |
|-----|-------|-------|
| 委託費 | 6,257 | 事業の委託 |
| その他 | 24 | |
| 合計額 | 6,282 | |

委託費を事業内容別に分類し、県の積算額と比較すると以下のとおりとなる。

委託費事業内容別比較

単位：千円

| 項目 | 決算額 | 県積算額 | 比較 |
|-----------------|-------|-------|---------|
| 保育士等処遇改善啓発セミナー | 1,075 | 1,594 | △ 519 |
| 保育所職員給与等実態調査 | 1,397 | 2,421 | △ 1,024 |
| 専門家による個別訪問 | 2,500 | 1,069 | 1,431 |
| 魅力ある職場づくり実践セミナー | 1,283 | 1,178 | 105 |
| 合計 | 6,257 | 6,263 | △ 6 |

専門家による個別訪問について差が大きかった要因は、事務局運営費（1,634 千円）が県積算額（93 千円）と比べて多く発生したためである（詳細は、「(意見 13)「専門家による個別訪問」の间接人件費について」を参照）。

保育所職員給与等実態調査について差が大きかった要因は、調査元表作成や集計データ分析の費用（間接人件費を含めて 1,030 千円）が積算時の想定（1,716 千円）より少なかったためである。

もともと事務局運営費の県積算額（548 千円）と委託者の積算額（4,462 千円）と大きな差があったが、特に理由等は照会されていない（(意見 14) 収支予算書の入手について参照）。

④ かごしま子ども未来プラン 2015 の目標と実績

| 数値目標項目 | 現状 (平成 29 年度) | 目標 (平成 31 年度) |
|--------|------------------|------------------|
| 該当なし | | |

⑤ 事業に関連する財政的援助団体とモニタリング状況

該当なし

⑥ 事業のモニタリング状況

| | | |
|-----------|-------------|--------|
| 所管課(自主検査) | 平成 29 年度 | 指摘事項なし |
| 監査委員監査 | 平成 30 年 8 月 | 指摘事項なし |

2. 監査の実施結果

(意見 13)「専門家による個別訪問」の間接人件費について

1. 現状、問題点

「専門家による個別訪問」の間接人件費について、以下のとおり事務局運営費の事務人件費が 1,591 千円発生したことを主因として、積算時の見積りと比較して大きく増加している。

「専門家による個別訪問」決算額と積算額と比較 単位：千円

| 項目 | 決算額 | 県積算額 | 比較 |
|-------------|-------|-------|-------|
| 講師謝金(専門家報酬) | 794 | 460 | 334 |
| 講師旅費 | | 516 | △ 516 |
| 消耗品費/印刷製本費 | 14 | | 14 |
| 通信運搬費 | 58 | | 58 |
| 事務局運営費 | 1,634 | 93 | 1,541 |
| 事務局旅費 | 43 | | 43 |
| 事務人件費 | 1,591 | | 1,591 |
| 合計 | 2,500 | 1,069 | 1,431 |
| 対象園数(単位:園) | 10 | 10 | 0 |
| 1園当たりのコスト | 250 | 107 | 143 |

・積算時の事務局運営費は、全体の管理費(548千円)を事業費により按分して算定している。

県は事務人件費が多額に発生した理由について、「相談内容によって状況の分析や資料収集等に当初想定していた以上の時間がかかり、事務量が増加したため。」としている。業務仕様書でこの実施事項の委託業務を確認したところ、

- ・個別訪問に関する計画の作成
- ・個別訪問する施設の選定
- ・個別訪問する専門家の調整・確保
- ・個別訪問した結果の取りまとめ、報告

であった。

なお、個別訪問した結果の取りまとめについては、専門家が作成した報告書を受けて、個別訪問実施状況表(表1枚)を作成している。

2. 改善案

委託先は、この事務人件費について備考欄に内訳を次のように示している。

217,400円×4人

560,000円×1人

161,509 円×1 人

この人員がどのような作業をしたのか照会し、納得のいく回答が得られなければ、現地調査等を実施すべきである。

(意見 14) 収支予算書の入手について

1. 現状、問題点

企画提案時に、提案業者より見積書は入手しているが、委託業務終了時に入手する歳入・歳出決算書と見積書では科目が異なり、予算実績対比は困難であった。また、当年度より開始した事業であったため、前年度実績との比較もできなかった。

もともと、管理費の県積算額（548 千円）と委託者の積算額（4,462 千円）と大きな差があったが、特に理由等は照会されていなかった。

予算・実績比較効率化のために、決算書と同じ項目で事業開始前に収支予算書の入手を提案したところ、「委託契約の性質上、仕様書等に基づき、企画提案時に提出してもらう見積書の項目と、実際の支出項目が全て一致することは現実的ではないと考えている。委託費内で事業内容が適正に実施され、対象外経費が含まれていなければ、適切な予算執行と考えられるため、見積時と同じ項目の報告書までは求めていない。」との回答を受けた（下線は筆者が加筆）。

2. 改善案

県の回答から、収支予算書は委託業者より入手し、検査時の予算実績比較やさらに現地調査等まで実施している委託事業は、一部の先進事例にとどまっているようである。この先進事例においては、今回の包括外部監査の事業所往査により、実績報告書の誤りが検出されている。

そもそも、この事業に関連しない対象外経費が含まれているか確認するためには、予算実績対比や前期比較、必要と認められれば賃金台帳や領収書等の照合が不可欠なはずである。

委託費の検査や実績報告書の確認の効率化のため、「5.1 委託事業（内部統制の整備・運用の必要性）」において総合的な意見を記載した。

(意見 15) 保育所等給与等実態調査の回収率について

1. 現状、問題点

保育所等給与等実態調査は、県内の子ども・子育て支援新制度の対象となる保育所等を対象に、これまでの処遇改善策の効果や職員給与の状況、施設の実態等に関する調査を行い、県における子ども・子育て支援策の効果的な事業を行うための基礎資料とするものである。また、集計結果の概要をまとめ、保育に関わる全ての者の共通認識を深めるとともに、経営者等が自園の状況を客観的に把握し、職場環境の改善を図

るための資料とすることも目的としている。そのためには、回答率を高めることが重要であり、業務仕様書においても

- ・調査項目やレイアウトを工夫し、回答しやすい調査票とすること
- ・施設からより多くの回答を得るため、インターネット等を活用するなど、回収方法を工夫する。

ことを求めている。

しかし、回答率は38.5%であり、他県の実績、例えば静岡県91.4%（平成28年度）、大阪府99.4%（平成28年度）、福井県76.2%（平成29年度）と比較すると、大きく見劣りする結果となっている。

2. 改善案

回答率が低い要因として、調査内容が当初の想定よりも複雑かつ多岐なことから、回答しやすい調査票となっていないことが挙げられる。県も、関係団体への提出協力依頼や、提出期間延長、調査票発送先に対する督促の実施等、回収向上策に努めている。

そもそも業者選定の適切性については、この事業は専門性により全く効果が異なるため、企画競争を実施し最も優れる企画案を選定している。ただし、結果的にこの1者しか応募がなく、審査委員会で遂行能力ありと判断されたため、採用されている。調査票の作成能力やセミナーの企画能力等を選定段階で評価することは、特に専門性の高い分野では困難であると思うが、例えば「処遇改善等加算」や保育園等の監査を担当している職員を選定時に同席させる等、委託を行う上で、より遂行能力があるか判断する能力を高める必要がある。

なお、平成30年度ではこの事業について、2者の応募があり、平成29年度とは別の委託者が選定されている。また、保育所等給与等実態調査については、平成30年度は実施されていないが、それ以外の事業については概要で記載したとおり、実施回数や実施時期も見直され、セミナーもすでに実施されたものは、昨年より好評とのことであり、改善されている。

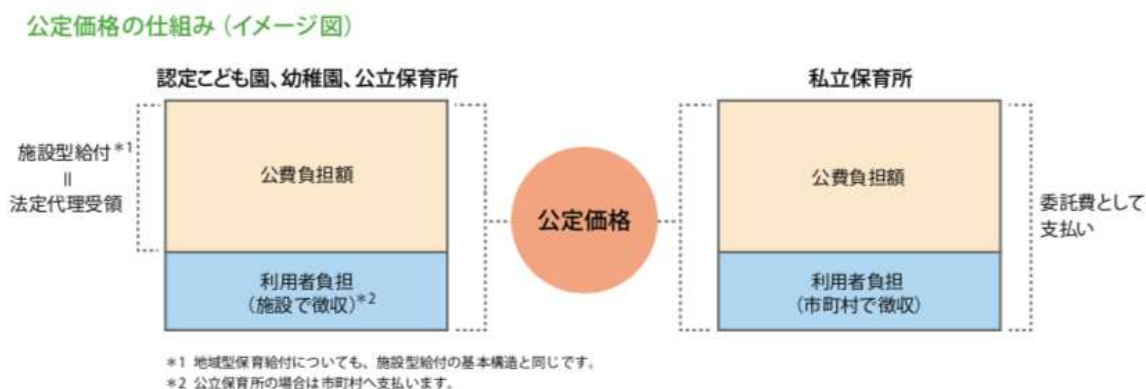
4.12 子どものための教育・保育給付事業

1. 事業の概要

子ども・子育て支援新制度へ移行した保育所、幼稚園、認定こども園等が教育・保育に要する費用の一部を負担する事業である。

都道府県は、市町村が支弁する費用のうち、公費負担額*について、子ども・子育て支援法に定められた負担割合に応じて負担している。

*公定価格から利用者負担を控除した額（下記公定価格の仕組み（イメージ図）²²参照）



給付の構造は、以下のようにになっている。

(1) 全国统一費用

ア施設型給付費

対象:新制度幼稚園、保育所(委託費として支払)、認定こども園

イ地域型保育給付費

対象:地域型保育事業所(家庭的保育・小規模保育・事業所内保育・居宅訪問型)、
特例保育(離島地域)

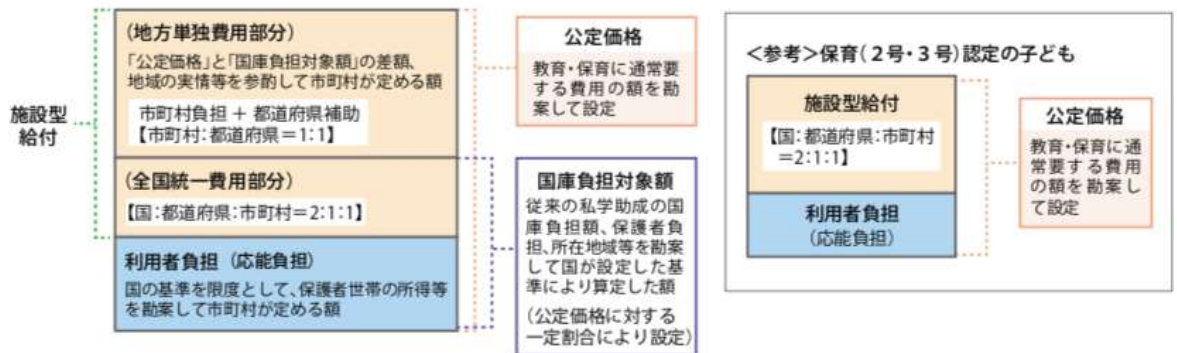
・教育標準時間（1号）認定子どもについては、公定価格の73.4%（平成29年度）から利用者負担を控除した額が全国统一負担対象

(2) 地方単独費用

教育標準時間（1号）認定子どもの公定価格の26.6%（平成29年度）について、
都道府県・市町村で負担

²² 内閣府・文部科学省・厚生労働省「子ども・子育て支援ハンドブック 施設・事業者向け」P4

給付の構造(イメージ図)²³



「教育標準時間(1号)認定子ども」等、施設型給付費を受ける子どもの認定区分²⁴

「認定こども園」「幼稚園」「保育所」「小規模保育等」の教育・保育を利用する子どもについては、以下の3つの認定区分が設けられ、この区分に基づいて施設型給付等(施設・事業者が代理受領)が行われます。

| 認定区分 | 給付の内容 | 利用定員を設定し、給付を受ける施設・事業 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|----------------------|
| 教育標準時間(1号)認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの 【子ども・子育て支援法第19条第1項第1号】 | ●教育標準時間* | 幼稚園 |
| | | 認定こども園 |
| 保育(2号)認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの 【子ども・子育て支援法第19条第1項第2号】 | ●保育短時間 ●保育標準時間 | 保育所 |
| | | 認定こども園 |
| 保育(3号)認定子ども 満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの 【子ども・子育て支援法第19条第1項第3号】 | ●保育短時間 ●保育標準時間 | 保育所 |
| | | 認定こども園 |
| | | 小規模保育等 |

*教育標準時間外の利用については、一時預かり事業(幼稚園型)等の対象となります。

実施主体 市町村

負担割合：

- (1) 全国統一費用(平成29年度は39市町村が対象) 国 1/2 県 1/4 市町村 1/4
- (2) 地方単独費用(平成29年度は30市町村が対象) 県 1/2 市町村 1/2

① 担当課 県民生活局 青少年男女共同参画課

なお、平成30年度から、くらし保健福祉部子育て支援課が担当している。

²³ 21 と同

²⁴ 内閣府・文部科学省・厚生労働省「子ども・子育て支援ハンドブック 施設・事業者向け」P3

② 事業費の推移

単位：千円

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|-----------|------------|------------|
| 当初予算額 | 8,509,871 | 10,192,313 | 10,742,720 |
| 決算額 | 9,150,521 | 10,007,986 | 11,387,739 |

増減理由等

平成 27 年度から、決算額は増加傾向となっている。

これは、幼稚園の新制度の移行及び保育所等の幼保連携型認定こども園への移行に伴い、対象施設が増加していることが主因である。

③ 平成 29 年度事業費の内訳

単位：千円

| 節科目 | 決算額 | 摘要 |
|-------------|------------|----------|
| 負担金、補助及び交付金 | 11,387,739 | 市町村への補助金 |
| 合計額 | 11,387,739 | |

補助金の内訳は以下のとおりである。

単位：千円

| 区分 | | 金額 |
|-------|--------|------------|
| 当年度分 | 全国統一費用 | 10,347,540 |
| | 地方単独費用 | 923,690 |
| | 小計 | 11,271,230 |
| 前年度精算 | 全国統一費用 | 99,250 |
| | 地方単独費用 | 17,258 |
| | 小計 | 116,508 |
| 合計 | | 11,387,739 |

④ かごしま子ども未来プラン 2015 の目標と実績

| 数値目標項目 | 現状 (平成 29 年度) | 目標 (平成 31 年度) |
|--------|------------------|------------------|
| 該当なし | | |

⑤ 事業に関連する財政的援助団体とモニタリング状況

該当なし

⑥ 事業のモニタリング状況

| | |
|-----------|--------------------|
| 所管課(自主検査) | 平成 29 年度 指摘事項なし |
| 監査委員監査 | 平成 30 年 8 月 指摘事項なし |

⑦ 監査範囲について

平成 30 年 7 月に市町村から平成 29 年度の実績報告が提出され、平成 31 年 3 月に精算される予定である。よって、監査範囲は、平成 29 年度中に確定した平成 28 年度を監査対象とし、平成 29 年度については実績報告まで確認している。

2. 監査の実施結果

【指摘 7】 全国統一費用及び地方単独費用の変更交付申請額の記載誤りについて

1. 現状及び問題点

①全国統一費用交付の流れは以下のとおりである。

- ・平成 29 年 7 月 対象市町村から交付申請を受ける。審査後に国へ交付申請を提出
- ・国の交付決定を受けて、平成 29 年 10 月に県より対象の市町村に交付
- ・平成 30 年 2 月に対象市町村から変更交付申請を受けて、平成 30 年 3 月に国に変更交付申請を提出
- ・国の交付決定を受けて、補助金の残金を対象市町村に交付。変更交付申請は、平成 29 年までは実績、平成 30 年 1 月から 3 月までは見積りにより申請額を算定している。

分析手続を実施したところ、以下の記載誤りが発見された。

西之表市

私立保育園に支払う委託費の利用者徴収額（62,276 千円）の記載が漏れていたため、平成 30 年 3 月の公費負担額が過大となっている。平成 29 年度の利用人員数も誤りがあり、例えば合計で 478 人と記載すべきところ、360 人と記載していたため、利用者 1 人当たりの負担対象額は前年度実績と比較して、著しく増加していた。

曾於市

利用人員の記載が 0 人となっており、記載が漏れていた。

南大隅町

私立保育園に支払う委託費の利用者徴収額について、41,916 千円のところを 4,198 千円と記載しているため、平成 30 年 3 月の公費負担額が過大となっている。

大和村

補助金の対象となる対象経費を過少に計上していたため、平成 30 年 3 月の公費負担額が過大となっている。

上記のうち 3 市町村は、公費負担額が過大となっているため、国及び県の市町村に対する補助金が過大に支給されていた。

ただし、平成 30 年 7 月に平成 29 年度の実績報告がなされ、これにより上記過大支給額については、返納される見込みである。

②地方単独費用について、平成 28 年度の実績報告及び平成 29 年度の変更交付申請資料を調査したところ、平成 28 年度実績報告に記載誤りが発見された。

南さつま市

平成 28 年度の全国統一費用は公定価格の 72.5%部分であるが、これを全額と考えていたため、公定価格を過大に計上しており、県の市町村に対する補助金が過大に支給されていた。

ただし、平成 29 年 7 月に平成 28 年度の実績報告がなされ、これにより平成 30 年 3 月に過大額については、返納されている。

2. 改善案

平成 28 年度及び平成 29 年度の変更申請時に補助金の過大支給等が発見された。県は、「市町村からの申請額について、更にチェックの観点を複数設ける必要があると考えている。年度における具体的な取組としては、制度開始後 3 年分の実績が出たことを受け、規模の年度間比較の観点を設ける等している。」としている。「(意見 16) 審査体制の見直し」で、チェック等について留意すべき事項をまとめた。

(意見 16) 審査体制の見直し

1. 現状及び問題点

この事業は、事業規模も大きく、制度内容が複雑であり、かつ開始して 3 年目と新しい事業であるため、重要な誤記載が生じるリスクが高い。特に変更申請時は、12 月の補正予算の期限との関係で日程的にもタイトなため、リスクがさらに高くなっている。

県は、交付申請、交付変更申請及び実績報告等で市町村の提出した交付申請書や実績報告書等を審査する必要があるが、審査時に実施すべき手続等は特に規定されていない。

2. 改善案

審査の前提として、市町村の報告体制が、リスクに勘案して、適切に整備されているか確かめ、体制に不備があれば改善を求めるべきであろう。また、前年度との比較や変更申請時と実績時を比較し、市町村の増減コメントと相違する状況であれば、理由を照会し誤りがあれば修正を依頼すべきである。

4.13 地域子ども・子育て支援事業（子育て援助活動支援事業）

4.13 地域子ども・子育て支援事業（子育て援助活動支援事業）

1. 事業の概要

①担当課 県民生活局 青少年男女共同参画課

なお、平成 30 年度から、くらし保健福祉部子育て支援課が担当している。

②事業内容

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

なお、[子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）実施要綱]による事業の目的、実施主体は次のとおりである。

（事業の目的）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりや、ひとり親家庭等の支援など多様なニーズへの対応を図ることを目的とする。

（実施主体）

実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）とする。

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

③ 事業費の推移

単位：千円

| 区分 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 増 減 |
|--------|----------|----------|----------|-------|
| ①当初予算額 | 12,158 | 12,334 | 16,212 | 3,878 |
| ②実績額 | 11,922 | 12,151 | 14,417 | 2,266 |
| ①-② | 236 | 183 | 1,795 | 1,612 |

平成 27 年度及び 28 年度は特段の増減は見られないが、29 年度予算は 3,878 千円（31.4%）増加しており、実績額においては 2,266 千円（18.6%）の増加となっている。

所管部署による増加理由としては、「市町村の取組が進んだため。」との説明である。

4.13 地域子ども・子育て支援事業（子育て援助活動支援事業）

④ かごしま子ども未来プラン 2015 の目標と実績等

| 数値目標項目 | 現状 (平成 29 年度) | 目標 (平成 31 年度) |
|----------------------|------------------------------|------------------|
| ファミリー・サポート・センター設置箇所数 | 18 か所（市町） (うち交付金対象 15 か所) | 20 か所（市町） |

なお、子育て援助活動支援事業における成果指標と平成 29 年度における達成状況等は次のとおりである。

| 成果指標 | 達成状況 | 今後の課題 | 今後検討している方策等 |
|-------|------|------------------------|-------------|
| 設置箇所数 | 未達成 | 引き続き施設整備に向けた取り組みを支援する。 | — |

設置箇所数を成果指標として事業が推進されているが、平成 29 年度においては未達成の状況であり、引き続き施設整備に向けた取組を支援している状況である。

なお、今後も市町村担当者会議等により、必要な助言を行っていくとのことである。

次に、成果指標とされている「設置箇所数（市町）」及び補助金額についての平成 27 年度から 29 年度までの「子ども・子育て支援交付金 実績報告一覧（実施箇所数）」による実施箇所数の推移及び増減の状況は次頁⑤のとおりである。

4.13 地域子ども・子育て支援事業（子育て援助活動支援事業）

⑤ 市町村別年度別 実施の有無及び補助金実績額の推移

（金額単位：千円）

| 市町村 | 平成 27 年度 | | 平成 28 年度 | | 平成 29 年度 | | 27 年度からの増減 | |
|------------|----------|--------|----------|--------|----------|--------|------------|-------|
| | 実施有無 | 金額 | 実施有無 | 金額 | 実施有無 | 金額 | 実施有無 | 金額 |
| 1 鹿児島市 | ○ | 3,816 | ○ | 3,958 | ○ | 3,960 | — | 144 |
| 2 鹿屋市 | ○ | 1,333 | ○ | 1,333 | ○ | 1,333 | — | 0 |
| 3 枕崎市 | ○ | 666 | ○ | 666 | ○ | 786 | — | 120 |
| 4 阿久根市 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 5 出水市 | ○ | 666 | ○ | 666 | ○ | 666 | — | 0 |
| 6 指宿市 | — | — | — | — | ○ | 600 | ○ | 600 |
| 7 西之表市 | ○ | 55 | ○ | 64 | ○ | 60 | — | 5 |
| 8 垂水市 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 9 薩摩川内市 | ○ | 933 | ○ | 933 | ○ | 933 | — | 0 |
| 10 日置市 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 11 曾於市 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 12 霧島市 | ○ | 933 | ○ | 864 | ○ | 915 | — | △18 |
| 13 いちき串木野市 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 14 南さつま市 | ○ | 600 | ○ | 600 | ○ | 600 | — | 0 |
| 15 志布志市 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 16 奄美市 | ○ | 765 | ○ | 920 | ○ | 1,155 | — | 390 |
| 17 南九州市 | — | — | — | — | ○ | 600 | ○ | 600 |
| 18 伊佐市 | — | — | — | — | ○ | 600 | ○ | 600 |
| 19 始良市 | ○ | 1,400 | ○ | 1,400 | ○ | 1,466 | — | 66 |
| 20 三島村 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 21 十島村 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 22 さつま町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 23 長島町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 24 湧水町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 25 大崎町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 26 東串良町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 27 錦江町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 28 南大隅町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 29 肝付町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 30 中種子町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 31 南種子町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 32 屋久島町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 33 大和村 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 34 宇検村 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 35 瀬戸内町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 36 龍郷町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 37 喜界町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 38 徳之島町 | ○ | 726 | ○ | 726 | ○ | 726 | — | 0 |
| 39 天城町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 40 伊仙町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 41 和泊町 | ○ | 29 | ○ | 21 | ○ | 17 | — | △12 |
| 42 知名町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 43 与論町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 合計 | 12 | 11,922 | 12 | 12,151 | 15 | 14,417 | 3 | 2,495 |

（注）表中の「実施有無」の「○」が事業を実施している市町村である。

4.13 地域子ども・子育て支援事業（子育て援助活動支援事業）

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は事業概要に記載のとおり、子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業である。

会員になっても、希望するような人的・物的環境を有する預け先であるか、利便性の良い場所にあるか、希望するような時間や金額で預かってくれるかなど、それぞれの会員によって希望条件が異なるため、「～相互援助活動に関する連絡、調整を行う」といっても容易な作業ではない。

表のように平成 27 年度及び 28 年度は 12 市町で実施されていたが、29 年度で指宿市、南九州市及び伊佐市が新たに実施しており、補助金額はそれぞれ 60 万円と多くはないが、計 180 万円の新規増加となっている。

2. 監査の実施結果

(意見 17) 子育て援助活動支援事業促進について

1. 現状

上表⑤のとおりの実施状況

2. 問題点及び改善策

前述のように当該事業はなかなか容易に拡大できる事業ではないため、表⑤でも分かるように、実施している市町村の中では最も人口が多く、条件が整いやすい鹿兒島市においてですら、平成 27 年度から補助金額もほとんど増加が見られていない。

ただ、このような子育て支援の意識を醸成させるような事業は、本来、長期継続的に進めることが必要な事業と思われるため、課題と対策についての必要な情報を蓄積しながら、時間をかけて推進していくことが必要と思われる。

4.14 地域子ども・子育て支援事業（病児保育事業）

1. 事業の概要

① 担当課 総務部県民生活局 青少年男女共同参画課

なお、平成 30 年度から、くらし保健福祉部子育て支援課が担当している。

② 事業概要

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業

なお、「病児保育事業実施要綱」による、事業の目的、実施主体及び事業の内容は次のとおりである。

（事業の目的）

保護者が就労している場合において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合がある。

こうした保育需要に対応するため、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応並びに病気の児童の自宅に訪問するとともに、その安全性、安定性、効率性等について検証等を行うことで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

（実施主体）

実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）とする。

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

（事業の内容）

保育を必要とする乳児・幼児又は保護者の労働若しくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった小学校に就学している児童であって、疾病にかかっているものについて、保育所、認定こども園、病院、診療所、その他の場所において、保育を行う事業。

③ 事業費の推移

単位：千円

| 区分 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 増 減 |
|--------|----------|----------|----------|--------|
| ①当初予算額 | 83,735 | 106,271 | 138,569 | 32,298 |
| ②実績額 | 77,807 | 96,372 | 106,565 | 10,193 |
| ①-② | 5,928 | 9,899 | 32,004 | 22,105 |

予算額、実績額ともに顕著な増加が見られる。

所管部署による予算額及び実績額が増加している理由としては、「市町村の取組が進み、実施事業所数が増加したため。」とのことである。

4.14 地域子ども・子育て支援事業（病児保育事業）

ただ、平成 29 年度は当初予算額が 28 年度に比較して 32,328 千円（30.4%）の増加であったが、実績額は 10,193 千円（10.6%）という状況であり、想定された予算額の増加に比較して実績額は増加しておらず、当初予算額と実績額の差額が 32,034 千円と大きい。

④ かごしま子ども未来プラン 2015 の目標と実績等

| 数値目標項目 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 目標（平成 31 年度） |
|------------------|----------|----------|--------------|
| ①病児保育事業の延べ受入可能者数 | 39,458 人 | 45,037 人 | 40,941 人 |
| ②利用実績（年間延べ人数） | 15,557 人 | 17,768 人 | — |
| ②/①（%） | 39.43% | 39.45% | — |
| ①-② | 23,901 人 | 27,269 人 | |

病児保育事業の延べ受入可能者数は、目標 40,941 人に対して平成 29 年度は 45,037 人であり 4,096 人（約 10%）の目標超過となっている。

なお、利用実績も年間延べ人数が平成 28 年度の 15,557 人から平成 29 年度の 17,768 人に 2,211 人（14.21%）増加しているが、受入可能者数に対する利用実績割合は平成 28 年度の 39.43%から平成 29 年度の 39.45%へとほとんど変化がない。

受入可能者数の増加に対して、利用実績はそこまで増加しておらず、平成 29 年度においても利用実績人数に対して約 2.5 倍の人数が受入可能であり、市町村ごとの状況把握が必要な状況となっている。

なお、病児保育事業における成果指標と平成 29 年度における達成状況等は次のとおりである。

| 成果指標 | 達成状況 | 今後の課題 | 今後検討している方策等 |
|----------|------|--------------------|-------------|
| 延べ受入可能者数 | 達成 | 引き続き設置促進のための取組を行う。 | — |

延べ受入可能者数を成果指標として事業が推進されており、平成 29 年度においては達成の状況となっているが、引き続き設置促進のための取組を行っている状況である。

なお、今後も市町村担当者会議等により、必要な助言を行っていくとのことである。

4.14 地域子ども・子育て支援事業（病児保育事業）

⑤市町村別年度別 か所数及び補助金実績額の推移

(金額単位:千円)

| 市町村 | 平成 27 年度 | | 平成 28 年度 | | 平成 29 年度 | | 27 年度からの増減 | |
|------------|----------|--------|----------|--------|----------|---------|------------|--------|
| | か所数 | 金額 | か所数 | 金額 | か所数 | 金額 | か所数 | 金額 |
| 1 鹿児島市 | 7 | 34,613 | 14 | 42,710 | 16 | 41,866 | 9 | 7,253 |
| 2 鹿屋市 | 1 | 4,230 | 1 | 4,240 | 2 | 5,143 | 1 | 913 |
| 3 枕崎市 | 3 | 4,263 | 3 | 4,377 | 3 | 3,886 | 0 | △377 |
| 4 阿久根市 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 5 出水市 | — | — | — | — | 2 | 3,768 | 2 | 3,768 |
| 6 指宿市 | 1 | 1,705 | 1 | 1,705 | 1 | 2,982 | 0 | 1,277 |
| 7 西之表市 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 8 垂水市 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 9 薩摩川内市 | 1 | 4,078 | 2 | 6,093 | 2 | 7,785 | 1 | 3,707 |
| 10 日置市 | 3 | 3,540 | 3 | 4,557 | 2 | 3,715 | △1 | 175 |
| 11 曾於市 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 12 霧島市 | 4 | 5,843 | 7 | 7,879 | 8 | 8,593 | 4 | 2,750 |
| 13 いちき串木野市 | 1 | 2,905 | 1 | 2,904 | 1 | 3,751 | 0 | 846 |
| 14 南さつま市 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 15 志布志市 | 1 | 3,407 | 1 | 3,407 | 1 | 3,415 | 0 | 8 |
| 16 奄美市 | 1 | 1,671 | 1 | 2,770 | 1 | 2,257 | 0 | 586 |
| 17 南九州市 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 18 伊佐市 | 1 | 1,645 | 1 | 1,645 | 1 | 1,649 | 0 | 4 |
| 19 始良市 | 1 | 2,903 | 1 | 3,412 | 2 | 6,160 | 1 | 3,257 |
| 20 三島村 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 21 十島村 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 22 さつま町 | 1 | 1,645 | 1 | 1,645 | 2 | 2,450 | 1 | 805 |
| 23 長島町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 24 湧水町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 25 大崎町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 26 東串良町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 27 錦江町 | — | — | 1 | 1,404 | 1 | 1,408 | 1 | 1,408 |
| 28 南大隅町 | 2 | 2,072 | 3 | 3,476 | 3 | 3,487 | 1 | 1,415 |
| 29 肝付町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 30 中種子町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 31 南種子町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 32 屋久島町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 33 大和村 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 34 宇検村 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 35 瀬戸内町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 36 龍郷町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 37 喜界町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 38 徳之島町 | — | — | 1 | 1,480 | 1 | 1,023 | 1 | 1,023 |
| 39 天城町 | — | — | — | — | 1 | 77 | 1 | 77 |
| 40 伊仙町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 41 和泊町 | 1 | 1,010 | 1 | 974 | 1 | 975 | 0 | △35 |
| 42 知名町 | 1 | 841 | 1 | 758 | 1 | 734 | 0 | △107 |
| 43 与論町 | 1 | 1,436 | 1 | 1,436 | 1 | 1,441 | 0 | 5 |
| 合計 | 31 | 77,807 | 45 | 96,372 | 53 | 106,565 | 22 | 28,758 |

(注)表中の「か所数」は、特定分(病児対応型、病後児対応型、体調不良児対応型及び施設型(訪問型))と一般分(病児対応型、病後児対応型及び体調不良児対応型)の合計である。

平成 27 年度から平成 29 年度までの当該事業に係る「か所数」と補助金額の状況は上表⑤のとおりである。

平成 27 年度から事業実施している市町村数 17 で 31 か所、平成 28 年度には錦江町と徳之島町が増加し市町村数が 19 で 45 か所と 14 か所増加、平成 29 年度には出水市と天城町が増加し市町村数 21 で 53 か所となっている。

実施済みの市町村及びか所数は増加しているが、平成 29 年度でも実施していない市町村が 22 市町村あり、全市町村の半数以上(51.16%)が未実施となっている。

2. 監査の実施結果

(意見 18) 実施市町村数の増加の必要性について

1. 現状

上表⑤のとおり。

2. 問題点及び改善策

「かごしま子ども未来プラン 2015」において数値目標項目としている「病児保育事業の延べ受入可能者数」40,941 人については、平成 29 年度では 45,037 人と達成はしているものの、事業内容から判断すると、まず全市町村で実施された上で、各市町村での実施か所数の増加を図ることが重要ではないかと考える。前述のように、平成 29 年度でも半数以上の市町村では事業が実施されていないと推測される状況が見られる。

担当部署においても「引き続き設置促進のための取組を行う。」とのことであるが、対象が「病児」であることを考慮すると県内全ての市町村での実施に向けて事業推進が必要と考える。仮に対象者がいなかったような場合は、実施していないのか、該当者がいなかったのかが判別できるような情報収集方法を検討することが適切と考える。

4.15 乳幼児医療費助成事業

1. 事業の概要

子育て期にある家庭の乳幼児に係る医療費の経済的負担を軽減するとともに、乳幼児の健康を守り、健全な発育を図るため、医療費の助成を行う市町村に対し、経費の一部を補助する。〈県単独事業〉

《対象》 就学前までの乳幼児の医療費について、保険診療に係る自己負担金が1人月額3,000円を超える部分を助成する。

※市町村民税非課税世帯については自己負担金を全額助成

《実施主体》市町村

《補助対象》医療保険各法適用者の自己負担金、証明手数料、委託事務経費、事務費

《県補助率》市町村が助成に要する経費の1/2

《支給制限》無

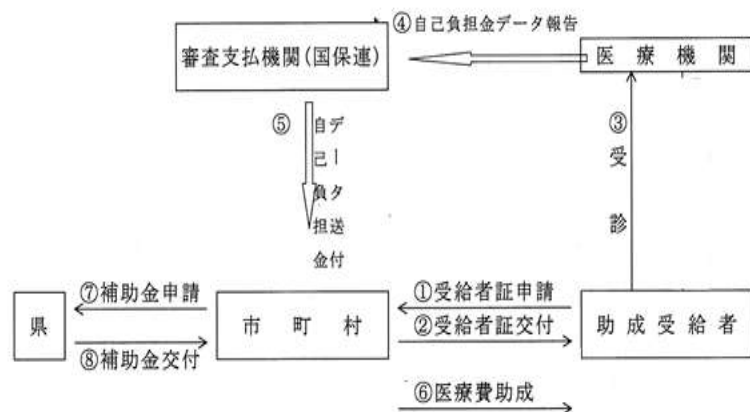
《所得制限》児童手当の所得限度額に準拠

《支給方法》県内医療機関－自動償還払い

県外医療機関－償還払い

《制度間優先順位》・重度心身障害者医療と重複して対象となる場合は、重度心身障害者医療費助成を優先。

・ひとり親家庭医療費と重複して対象となる場合は、ひとり親家庭医療費助成を優先。



乳幼児医療費助成事業の実施主体は市町村であり、対象や自己負担額は各市町村で異なる。例えば鹿児島市のこども医療費助成事業は、家庭の所得にかかわらず中学3年生までを対象とし、自己負担額は3歳未満ゼロ円、3歳～中学3年生 原則2,000

円/月である。この場合においても、県から市町村への助成額はあくまでも所得制限内の世帯における就学前児童、自己負担額原則 3,000 円/月を基準として計算され、それを超える手厚い助成については、各市町村の負担となる。

① 担当課 保健福祉部 子ども福祉課

なお、平成 30 年度から、くらし保健福祉部子ども家庭課が担当している。

② 事業費の推移

単位：千円

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 当初予算額 | 630,669 | 612,323 | 622,553 |
| 決算額 | 632,106 | 642,370 | 637,229 |

③ 平成 29 年度事業費の内訳

単位：千円

| 節科目 | 決算額 | 摘要 |
|-------------|---------|----|
| 負担金、補助及び交付金 | 637,110 | |
| その他 | 119 | |
| 合計額 | 637,229 | |

④ かごしま子ども未来プラン 2015 の目標と実績

| 数値目標項目 | 現状 (平成 29 年度) | 目標 (平成 31 年度) |
|--------|------------------|------------------|
| 該当なし | | |

事業の性質上、当事業に係る評価目標は定めていない。議会において、①予算案の審議 ②事業遂行後の「主要施策の成果に関する調書（各部作成）」を用いた検討により、事業の評価及び見直しを行っている。当調書における施策の実施状況・成果等は以下のとおりである。

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|----------|----------|----------|----------|
| 実人員(人) | 85,222 | 85,109 | 81,663 |
| 延件数(件) | 292,012 | 290,181 | 281,573 |
| 補助金額(千円) | 632,035 | 642,228 | 637,110 |

⑤ 事業に関連する財政的援助団体とモニタリング状況

該当なし

⑥ 事業のモニタリング状況

| | | |
|-----------|-------------|--------|
| 所管課（自主検査） | 平成 29 年度 | 指摘事項なし |
| 監査委員監査 | 平成 30 年 9 月 | 指摘事項なし |

2. 監査の実施結果

（意見 19）実績報告書の記載誤りについて

1. 現状

各市町村は県に「乳幼児医療費助成事業実績報告書（以下、「実績報告書」という。）」及び歳入歳出決算（見込）書抄本を提出し、くらし保健福祉部において実績報告書の内容確認及び承認手続後、各市町村へ交付決定通知書を発行し、補助金が交付される。

2. 問題点

市町村が提出した実績報告書を閲覧したところ、6 市町村において委託事務経費の誤計算が発見された。当該誤謬の主な原因は、実績報告書上の〈処理件数〉の解釈の相違による。〈処理件数〉の定義は「鹿児島県乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱」では明確にされておらず、市町村によっては独自の解釈による処理件数を記載していたことが判明した。

3. 改善案

今回誤記載の発見された市町村については、結果としていずれも実際より過少に報告されていたため、県の補助金過大支給は発生していない。しかしながら、誤申請であることには変わらない。一義的には申請者である市町村担当者が不明点を県に確認すべきと考えるが、県においても、各市町村間の数値比較、前年度比較等による異常値の有無に留意するとともに、市町村に対し適切な報告書の作成を指導されたい。

4.16 乳幼児医療費助成在り方検討事業

1. 事業の概要

経済的な理由により受診を控えることによる症状の重篤化を防ぐため、乳幼児の医療費助成の在り方について、「乳幼児医療費助成在り方有識者懇談会」を設置し、意見交換を行うとともに、市町村や関係機関との協議調整を行う。(県単独事業)

懇談会参加者は、下記のとおりである。

| 分野 | 団体 | 人数 |
|--------|-------------------------------------------------------------------------|-----|
| 医療関係 | 県医師会、県歯科医師会、県小児科医会、県薬剤師会 県柔道整復師会 | 5人 |
| 医療保険者 | 全国健康保険協会、健康保険組合連合会、地方職員共済組合、警察共済組合、公立学校共済組合（以上の団体の各鹿児島支部）、鹿児島県市町村職員共済組合 | 6人 |
| 審査支払機関 | 鹿児島県国民健康保険団体連合会 社会保険診療報酬支払基金鹿児島支部 | 2人 |
| 行政 | 鹿児島県市長会、鹿児島県町村会、鹿児島県 | 4人 |
| | 計 | 17人 |

また、懇談会に付議する事項等について協議するため、実務者レベルで構成する幹事会を設置した。

懇談会は全2回、幹事会は全4回開催している。これらの懇談会、幹事会を経て、県下市町村は平成30年10月から、住民税非課税世帯の未就学児に対する乳幼児医療費窓口負担ゼロ（乳幼児医療給付事業）を実施した。これは、平成29年度主要施策の成果に関する調書でも一番目の項目であることから、県における重要度の高い施策であるものとする。

① 担当課 保健福祉部 子ども福祉課

なお、平成30年度から、くらし保健福祉部子ども家庭課が担当している。

② 事業費の推移

単位：千円

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-------|--------|--------|--------|
| 当初予算額 | - | - | 1,141 |
| 決算額 | - | - | 582 |

※平成29年単年度事業である

③ 平成 29 年度事業費の内訳

単位：千円

| 節科目 | 決算額 | 摘要 |
|-----|-----|------|
| 謝金 | 146 | 委員謝金 |
| その他 | 389 | 旅費等 |
| 合計額 | 582 | |

④ かがしま子ども未来プラン 2015 の目標と実績

| 数値目標項目 | 現状 (平成 29 年度) | 目標 (平成 31 年度) |
|--------|------------------|------------------|
| 該当なし | | |

事業の性質上、当事業に係る評価目標は定めていない。

⑤ 事業に関連する財政的援助団体とモニタリング状況

該当なし

⑥ 事業のモニタリング状況

| | | |
|-----------|-------------|--------|
| 所管課（自主検査） | 平成 29 年度 | 指摘事項なし |
| 監査委員監査 | 平成 30 年 9 月 | 指摘事項なし |

2. 監査の実施結果

指摘事項等は、発見されなかった。

4.17 地域子ども・子育て支援事業（子育て短期支援事業）

1. 事業の概要

① 担当課 総務部県民生活局 青少年男女共同参画課

なお、平成30年度から、くらし保健福祉部子育て支援課が担当している。

② 事業内容

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業））及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）

なお、「子育て短期支援事業実施要綱」による事業の目的、実施主体及び事業の種類及び内容は次のとおりである。

（事業の目的）

この事業は、保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことができる施設において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

（実施主体）

実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）とする。

なお、市町村が認めた者へ委託を行うことができる。

（事業の種類及び内容）

(1)短期入所生活援助(ショートステイ)事業

ア 事業内容

市町村は、保護者が疾病、疲労その他の身体若しくは精神上又は環境上の理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に実施施設において養育・保護を行うものとする。

イ 対象者

この事業において対象となる者は、次に掲げる事由に該当する家庭の児童又は母子等とする。

(ア) 児童の保護者の疾病

(イ) 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など身体上又は精神上の事由

(ウ) 出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由

(エ) 冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由

(オ) 経済的問題等により緊急一時的に母子保護を必要とする場合

4.17 地域子ども・子育て支援事業（子育て短期支援事業）

ウ 利用の期間

養育・保護の期間は7日以内とする。ただし、市町村が必要があると認めた場合には、必要最小限の範囲内でその期間を延長することができる。

(2)夜間養護等(トワイライトステイ)事業

ア 事業内容

市町村は、保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他の緊急な場合において、その児童を実施施設において保護し、生活指導、食事の提供等を行うものとする。

イ 対象者

この事業において対象となる者は、保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童とする。

③ 事業費の推移

単位：千円

| 区分 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 増 減 |
|--------|----------|----------|----------|------|
| ①当初予算額 | 4,322 | 3,833 | 4,090 | 257 |
| ②実績額 | 2,573 | 2,231 | 2,125 | △106 |
| ①-② | 1,749 | 1,602 | 1,965 | 363 |

当事業は平成 29 年度予算額 4,090 千円の事業であり、予算規模的には大きくない。

また、平成 29 年度の予算額も平成 27 年度に比較して減少しているが、実績額自体も減少傾向にあり、予算額と実績の差額割合が 1,965 千円（48.0%）と大きい状況がみられる。

④ かごしま子ども未来プラン 2015 の目標と実績

| 数値目標項目 | 現状 (平成 29 年度) | 目標 (平成 31 年度) |
|--------|------------------|------------------|
| 受入可能者数 | —* | 2,170 人 |

* 直近の調査結果は、1,442 人（平成 26 年度）である。

なお、子育て短期支援事業における成果指標と平成 29 年度における達成状況等は次のとおりである。

4.17 地域子ども・子育て支援事業（子育て短期支援事業）

| 成果指標 | 達成状況 | 今後の課題 | 今後検討している方策等 |
|--------|-----------------------|-------|-------------|
| 受入可能者数 | 計画の最終年度において達成状況の調査を行う | — | — |

受入可能者数を成果指標として事業が推進されており、達成状況としては「計画の最終年度において達成状況の調査を行う」との説明であり、したがって今後の課題もない。

また、今後も市町村担当者会議等により、必要な助言を行っていくとのことである。

2. 監査の実施結果

(意見 20) 達成状況を把握する時期について

1. 現状

達成状況については計画の最終年度において調査が行われる予定となっている。

2. 問題点及び改善策

達成状況については計画の最終年度に行うとのことであるが、最終年度における調査では、事後的な調査となってしまう事業進行年度における課題の把握や方策の見直し・改善の機会が存在しないことになり、この事業目的を達成するために採用する方法としては適当ではないと思われる。

対象となる児童の市町村における発生状況の調査は計画の進行中に実施し、事業推進課題等があれば実施主体である市町村と連携して検討・対処し、次の事業年度にその結果をいかし、工夫を継続しながら推進していく体制が求められるのではないかと考える。

次に、当事業の平成 27 年から 29 年度における「か所数」及び補助金額の状況は次頁⑤に記載のとおりである。

4.17 地域子ども・子育て支援事業（子育て短期支援事業）

⑤ 市町村別年度別 か所数及び補助金実績額の推移

（金額単位：千円）

| 市町村 | 平成 27 年度 | | 平成 28 年度 | | 平成 29 年度 | | 27 年度からの増減 | |
|------------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|------------|------|
| | か所数 | 金額 | か所数 | 金額 | か所数 | 金額 | か所数 | 金額 |
| 1 鹿児島市 | 9 | 878 | 12 | 770 | 14 | 627 | 5 | △251 |
| 2 鹿屋市 | 2 | 94 | 2 | 82 | 2 | 87 | 0 | △7 |
| 3 枕崎市 | 4 | — | 1 | 10 | 3 | 79 | △1 | 79 |
| 4 阿久根市 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 5 出水市 | 2 | 67 | 1 | 10 | 1 | 41 | △1 | △26 |
| 6 指宿市 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 7 西之表市 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 8 垂水市 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 9 薩摩川内市 | 6 | 431 | 5 | 527 | 3 | 549 | △3 | 118 |
| 10 日置市 | 5 | 15 | 6 | 39 | 1 | 11 | △4 | △4 |
| 11 曾於市 | 1 | 42 | — | — | — | — | △1 | △42 |
| 12 霧島市 | 5 | 545 | 5 | 340 | 3 | 516 | △2 | △29 |
| 13 いちき串木野市 | 2 | 99 | — | — | 1 | 6 | △1 | △93 |
| 14 南さつま市 | 2 | 192 | 3 | 67 | 3 | 39 | 1 | △153 |
| 15 志布志市 | 2 | 32 | 1 | 14 | — | — | △2 | △32 |
| 16 奄美市 | — | — | — | — | 1 | 42 | 1 | 42 |
| 17 南九州市 | 2 | 5 | — | — | — | — | △2 | △5 |
| 18 伊佐市 | 1 | 12 | 1 | 4 | 2 | 44 | 1 | 32 |
| 19 始良市 | 1 | 139 | 1 | 263 | 1 | 62 | 0 | △77 |
| 20 三島村 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 21 十島村 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 22 さつま町 | 1 | 22 | 2 | 87 | — | — | △1 | △22 |
| 23 長島町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 24 湧水町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 25 大崎町 | — | — | 1 | — | 1 | 11 | 1 | 11 |
| 26 東串良町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 27 錦江町 | — | — | — | — | 1 | 11 | 1 | 11 |
| 28 南大隅町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 29 肝付町 | — | — | 2 | — | — | — | — | — |
| 30 中種子町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 31 南種子町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 32 屋久島町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 33 大和村 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 34 宇検村 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 35 瀬戸内町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 36 龍郷町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 37 喜界町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 38 徳之島町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 39 天城町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 40 伊仙町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 41 和泊町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 42 知名町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 43 与論町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 合計 | 45 | 2,573 | 43 | 2,213 | 37 | 2,125 | △8 | △448 |

（注）表中の「か所数」は、ショートステイとワイルドステイの合計である。

4.17 地域子ども・子育て支援事業（子育て短期支援事業）

上表のように平成 29 年度のか所数、金額は、平成 27 年度に比較してともに減少している市町村が多い事業となっており、他の地域子ども・子育て支援事業とは異なる傾向となっているため、市町村における状況が気になるところである。事業の実情把握も必要と思われる。

なお、平成 27 年度の枕崎市、平成 28 年度の大崎町及び肝付町については、か所数の発生はあるが、補助金対象とはなっていない状況も見られる。

（意見 21）市町村の体制整備状況の把握について

1. 現状

上表⑤のとおり

2. 問題点及び改善策

当該事業は事業概要に記載のとおり、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））であることから、結果として、補助金実績額の発生が少ないことは状況としては好ましいのかも知れないが、市町村における実態の把握が必ずしも十分ではないように思われる。

重要なことは、このような状況に陥った児童がいる場合に、随時対応可能な施設が存在し、施設側の受入体制にも支障がない状況が整っているかどうかということであろう。

県は補助金の交付が主たる業務となっはいるが、当該事業が進んでいない実態の把握とともに、表で全く発生のない 24 市町村についても、事業で想定している状況発生時の対応をどのように行っているか、体制整備における問題はないか等について調査・把握し、事業推進上の課題の有無等について整理しておくことが必要ではないかと考える。

4.18 地域子ども・子育て支援事業（実費徴収に係る補足給付）

1. 事業の概要

① 担当課 総務部県民生活局 青少年男女共同参画課

なお、平成 30 年度から、くらし保健福祉部子育て支援課が担当している。

② 事業内容

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

なお、「**実費徴収に係る補足給付事業実施要綱**」による事業の目的、事業の内容、実施主体及び対象となる実費徴収額の範囲は次のとおりである。

（事業の目的）

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 20 条第 4 項に規定する支援認定保護者（以下「支給認定保護者²⁵」という。）のうち、低所得で生計が困難である者の子どもが、特定教育・保育等の提供を受けた場合において、当該支給認定保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等（以下「実費徴収額」という。）の一部を補助することにより、これらの者の円滑な特定教育・保育等の利用が図られ、もって全ての子どもの健やかな成長を支援することを目的とする。

（事業の内容）

低所得で生計が困難である支給認定保護者の子どもが、法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育、法第 28 条法第 1 項第 2 号に規定する特別利用保育、同項第 3 号に規定する特別利用教育、法第 29 条第 1 項に規定する特別地域型保育又は法第 30 条第 1 項第 4 号に規定する特例保育の提供を受けた場合において、当該支給認定保護者が支払うべき実費徴収額に対して、市町村がその一部を補助する。

（実施主体）

実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）

²⁵ 「**実費徴収に係る補足給付事業実施要綱**」4(1)で、対象者は「生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付受給世帯である支給認定保護者又は収入その他状況を勘案し、これらに準ずる者として市町村が認める支給認定保護者」としている。

なお、上記文中の「単給世帯」は、生活保護法で定められている扶助は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の 8 種類あるが、これらの補助を 2 つ以上受けていれば併給世帯、1 つだけならば単給世帯となる。

4.18 地域子ども・子育て支援事業（実費徴収に係る補足給付）

（対象となる実費徴収額の範囲）

- (1) 副食材料費（教育標準時間認定子ども（法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分について法第 20 条第 1 項に規定する認定を受けたもの）に限る。）
- (2) 食材費以外の実費徴収額（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 13 条第 4 項及び第 43 条第 4 項の規定による費用又は特例保育の提供に当たって徴収される同規定に掲げる費用に限る。）

③ 事業費の推移

単位：千円

| 区分 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 増 減 |
|--------|----------|----------|----------|--------|
| ①当初予算額 | 6,300 | 3,656 | 897 | △2,759 |
| ②実績額 | 167 | 281 | 282 | 1 |
| ①-② | 6,133 | 3,375 | 615 | △2,760 |

当事業の予算額は大きく減少してきており、平成 27 年度の予算 6,300 千円に対して平成 29 年度では 897 千円と金額的にも百万円を下回っている。実績額については平成 29 年度がこの 3 年間では最も大きい、それでも 282 千円という状況であり、実態としてこの助成制度を利用する支給認定保護者が極めて少ないという状況がある。

④ かごしま子ども未来プラン 2015 の目標と実績

| 数値目標項目 | 現状 (平成 29 年度) | 目標 (平成 31 年度) |
|--------|------------------|------------------|
| 該当なし | | |

なお、実費徴収に係る補足給付事業における成果指標と平成 29 年度における達成状況等は、次のとおりである。

| 成果指標 | 達成状況 | 今後の課題 | 今後検討している方策等 |
|---------|------|-------|-------------|
| 設定していない | — | — | — |

成果指標は特に設定されておらず、達成状況や今後の課題も特に記載がない。

4.18 地域子ども・子育て支援事業（実費徴収に係る補足給付）

⑤ 市町村別年度別 延べ月数及び補助金実績額の推移

（金額単位：千円）

| 市町村 | 平成 27 年度 | | 平成 28 年度 | | 平成 29 年度 | | 27 年度からの増減 | |
|------------|----------|-----|----------|-----|----------|-----|------------|-----|
| | 延月数 | 金額 | 延月数 | 金額 | 延月数 | 金額 | 延月数 | 金額 |
| 1 鹿児島市 | 367 | 167 | 540 | 281 | 678 | 275 | 311 | 108 |
| 2 鹿屋市 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 3 枕崎市 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 4 阿久根市 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 5 出水市 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 6 指宿市 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 7 西之表市 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 8 垂水市 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 9 薩摩川内市 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 10 日置市 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 11 曾於市 | — | — | — | — | 1 | 0 | 1 | 0 |
| 12 霧島市 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 13 いちき串木野市 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 14 南さつま市 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 15 志布志市 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 16 奄美市 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 17 南九州市 | — | — | — | — | 10 | 7 | 10 | 7 |
| 18 伊佐市 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 19 始良市 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 20 三島村 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 21 十島村 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 22 さつま町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 23 長島町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 24 湧水町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 25 大崎町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 26 東串良町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 27 錦江町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 28 南大隅町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 29 肝付町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 30 中種子町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 31 南種子町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 32 屋久島町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 33 大和村 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 34 宇検村 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 35 瀬戸内町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 36 龍郷町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 37 喜界町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 38 徳之島町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 39 天城町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 40 伊仙町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 41 和泊町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 42 知名町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 43 与論町 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 合計 | 367 | 167 | 540 | 281 | 689 | 282 | 322 | 115 |

（注）表中の「延月数」は、1号認定、2号認定及び3号認定の延べ月数の合計である。

4.18 地域子ども・子育て支援事業（実費徴収に係る補足給付）

上表は、当事業の平成27年から平成29年度における「延月数」及び補助金額の状況である。補助金交付市町村にかなり偏りがあり、支払実績のある市町村は鹿児島市が圧倒的に多く、平成29年度における延月数678か月、あとは南九州市の10か月のみ、曾於市は延月数の発生1か月はあるが補助金対象とはなっていない。

また、当該「実費徴収に係る補足給付事業」について市町村からの交付申請時の延べ月数と実績における延べ月数を比較すると次の状況であり、枕崎市と薩摩川内市においても、それぞれ84か月、264か月の交付申請となっているが実績としての発生はない。

（交付申請先市町村 平成29年度「延月数」の交付申請と実績との比較）

| 区分 | | 延べ月数 | | |
|-------|----------|-------|-----|--------|
| | | ①交付申請 | ②実績 | 差額:②-① |
| 鹿児島市 | | | | |
| | 1号認定延べ月数 | 150 | 232 | 82 |
| | 2号認定延べ月数 | 141 | 295 | 154 |
| | 3号認定延べ月数 | 63 | 151 | 88 |
| | 小計 | 354 | 678 | 324 |
| 枕崎市 | | | | |
| | 1号認定延べ月数 | — | — | — |
| | 2号認定延べ月数 | 60 | — | △60 |
| | 3号認定延べ月数 | 24 | — | △24 |
| | 小計 | 84 | — | △84 |
| 薩摩川内市 | | | | |
| | 1号認定延べ月数 | 84 | — | △84 |
| | 2号認定延べ月数 | 96 | — | △96 |
| | 3号認定延べ月数 | 84 | — | △84 |
| | 小計 | 264 | — | △264 |
| 曾於市 | | | | |
| | 1号認定延べ月数 | — | — | — |
| | 2号認定延べ月数 | 12 | 1 | △11 |
| | 3号認定延べ月数 | — | — | — |
| | 小計 | 12 | 1 | △11 |
| 南九州市 | | | | |
| | 1号認定延べ月数 | 12 | 10 | △2 |
| | 2号認定延べ月数 | 6 | — | △6 |
| | 3号認定延べ月数 | 12 | — | △12 |
| | 小計 | 30 | 10 | △20 |
| 合計 | | | | |
| | 1号認定延べ月数 | 246 | 242 | △4 |
| | 2号認定延べ月数 | 315 | 295 | △20 |
| | 3号認定延べ月数 | 183 | 152 | △31 |
| | 計 | 744 | 689 | △55 |

2. 監査の実施結果

（意見 22）成果指標の設定について

1. 現状

④かごしま子ども未来プラン 2015 の目標と実績等に記載のとおり、成果指標は設定されていない。

2. 問題点と改善案

成果指標は、公的事業を実施する上での目標としての重要な役割ももつ、また、成果指標が設定されていないと事業評価も難しい。

数値的な指標設定が容易ではない事業も発生すると思われるが、やはり事業推進に必要な主要事項を成果指標として設定し、事業目的の達成を図ることが適当と考える。

（意見 23）事業実施における課題の把握について

1. 現状

表⑤のとおり補助金の対象となる市町村が極めて少ない。

2. 問題点と改善案

当該事業も実施主体は県内の全ての「市町村」であるが、表のように、ほぼ鹿児島市だけに集中している。また、薩摩川内市は交付申請段階での 264 か月に対して、実績が全く発生していない。

当該事業が前提とするような状況が発生した場合に、各市町村ではどのように対応しているのか等の実態が気になるところであるが、情報が十分に整理・保管されていない。

事業内容から推測しても鹿児島市以外でも発生する事業ではないかと思われるため、市町村における実態の調査・把握と今後の事業推進を検討する上で、県の役割として克服可能な課題があるのかどうか等を検討・整理しておくことが必要ではないかと考える。

4.19 離島生徒大会参加費助成事業

1. 事業の概要

離島生徒の経済的負担を軽減するため、運動部活動及び文化部活動の県大会等に参加する生徒に対し、その経費の一部を助成する。前年度までは全ての離島に一律の一部補助であったが、今年度より実情に合わせ離島ごとの所要交通費額の2割を補助する制度に見直している。

① 担当課 教育庁 保健体育課、義務教育課、高校教育課

② 事業費の推移

中高運動部系大会参加費助成（保健体育課）

単位：千円

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 当初予算額 | 6,250 | 6,250 | 12,670 |
| 決算額 | 6,249 | 6,249 | 9,925 |

中学文化部系大会参加費助成（義務教育課）

単位：千円

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 当初予算額 | - | - | 1,346 |
| 決算額 | - | - | 795 |

高校文化部系大会参加費助成（高校教育課）

単位：千円

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 当初予算額 | - | - | 1,511 |
| 決算額 | - | - | 1,550 |

当初見込みより参加者数が少なかったことや、国の交付金を活用した航路・航空路運賃低廉化事業の実施に伴う運賃の減額により助成額が減額になったこと等により実績減となっている。

なお中学文化部系及び高校文化部系への助成は平成 29 年度に始まったため、過年度実績はない。

③ 平成 29 年度事業費の内訳

単位：千円

| 節科目 | 決算額 | 摘要 |
|-----|--------|-------------|
| 補助金 | 9,925 | 中高運動部系参加費助成 |
| 補助金 | 795 | 中学文化部系参加費助成 |
| 補助金 | 1,550 | 高校文化部系参加費助成 |
| 合計額 | 12,270 | |

④ かごしま子ども未来プラン 2015 の目標と実績

| 数値目標項目 | 現状 (平成 29 年度) | 目標 (平成 31 年度) |
|--------|------------------|------------------|
| 該当なし | | |

⑤ 事業に関連する財政的援助団体とモニタリング状況

該当なし。

⑥ 事業のモニタリング状況

| | | |
|-----------|-------------|----------------|
| 所管課(自主検査) | 平成 29 年度 | 指摘事項なし |
| 監査委員監査 | 平成 30 年 9 月 | 指摘事項なし (保健体育課) |
| | 平成 30 年 9 月 | 指摘事項なし (義務教育課) |
| | 平成 30 年 8 月 | 指摘事項なし (高校教育課) |

2. 監査の実施結果

(意見 24) 予算額に対して決算額が低額になったことについて

上記「1. 事業の概要②事業額の推移」の表の下に記載したとおり、今年度は予算額に対して実績額が少なくなっている。理由として大会参加者数が見込みより少なかったことと、国の交付金を活用した航路・航空路運賃低廉化事業の実施に伴う運賃の減額があげられている。後者については離島地域の県民にとってはありがたい支援でありそれを活用できる本事業にもよい効果があったものと言える。ここでは前者の理由、つまり大会参加者が見込みより少なかったことについて検討したい。

所管部門と検討したところ、考えられる理由として次のものがあげられる。

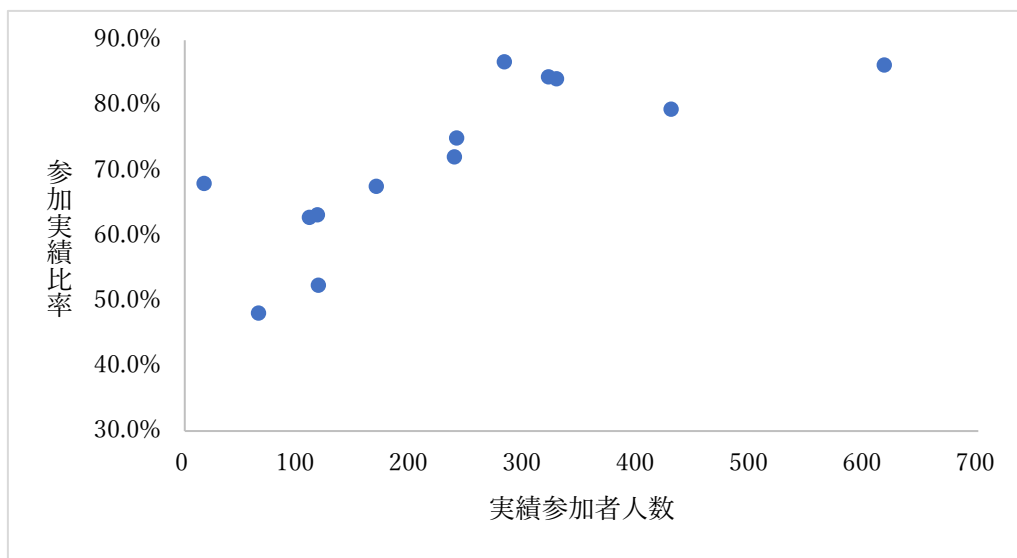
- ・大会参加には予選突破が必要な種目・分野などがあり、それが超えられなかった
- ・部活動の人数不足などで参加に至らなかった

いずれもあり得る事情である。

そこで、高校運動部系の予定参加者人数と実績参加者人数を学校別に比べてみた。

単位：人

| 学校名 | 予 定 | | 計 | 実績 計 | 参加実績 比率 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|------------|
| | 県総体 | 新人戦 | | | |
| 種 子 島 | 195 | 185 | 380 | 321 | 84.4% |
| 種 子 島 中 央 | 200 | 190 | 390 | 328 | 84.1 |
| 屋 久 島 | 165 | 160 | 325 | 282 | 86.7 |
| 大 島 | 365 | 350 | 715 | 617 | 86.2 |
| 奄 美 | 275 | 265 | 540 | 429 | 79.4 |
| 奄美（定時制） | 15 | 10 | 25 | 17 | 68.0 |
| 大 島 北 | 70 | 65 | 135 | 65 | 48.1 |
| 古 仁 屋 | 90 | 85 | 175 | 110 | 62.8 |
| 喜 界 | 130 | 120 | 250 | 169 | 67.6 |
| 徳 之 島 | 165 | 155 | 320 | 240 | 75.0 |
| 沖 永 良 部 | 170 | 160 | 330 | 238 | 72.1 |
| 与 論 | 95 | 90 | 185 | 117 | 63.2 |
| 樟 南 第 二 | 115 | 110 | 225 | 118 | 52.4 |
| 合計 | 2,050 | 1,945 | 3,995 | 3,051 | - |



参加予定人数の多い学校ほど実際の参加割合も高いという関係が見てとれる。相対的に参加予定の少ない学校では参加できない生徒が発生すると数が揃えられず予選を含めての大会参加ができない、といったケースがあるのではないかと推測する。

最近、複数校が合同チームを作って競技に参加するケースを見るようになった。この事業についての提言ではないが、離島校間での合同チームの結成を支援する事業も検討されたいかがであろうか。本事業が離島と本土の交通ハンディキャップの軽減を目指すタテ方向の支援であるとするならば、離島間の合同チームの結成と練習機会の確保に寄与するようなヨコ方向の移動負担の軽減の支援も考えられるのではないかと考える。検討をお願いしたい。

4.20 奨学のための給付金事業（公立）

1. 事業の概要

子供の貧困対策の推進に関する法律の趣旨に基づき、家庭の状況にかかわらず生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯に対して奨学のための給付金を支給する。

① 担当課 教育庁 高校教育課

② 事業費の推移

単位：千円

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 当初予算額 | 328,456 | 526,077 | 544,362 |
| 決算額 | 293,136 | 482,357 | 523,443 |

本事業は平成 26 年度に創設され、平成 28 年までは学年進行により支給する関係で支給対象人数が増えたこと、非課税世帯（第 1 子）への支給額が年々増額されていることにより、当初予算額、実績額ともに増額となっている。

③ 平成 29 年度事業費の内訳

単位：千円

| 節科目 | 決算額 | 摘要 |
|-----|---------|-----|
| 扶助費 | 523,173 | 給付金 |
| その他 | 270 | 事務費 |
| 合計額 | 523,443 | |

④ かがしま子ども未来プラン 2015 の目標と実績

| 数値目標項目 | 現状 (平成 29 年度) | 目標 (平成 31 年度) |
|--------|------------------|------------------|
| 該当なし | | |

⑤ 事業に関連する財政的援助団体とモニタリング状況

該当なし。

⑥ 事業のモニタリング状況

| 種類 | 結果 |
|---------|-------------------------------------------|
| 監査委員監査 | 保護者への制度周知に係る情報発信の現状と課題について、監査委員より質疑が行われた。 |
| 自主検査 | 指摘等なし |
| 定期監査 | 指摘等なし |
| 会計検査院検査 | 指摘等なし |

2. 監査の実施結果

（意見 25）申請漏れが 3 件発生したことについて

1. 現状及び問題点

制度が導入されて 4 年目となる平成 29 年度は、6,067 件の支給件数となっている。うち、平成 29 年 12 月に 1 件、平成 30 年 2 月に 2 件の支給漏れが明らかになり、追加で支給決定がなされたところである。学校側の事務処理のミスで遅れたものが 1 件、申請者（保護者）側の事情で遅れたものが 2 件発生している。

学校側の事務処理ミスで遅れたケースについては、今後十分に留意していただきたい。

申請者側の事情によるものについては、次のようなケースであった。

- ・保護者が実父の死去をきっかけに精神的に不安定になり、学校側との連絡がつかない状態になっていた。授業料に充てる就学支援金の申請もなされていないため、授業料についても未納の状態であり、本事業の奨学のための給付金の申請も行われていなかった。
- ・寡婦である保護者の税務申告が正しく行われていなかったため、申請をしていなかった。在住の役場の窓口で税務申告の誤りを指摘され訂正したところ、支給対象となることが判明したため申請があった。なお、私学に通う兄弟については、過去 2 年間非課税世帯として給付金が支給されていた。

この 2 件については、申請者側の事情による申請遅れである。ただ生徒の様子や家庭環境を最も近い立場で接する各学校において、未申請であることに違和感を覚えるような場面が中にはあったのではないかと考える。本給付金事業は、まさにこのような環境にある子どもを支援するための事業である。

2. 改善案

実際の事務を行う各学校には、このような申請漏れや遅れがないように、生徒の様子や家庭環境への目配りをお願いしたい。また県には、申請漏れや遅れの事例を各学校に周知し本事業がスムーズにおこなわれるように、引き続き指導をお願いしたい。

4.21 私立小中学校等経済的支援実証事業

1. 事業の概要

私立小中学校等に通う児童生徒の経済的支援を図るため、所得要件を満たす世帯の生徒等への支援金を支給する。

① 担当課 総務部 学事法制課

② 事業費の推移

単位：千円

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 当初予算額 | - | - | 8,500 |
| 決算額 | - | - | 25,600 |

平成 29 年度は国（文部科学省）が主導する実証事業（平成 29 年度から 5 年間）の初年度であるが、決算額が当初予算額を大幅に上回っている。

国は、事前の調査を基に予算を確保したが、蓋を開けたところそれを遙かに上回る申請があったところである。そのため、国は追加の予算確保を進めるとともに支給要件の変更により対象者を絞ることになったが、それでも当初予算を大幅に上回る支出となっている。本県も国の 100% 事業費負担で実施したため、国の対処と同様の経過をたどっている。

③ 平成 29 年度事業費の内訳

単位：千円

| 節科目 | 決算額 | 摘要 |
|-----|--------|----|
| 補助金 | 25,600 | |
| 合計額 | 25,600 | |

④ かごしま子ども未来プラン 2015 の目標と実績

| 数値目標項目 | 現状 (平成 29 年度) | 目標 (平成 31 年度) |
|--------|------------------|------------------|
| 該当なし | | |

⑤ 事業に関連する財政的援助団体とモニタリング状況

| 財政援助団体等 | モニタリング状況 | 結果 |
|------------|----------|----------|
| 学校法人 11 法人 | 所管課 | 特に指摘事項なし |

⑥ 事業のモニタリング状況

| | | |
|-----------|-------------|--------|
| 所管課（自主検査） | 平成 29 年度 | 指摘事項なし |
| 監査委員監査 | 平成 30 年 8 月 | 指摘事項なし |

2. 監査の実施結果

（意見 26）支援金交付の遅れについて

1. 現状

上記「1. 事業の概要②事業費の推移」の表の下に記載したように、国が主導する実証事業の1年目に混乱があった。国の制度設計時に、対象者を限定するつもりで設けた支給要件に想定していない部分があり申請者が2倍になったものである。予算額の大幅な増額も容易ではなく、事業の趣旨に従い支給要件の変更も併せて対応した。本県でも申請者数が予算見積もりの3倍強になった。これらの対処に時間を要し、通常であるならば年度内に交付されるところが、対象校に交付が行われたのは翌年度になってからである。また、国の事業であるため、この遅延状況について県から交付申請者・学校への情報提供を行うことができず、問合せがあれば回答するという対応であった。

2. 問題点

県も国に振り回された感があるが、最も影響を受けたのは申請者と学校である。申請者の視点に立つと素早い情報提供が必要であった。

3. 改善案

一義的には事業の設計を国がしっかりやっていたらかなければならない、ということになる。しかし窓口になっている県も行政サービスの受益者に積極的に情報提供を行い、不安と不便を解消する努力を怠ってはならない。

4.22 私立専修学校生経済的支援実証研究事業

1. 事業の概要

私立専修学校生への経済的支援を図るため、学校が行う授業料減免事業に上乗せして減免補助を行うとともに、奨学金等の返済計画に関する助言等を行う。国からの委託事業である。

補助の要件は「専門学校の要件」と「その専門学校に通う生徒の経済的状況の要件」がある。

「専門学校の要件」としては主なものは次のとおりである。

- ・ 経済的理由による授業料減免制度の透明性ある運用
- ・ 授業料減免制度の概要・予算を WEB で公表していること（原則 5 年分）
- ・ 学校の財務情報を WEB で公表していること
- ・ 学校評価（自己評価）を WEB で公表していること

また、「その専門学校に通う生徒の経済的状況の要件」は生活保護費の受給を受けているなど一定の窮状にあることが定められている。

そして、これらの要件を満たした生徒に対して学校が授業料を減免した場合に、上乗せして補助金を出し生徒の授業料負担をさらに軽減するという制度である。

① 担当課 総務部 学事法制課

② 事業費の推移

単位：千円

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 当初予算額 | - | - | 3,981 |
| 決算額 | - | - | 395 |

予算に比べ決算額が少額であるのは、当初予算時の需要調査に比べ協力校、補助対象生徒及び補助単価が少なくなったことによる減である。

③ 平成 29 年度事業費の内訳

単位：千円

| 節科目 | 決算額 | 摘要 |
|-----|-----|---------|
| 補助金 | 340 | 授業料減免補助 |
| その他 | 55 | 謝金、旅費 |
| 合計額 | 395 | |

④ かごしま子ども未来プラン 2015 の目標と実績

| 数値目標項目 | 現状 (平成 29 年度) | 目標 (平成 31 年度) |
|--------|------------------|------------------|
| 該当なし | | |

⑤ 事業に関連する財政的援助団体とモニタリング状況

| 財政援助団体等 | モニタリング状況 | 結果 |
|-----------|----------|----|
| 学校法人 1 法人 | - | - |

⑥ 事業のモニタリング状況

| | | |
|-----------|-------------|--------|
| 所管課（自主検査） | 平成 29 年度 | 指摘事項なし |
| 監査委員監査 | 平成 30 年 8 月 | 指摘事項なし |

2. 監査の実施結果

(意見 27) 制度の利用が活発ではないことについて

当事業は国において、平成 27 年度に創設されている。そのため、県においては、県内の 35 私立専門学校に対して当事業への需要調査を実施し、平成 27 年度及び平成 28 年度は希望がなかったが、平成 29 年度の当初予算時には 3 校 25 人の希望があり、予算化した。しかしながら、実際に実施したところ、協力校及び補助対象生徒は 1 校 4 人であった。参考までに平成 30 年度の実施状況を聴取したところ、実績は 1 校 7 人である。残念ながら、これまでのところ活用しやすい制度にはなっていないと言わざるを得ない。

国からの委託事業であるが、不人気の背景として次の 2 点があるのではないかと。

1 つは、この事業では専門学校側の授業料減免が前提条件になっていることである。生徒が通う専門学校がまず生徒の経済的状況を勘案して授業料の減免をしていることが必要で、その上で減免額の一定割合を補助するという仕組みである。減免する額も制度上最低 20 万円(授業料が 60 万円未満の場合は、授業料の 1/3 の金額)であり、専門学校側としてもそれなりの負担感であろう。私立高校など学校法人では同じようにスポーツとか学習・技能での優秀者に対し学校授業料の減免措置が設けられている例が多いが、専門学校の場合修学年限が 1 ないし 2 年であることも多く、専門学校の財務への負担も大きいのではないかと考える。この点に目配りした制度に調整することが必要である。

もう 1 つは、専門学校側に様々な情報開示が事前に求められていることも活用が進まない背景にあるのではないかと。「1. 事業の概要」に記載したように専門学校側に諸

情報の WEB での開示を求めている。情報開示は世の流れであり、これは専門学校側の奮起を促したい。

4.23 ピロリ菌検査事業

1. 事業の概要

子どもや保護者に対して、ピロリ菌感染が胃がん発症の大きなリスク要因となることと併せて、喫煙や高塩分の食事等の生活習慣も胃がん発症のリスク要因であることなど、がんに対する正しい理解の促進や、がん検診受診のきっかけとなることを目的とする。(県単独事業)

- ・ピロリ菌検査の実施 高等学校等に在籍する 1 年生で保護者の同意が得られた生徒を対象に、ピロリ菌検査を実施する。

平成 29 年度 受診者数 14,530 人 (受診割合 91.1%)

- ・がん予防普及啓発用ちらしの配布

平成 29 年度 配布人数 15,946 人

① 担当課 保健福祉部 健康増進課

なお、平成 30 年度から、保健福祉部はくらし保健福祉部と名称変更している。

② 事業費の推移

単位：千円

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 当初予算額 | — | — | 38,514 |
| 決算額 | — | — | 38,752 |

- ・平成 29 年度新規事業

③ 平成 29 年度事業費の内訳

単位：千円

| 節科目 | 決算額 | 摘要 |
|---------|--------|--------------------------------------------|
| 委託料 | 38,211 | ピロリ菌検査事業業務委託 37,778 保護者案内書等印刷及び発送業務 433 |
| 需用費、賃金等 | 541 | コピー代他 |
| 合計額 | 38,752 | |

ピロリ菌検査には学校健康診断で採取した尿を利用した方が効率的であることから、学校健康診断尿検査委託先と同一の委託先(県内の検査機関 18 機関)に対し、検査業務を委託している。

なお、委託額は単価契約であり、初年度であることから、予定単価は先行自治体事例を基に算定されている。

④ かがしま子ども未来プラン 2015 の目標と実績

| 数値目標項目 | 現状 (平成 29 年度) | 目標 (平成 31 年度) |
|--------|------------------|------------------|
| 該当なし | | |

受検は各家庭の同意が必要なため、受診者数等の具体的数値目標は定めていないが、同意・非同意問わず「同意書の回収率」も一つの指標と考えているとの回答であった(参考：平成 30 年度 同意書回収率 99.3%)。

⑤ 事業に関連する財政的援助団体とモニタリング状況

該当なし

⑥ 事業のモニタリング状況

| | | |
|-----------|-------------|--------|
| 所管課（自主検査） | 平成 29 年度 | 指摘事項なし |
| 監査委員監査 | 平成 30 年 8 月 | 指摘事項なし |

2. 監査の実施結果

ピロリ菌検査業務の委託先につき、契約書等関連書類を閲覧し、委託契約手続が適正に行われているか確かめる手続を行った。結果は以下のとおりである。

【指摘 8】委託先の商号等確認について

1. 現状

当検査業務委託先である有限会社伊佐市医師会立臨床検査センターについて、商業登記簿謄本を入手したところ、商号（法人名）及び法人住所の変更登記がなされていなかった。

| | |
|---------------------|----------------|
| 契約書に用いていた商号 | 登記事項証明書 |
| 有限会社伊佐市医師会立臨床検査センター | 有限会社大口臨床検査センター |

・伊佐市医師会 HP では大口臨床検査センターと表記されている

2. 問題点

結果として、未登記の法人に対して業務委託契約を締結していたこととなる。契約書の記載事項と登記事項の不一致をもって直ちに契約が無効になるわけではないが、余計な紛争を防ぐためにも、契約の相手方の事実確認は重要と考える。

3. 改善案

県入札参加資格審査においても、商号変更は県への変更届事項²⁶と定められていることから、随意契約を理由として商号を確認しないでもよいとする理由はない。少な

²⁶ 変更届時には登記記載事項証明書の添付が必要である。

くとも、初回契約時や、前回契約時から法人名・法人住所・代表者が変更されている場合は、登記簿謄本を入手して事実確認を行うべきである。

【指摘 9】再委託について

1. 現状

ピロリ菌検査事業受託者は、業務実施後、県に対して「業務委託実績報告書」を提出する(業務委託契約書第8条)。当実績報告書及び別紙明細書を閲覧した結果、A社実績報告書の一部において検査機関名が受託者A社以外のB社であった。担当者に質問したところ、当時、検査機関名の相違について受託者に確認したが、B社はA社グループにおける支店的立場であるとの説明を受けたため、追加手続は特に実施せず検査合格としたとの回答であった。

しかし、実際はA・B社ともに株式会社であり、B社はA社グループとはいえ別の法人格を有する団体である。

2. 問題点

検査結果は生徒個人の健康診断結果であり、これらは「要配慮個人情報²⁷」として、氏名・住所等の個人情報よりも一段高い規律が求められる情報である。

当業務における個人情報を取り扱う場合の再委託については、一括再委託に限らず再委託全般について県の承認が必要と定めている(同第13条及び個人情報取扱特記事項第7)。よって、今回の事案については、事前に県の承認を得る必要があったが、承認手続は行われていなかった。

3. 改善案

個人情報を取り扱う当業務は部分再委託についても県の承認が必要なことに留意するとともに、委託先にも周知することが必要である。

²⁷ 「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴等、その取扱いに特に配慮を要する個人情報をいう(個人情報保護法第2条第3項)

4.24 児童虐待防止対策事業

1. 事業の概要

児童虐待対応（相談援助，カウンセリング，弁護士による法的助言）、子ども虐待防止ネットワーク会議の開催、普及啓発等を実施している。

平成 29 年度は、

- ・児童相談所における虐待通告・相談に対応する非常勤職員に関する経費
- ・児童相談所の児童福祉司に対する研修に係る経費

（平成 28 年改正児童福祉法において受講が義務付け）

- ・「子ども虐待防止ネットワーク会議」「子ども SOS 地域連絡会議」の開催に関する経費が支出されている。

財源は、国 1/2 県 1/2 である。

普及啓発活動として、「オレンジリボン・キャンペーン²⁸」を実施し、チラシの配布や街頭キャンペーンを実施し、児童虐待防止への県民の関心を喚起し、子ども達を地域全体で見守る気運が醸成されたとしている。

この事業の成果は、児童虐待防止への県民の意識の高揚が図られ、児童虐待に関する通告件数が増加したとしている。通告件数は、平成 28 年度が 604 件、29 年度が 1,150 件と大きく増加している。

① 担当課 保健福祉部 子ども福祉課

なお、平成 30 年度から、くらし保健福祉部子ども家庭課が担当している。

② 事業費の推移

単位：千円

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 当初予算額 | 8,002 | 8,136 | 10,888 |
| 決算額 | 7,562 | 7,805 | 9,362 |

増減理由等

平成 29 年度の当初予算額と決算額が前年度と比較して増加した理由は、平成 29 年度から児童相談所の児童福祉司に対する研修が義務付けられたためである。

²⁸ 「オレンジリボン・キャンペーン」 <http://www.orangeribbon.jp> 参照

③ 平成 29 年度事業費の内訳

単位：千円

| 節科目 | 決算額 | 摘要 |
|-----|-------|-----------------------------|
| 報酬 | 5,587 | 非常勤職員(児童福祉相談員、子ども支援員)の報酬 |
| 共済費 | 924 | 社会保険料、労働保険料 |
| 報償費 | 424 | 研修会の講師及び子ども虐待防止ネットワーク会議等の謝金 |
| 旅費 | 2,144 | 研修や訪問調査等 |
| その他 | 281 | |
| 合計額 | 9,362 | |

④ かごしま子ども未来プラン 2015 の目標と実績

| 数値目標項目 | 現状 (平成 29 年度) | 目標 (平成 31 年度) |
|--------|------------------|------------------|
| 該当なし | | |

⑤ 事業に関連する財政的援助団体とモニタリング状況

該当なし

⑥ 事業のモニタリング状況

| | |
|-----------|--------------------|
| 所管課(自主検査) | 平成 29 年度 指摘事項なし |
| 監査委員監査 | 平成 30 年 9 月 指摘事項なし |

⑦ 事業固有の監査手続

オレンジリボン・キャンペーンで配布しているキャンペーングッズについては、平成 29 年度の支出がない一方で、監査実施時点においても在庫を保有していたため、キャンペーングッズの実査及びグッズが使用可能な状況にあるか確認した。

2. 監査の実施結果

【指摘 10】 キャンペーングッズの過年度における大量購入について

1. 現状

キャンペーングッズの在庫管理表を入手し、実査したところ、払出量に比較して大量の在庫が保管されていた。

平成 29 年度キャンペーングッズ 年間払出量及び年度末在庫

| | 払出量 | 年度末 在庫 |
|------------|-------|-----------|
| チラシ (枚) | 1,000 | 9,000 |
| クリアファイル(部) | 1,000 | 2,200 |
| ボールペン (本) | 800 | 3,700 |

県によると、全て平成 19 年度頃一括で購入したとのことで、当時の書類が残っていないため正確な購入時期、数量、金額等は不明とのことであった。

年間払出量のおよそ 13 年から 19 年分相当の在庫を一括購入したことになる。

ボールペンは、製造後 2 年は保証されており、3 年を超えると書き味に影響を与えるとのことであるが²⁹、フィルム性の保存袋に梱包されているためか、任意に抽出したものについて異常等があるとは感じなかった。

キャンペーングッズ購入年度以降、周知する児童相談所全国共通ダイヤルが変更となったため、例えばクリアファイルについては、以下のように変更箇所シールを貼って、配布している。

オレンジリボン・キャンペーングッズ クリアファイル(左:補正後、右:補正前)



他のグッズも以下の変更箇所シールを貼ることで対応している

チラシ : 担当部課名称、担当課 TEL、児童相談所全国共通ダイヤル

ボールペン : 児童相談所全国共通ダイヤル

²⁹ 三菱鉛筆 HP「製品の消費期限を知りたい」を参考にした。

2. 問題点

過年度に支出したものの、長期間在庫となっているため効果の発現が長期間に渡っており、品質劣化や陳腐化リスクもある。

変更事項の対応により修正の手間が発生し、かつクリアファイルの例でもわかるとおり見栄えを損なっている。

ボールペンについては、現状では品質は保持されていると考えられるが、すでに保証期限を大きく経過しており、今後使用不可となる可能性がある。

3. 改善案

今後、修正の手間等が発生しないよう、この場合であれば、キャンペーンの都度、必要な量を購入すべきである。パンフレットの記載内容も、効果が最大となるよう、各年度で見直しを実施することが望ましい。例えば国の平成 29 年度及び平成 30 年度のパンフレットでは、児童虐待の通告に重きを置いた内容となっており、県のパンフレットとは重点が異なる内容となっている。

残った在庫については、保有期間が長期化するほど品質劣化や記載内容の陳腐化による廃棄リスクが高まる。よって、今後は払出を増加させ、できるだけ早期に配布完了することが望まれる。

(意見 28) 支出済額の把握について

1. 現状及び問題点

県の財務会計システムには、事業コードを登録し事業名を表示することができる。しかしながら実際は、事業コードを登録していないため、会計データを見ただけではどの事業の支出かわからない。例えば同じ児童福祉相談員に対する報酬であっても、

中央児童相談所、大島児童相談所・・・「児童虐待防止対策事業」

大隅児童相談所・・・・・・・・・・「大隅児童相談所運営事業」

とのことであり、第三者による判別が困難となっている。

また、事業の支出を担当者が手作業で管理しているため、この事業の支出明細を入手するまで時間を要しており、作業効率性にも問題がある。

2. 改善案

包括外部監査に限らず、毎年監査委員事務局に提出する「定期監査調書」においても各事業の支出済額の記載が求められる。また、この事業のように国庫補助を受けている場合、対象経費を集計する必要もある。よって、可能であれば事業コードを登録し、支出負担行為や支出命令時に事業コードを入力することにより、効率性を図るべきである。

(意見 29) 評価指標の設定及び公表について

1. 現状及び問題点

事業の概要にも記載のとおり、事業の成果を通告件数で判断しているが、目標値等の設定がないため、成果の達成度合いがわからない。また、通告件数の増加は、潜在的な児童虐待が通告により児童相談所による対応が図られたという意味では成果指標となると思うが、成果指標として、よりふさわしい指標はないか考える余地はあると思われる。

2. 改善案

児童虐待の相談件数の増加や深刻化に伴い、他県においても児童虐待防止計画やアクションプランを策定し、数値目標や PDCA サイクルを採用している県が増加している。奈良県では児童虐待防止アクションプランの成果指標として、「児童虐待通告における最重度・重度の割合を、「1.0%以下」にする」としており、現状値も併せて記載している。この指標が低下すれば、深刻な事態になる前に何らかの対応が図られたと言えると思うので、評価指標として適切に設定されていると考える。

県も評価指標として何がふさわしいか検討し、目標値を定め、その達成状況を「子ども虐待防止ネットワーク会議」等で検討することを進めるべきである。

(意見 30) 子ども虐待防止ネットワーク会議等の HP 開示について

1. 現状及び問題点

概要に記載のとおり、「子ども虐待防止ネットワーク会議」や「子ども SOS 地域連絡会議」を開催しているが、HP 上で開示しておらず、児童虐待の状況やその取組についてどのような議論がなされているのか、県の情報を容易に入手できない状況である。

2. 改善案

平成 30 年も児童虐待の痛ましい事件が発生し、厚生労働省から児童相談所の速報値が公表されたタイミングで、新聞でも大きく取り上げられている³⁰。児童虐待については、県民の関心も高まっていると思われるため、HP で公表し児童虐待の情報を入手できるようにし、県民の関心に応える必要がある。

³⁰ 平成 30 年 8 月 31 日 南日本新聞 (1 面、3 面、27 面)

4.25 児童家庭支援センター運営費補助事業

1. 事業の概要

児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的な助言を行う児童家庭支援センターを運営する社会福祉法人に対し、補助を行う。

① 担当課 保健福祉部 子ども福祉課

なお、平成30年度から、くらし保健福祉部子ども家庭課が担当している。

② 事業費の推移

単位：千円

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-------|--------|--------|--------|
| 当初予算額 | - | - | 14,878 |
| 決算額 | - | - | 9,761 |

増減理由等

平成29年度が事業初年度である。当初予算に比べ決算額が減少したのは、事業見込みの減である。

③ 平成29年度事業費の内訳

単位：千円

| 節科目 | 決算額 | 摘要 |
|-----|-------|----|
| 補助金 | 9,761 | |
| 合計額 | 9,761 | |

④ かがしま子ども未来プラン2015の目標と実績

| 数値目標項目 | 現状 (平成29年度) | 目標 (平成31年度) |
|--------|----------------|----------------|
| 該当なし | | |

⑤ 事業に関連する財政的援助団体とモニタリング状況

| 財政援助団体等 | モニタリング状況 | 結果 |
|------------|----------|--------|
| 社会福祉法人 林愛会 | 鹿屋市 | 指摘事項なし |

⑥ 事業のモニタリング状況

| | |
|-----------|--------------------|
| 所管課(自主検査) | 平成 29 年度 指摘事項なし |
| 監査委員監査 | 平成 30 年 9 月 指摘事項なし |

⑦ 児童家庭支援センターの運営状況

開設（平成 30 年 8 月）後 8 か月間の運営実績は次のようになっている（抜粋）

| | | | |
|---------------------------------|---------|---------|---------|
| 相談 | 実人数 | | 232 人 |
| | 相談方法別件数 | 電話相談 | 855 件 |
| | | 来所面談 | 548 件 |
| | | 訪問相談 | 205 件 |
| | | 心理療法等実施 | 136 件 |
| | | メール相談 | 67 件 |
| | | 手紙相談 | 0 件 |
| | | その他 | 0 件 |
| | | 延件数 計 | 1,811 件 |
| 児童相談所からの指導委託人数 | | | 0 人 |
| 市町村の求めに応ずる事業 | | | 0 回 |
| 「里親等への支援」 （相談対応以外の支援・事業等）の回数 | | | 0 回 |
| 「関係機関等との連携・連絡調整」の回数 | | | 12 回 |

上表「相談」の種別延件数

| 養護 | うち虐待 | 保健 | 障害 | 非行 | 育成 | | | | いじめ | DV | その他 | 合計 |
|-----|------|----|----|----|------|-----|----|-----|-----|----|-----|-------|
| | | | | | 性格行動 | 不登校 | 適性 | しつけ | | | | |
| 537 | 1 | 28 | 4 | 11 | 276 | 860 | 20 | 1 | 5 | 3 | 66 | 1,811 |

上表「相談」の経路別受付延件数

| 県・市町村 | | | 児童福祉施設 | | 保健所及び医療機関 | 学校等 | 家族親戚 | 近隣知人 | 児童本人 | 18歳以上本人 | 里親里子 | 合計 |
|-------|-------|-----|--------|-----|-----------|-----|------|------|------|---------|------|-------|
| 児童相談所 | 福祉事務所 | その他 | 保育所 | その他 | | | | | | | | |
| 34 | 20 | 132 | 0 | 12 | 2 | 374 | 1105 | 5 | 73 | 7 | 0 | 1,811 |

2. 監査の実施結果

(意見 31) 里親等への支援について

県内で最も相談件数の多かった大隅地域振興局管内にセンターが設置されたことは、適切な対応であった。そのことは上記「1. 事業の概要⑦児童家庭支援センターの運営状況」の相談件数実績に示されている。単純計算で1日あたり10件前後の相談が寄せられている。専門的な知見を有するスタッフを擁するセンターの今後の活動に期待したい。

さて、児童家庭支援センターに期待されているもう一つの機能は、里親等への支援である。しかし、当センターでは里親等への支援が1件もカウントされていなかった。まだ認知されていないのであろうか。社会的養育の大きなステップであるファミリーホーム、里親制度の充実が養護児童への支援には欠かせない。里親等への支援も活発に行われることを期待する。

4.26 障害児通所給付事業

1. 事業の概要

障害児通所給付費（障害児通所支援等を利用する障害児の保護者への給付費）に対して、県は市町村が事業者に対して支給する費用の一部を負担している。

障害児通所支援等の主な内容は以下のとおりである。

1. 児童発達支援

集団療育及び個別療育を行う必要がある未就学児等に対して、児童発達支援センターや児童発達事業を行う事業者により、日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行っている。

2. 放課後等デイサービス

学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く）に就学している障害児に対して、授業の終了後や休業日に生活能力向上のための訓練や社会との交流の促進等を実施している。

3. 保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障害児又は今後利用する予定の障害児が、保育所等での集団生活の適応のために、専門的な支援を必要とする場合、児童発達支援センターから保育所等に対して訪問支援を実施している。

なお、平成30年度から、訪問対象を拡大し、乳児院や児童養護施設に対しても、障害児割合が3割程度となっているため、支援対象となった。

4. 障害児相談支援

障害児の心身の状況、環境、利用の意向等を勘案して、利用する障害者通所支援の種類等を定めた計画の作成等を行っている。

5. 居宅訪問型児童発達支援（平成30年度から）

障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児に対して、居宅を訪問して、発達支援を行うサービスを平成30年度から開始している。

この事業の実施主体は市町村であり、負担割合は、国 1/2 県 1/4 市町村 1/4 である。

① 担当課 保健福祉部 障害福祉課

なお、平成30年度から、保健福祉部はくらし保健福祉部と名称変更している。

② 事業費の推移

単位：千円

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|-----------|-----------|-----------|
| 当初予算額 | 1,024,492 | 1,455,813 | 1,875,305 |
| 決算額 | 1,391,599 | 1,741,589 | 2,018,867 |

増加理由等（平成 27 年度から当初予算額より決算額が多くなっており、決算額は増加傾向となっている理由）

この事業の対象となる児童・生徒数は県内に約 1 万 3 千人いると推計され、潜在的な数の多いことや、最近の発達障害に対する関心の高まりから、障害児通所支援のニーズが高まっているため。これにより、障害児通所支援事業所数が増加している。（「障害児通所支援事業所数推移」参照）。

障害児通所支援事業所数推移

| 区分 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 児童発達支援センター | 10 | 13 | 21 | 28 | 28 | 29 |
| 児童発達支援 | 60 | 83 | 104 | 117 | 145 | 158 |
| 放課後等デイサービス | 62 | 99 | 131 | 173 | 215 | 240 |
| 保育所等訪問支援 | 9 | 19 | 35 | 52 | 58 | 66 |
| 事業者数 | 90 | 153 | 171 | 216 | 260 | 296 |

4 月 1 日現在の事業所数を記載している。

③ 平成 29 年度事業費の内訳

単位：千円

| 節科目 | 決算額 | 摘要 |
|-------------|-----------|----------|
| 負担金、補助及び交付金 | 2,018,867 | 市町村への補助金 |
| 合計額 | 2,018,867 | |

④ かごしま子ども未来プラン 2015 の目標と実績

| 数値目標項目 | 現状 (平成 29 年度) | 目標 (平成 31 年度) |
|--------|------------------|------------------|
| 該当なし | | |

⑤ 事業に関連する財政的援助団体とモニタリング状況

該当なし

⑥ 事業のモニタリング状況

| | |
|-----------|--------------------|
| 所管課(自主検査) | 平成 29 年度 指摘事項なし |
| 監査委員監査 | 平成 30 年 8 月 指摘事項なし |

⑦ 監査範囲について

平成 29 年度の実績報告については、平成 31 年 2 月に市町村から実績報告が提出され、3 月に県補助金の交付が確定する。よって、実績報告については、平成 29 年度中に確定した平成 28 年度を監査対象とした。

2. 監査の実施結果

【指摘 11】 障害児施設給付費等事業計画書の記載誤り

1. 現状及び問題点

平成 29 年度の霧島市の「障害児施設給付費等事業計画書」の対象者延人員数が相違していた。相違していた理由は、延人員で記載すべきところを、実人数で記載していたためあるべき数値より少なくなっていた（下表参照）。ただし、支出予定額は相違していなかったため、補助金交付額について相違はなかった。

単位：千円

| 年 度 | 障害児通所給付費 | | | 障害児相談支援給付費 | | |
|--------------|------------|--------------|-------------------------|------------|--------------|-------------------------|
| | 対象者 延人員 | 支出予定 (済)額 | 延人員あたり の支出予定 (済)額 | 対象者 延人員 | 支出予定 (済)額 | 延人員あたり の支出予定 (済)額 |
| H29 年概算 記載 | 1,141 | 541,083 | 474 | 946 | 41,755 | 44 |
| H29 年概算 あるべき | 11,432 | 541,083 | 47 | 2,197 | 41,755 | 19 |
| H28 年実績 | 9,855 | 449,772 | 46 | 1,625 | 26,060 | 16 |

2. 改善案

市町村から、事業計画書や実績報告を受けた際に、それぞれ前期実績報告や事業計画と比較して、例えば今回のように延人員あたりの支出額について著増減があった場合には、市町村に増減理由を補助金交付前に照会することで、適時に記載誤りを発見でき、補助金の交付について信頼性が担保され则认为。

4.27 ひとり親家庭等医療費助成事業

1. 事業の概要

ひとり親家庭等における健康の保持や生活の安定、福祉の向上を図るため、医療費の助成を行う市町村に対し、経費の一部を補助する。

《対象》 ・母子（父子）家庭の母（父）及び児童³¹
 ・父母のない児童

《実施主体》市町村

《助成対象》医療保険各法適用者の一部負担金

《県補助率》市町村が助成に要する経費の 1/2

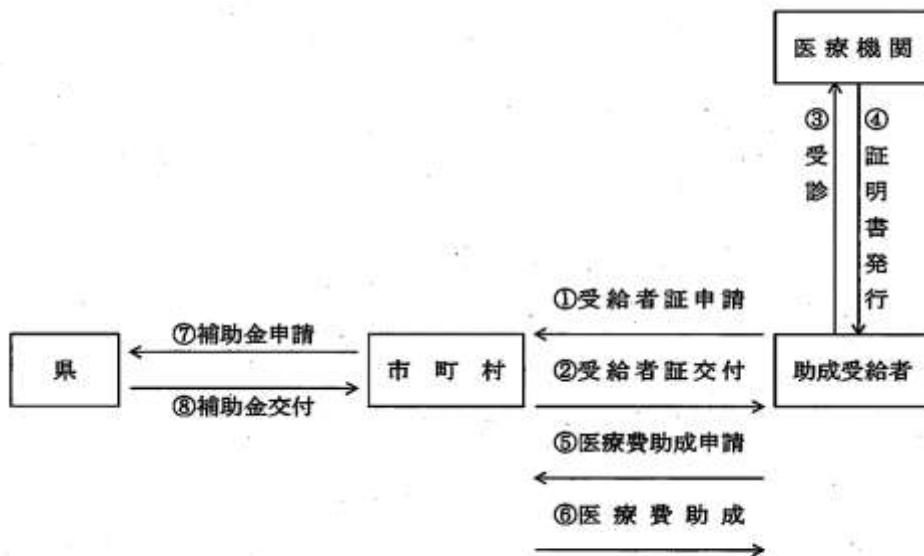
《支給制限》無

《所得制限》児童扶養手当法施行令の一部支給の所得制限額を準用

《支給方法》償還払い

《制度間優先順位》・乳幼児医療と重複して対象となる場合、当制度を優先。

・重度心身障害者医療と重複して対象となる場合は、重度心身障害者医療を優先。



³¹ 児童：18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で児童扶養手当法施行令に規定する程度の障害の状態にあるもの

ひとり親家庭等医療費助成実施制度の事業主体は市町村であり、自治体により対象者及び自己負担額の有無、支給方法等が異なる。鹿児島県内の市町村では、上記のとおり、対象者に所得制限を設けて対象者を制限した上で、自己負担額は設けていない。

また、市町村から各家庭への助成方法については

- (1) 利用者は医療機関窓口でひとり親家庭医療証を提出するだけで、窓口負担額はなく、市町村が医療機関に利用者負担額を支払う（現物給付）
- (2) 利用者は、医療機関窓口でひとり親家庭医療証を提出するとともに利用者負担金を窓口で支払い、後日保護者の口座に窓口負担額が送金される（自動償還払い）。
- (3) 利用者は、医療機関で窓口負担金を一旦支払い、その後、医療機関領収書を申請書に添付して、市町村役場窓口に出向くことで、自己負担金の返金を受ける（償還払い）。

があるが、鹿児島県内の市町村は（3）償還払いを採用している。

① 担当課 保健福祉部 子ども福祉課

なお、平成30年度から、くらし保健福祉部子ども家庭課が担当している。

② 事業費の推移

単位：千円

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-------|---------|---------|---------|
| 当初予算額 | 483,924 | 521,529 | 526,952 |
| 決算額 | 483,929 | 510,234 | 498,553 |

③ 平成29年度事業費の内訳

単位：千円

| 節科目 | 決算額 | 摘要 |
|-------------|---------|-----------|
| 負担金、補助及び交付金 | 498,492 | 各市町村への補助金 |
| 旅費等 | 61 | |
| 合計額 | 498,553 | |

④ かごしま子ども未来プラン2015の目標と実績

| 数値目標項目 | 現状 (平成29年度) | 目標 (平成31年度) |
|--------|----------------|----------------|
| 該当なし | | |

事業の性質上、当事業に係る評価目標は定めていない。議会において、①予算案の審議 ②事業遂行後の「主要施策の成果に関する調書（各部作成）」を用いた検討により、事業の評価及び見直しを行っている。当調書における施策の実施状況・成果等は以下のとおりである。

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|----------|----------|----------|----------|
| 助成件数(件) | 352,080 | 372,716 | 365,562 |
| 補助金額(千円) | 483,873 | 510,154 | 498,492 |

⑤ 事業に関連する財政的援助団体とモニタリング状況

該当なし

⑥ 事業のモニタリング状況

| | | |
|-----------|-------------|--------|
| 所管課（自主検査） | 平成 29 年度 | 指摘事項なし |
| 監査委員監査 | 平成 30 年 9 月 | 指摘事項なし |

2. 監査の実施結果

指摘事項等は、発見されなかった。

4.28 生活困窮者自立支援事業

1. 事業の概要

生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティーネット」として包括的な支援を実施している。早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援するとともに、相談機能の充実により、福祉事務所の負担軽減とともに、社会資源の活性化や地域全体の負担軽減を目的としている。

生活困窮者自立支援事業は以下の事業があり、平成27年度より開始している。

- (1) 自立相談支援事業（必須事業 国庫負担 3/4）
 - 就労その他の自立に関する相談支援
 - 訪問支援等を含め早期に支援
 - 事業利用のためのプラン作成
- (2) 住居確保給付金（必須事業 国庫負担 3/4）
 - 就職活動を支えるための家賃費用を有期で給付
- (3) 就労準備支援事業（任意事業 国庫負担 2/3）
 - 一般就労に向けて日常生活自立・社会自立段階から支援する
- (4) 一時生活支援事業（任意事業 国庫負担 2/3）
 - 住居喪失者に対し一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供
- (5) 家計改善（相談）支援事業（任意事業 国庫負担 1/2）
 - 家計の状況を「見える化」し、利用者の家計管理の意欲を引き出す
 - 貸付のあっせん等の実施
- (6) 子どもの学習支援事業（任意事業 国庫負担 1/2）
 - 生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援や居場所づくり
 - 養育に関する保護者への助言

① 担当課 保健福祉部 社会福祉課

なお、平成30年度から、保健福祉部はくらし保健福祉部と名称変更している。

② 県の実施事業区域

県の実施事業区域は、以下のとおり18町4村で実施している。福祉事務所を設置している市町は、市町が同事業を実施している。なお、鹿児島地区では直営で、残りの9地区は委託から事業を実施している。

| 地区名 | 所管区域 | 名称 |
|-------|---------|--------------------|
| 鹿児島 | 三島村、十島村 | 鹿児島地域振興局直営 |
| 北薩 | さつま町 | さつまくらし・しごとサポートセンター |
| 始良・伊佐 | 湧水町 | 湧水くらし・しごとサポートセンター |

| 地区名 | 所管区域 | 名称 |
|-------|-----------------------|----------------------|
| 大隅 | 大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町 | 大隅くらし・しごとサポートセンター |
| 種子島中央 | 中種子町、南種子町 | 種子島中央くらし・しごとサポートセンター |
| 北大島 | 大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町 | 北大島くらし・しごとサポートセンター |
| 喜界 | 喜界町 | 喜界くらし・しごとサポートセンター |
| 徳之島 | 徳之島町、伊仙町、天城町 | 徳之島くらし・しごとサポートセンター |
| 沖永良部 | 和泊町、知名町 | 沖永良部くらし・しごとサポートセンター |
| 与論 | 与論町 | 与論くらし・しごとサポートセンター |

③ 事業費の推移

単位：千円

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 当初予算額 | 30,143 | 57,822 | 110,827 |
| 決算額 | 27,004 | 55,402 | 106,660 |

うち子どもの学習支援事業の推移は以下のとおりである。

単位：千円

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 当初予算額 | - | 4,355 | 16,929 |
| 決算額 | - | 4,336 | 16,466 |

平成 28 年度の増加理由は、平成 27 年度は必須事業のみ実施していたのに対し、平成 28 年度は大隅地区で全ての任意事業を開始したためであり、平成 29 年度では全地区で全ての任意事業を実施したため、増加している。

子どもの学習支援事業については、平成 28 年度から大隅地区で開始、平成 29 年度から全地区で実施している。

④ 平成 29 年度事業費の内訳

単位：千円

| 節科目 | 決算額 | 摘要 |
|-----|---------|---------------------------|
| 賃金 | 1,001 | 社会福祉課及び出先執行分 |
| 旅費 | 1,913 | 担当者会議や研修会出席 |
| 委託費 | 103,235 | 9 地区のくらし・しごとサポートセンターの委託料等 |
| その他 | 510 | 報償費(講師謝金)他 |
| 合計額 | 106,660 | |

⑤ かごしま子ども未来プラン 2015 の目標と実績

| 数値目標項目 | 現状 (平成 29 年度) | 目標 (平成 31 年度) |
|--------|------------------|------------------|
| 該当なし | | |

⑥ 事業に関連する財政的援助団体とモニタリング状況

該当なし

⑦ 事業のモニタリング状況

| | | |
|-----------|-------------|--------|
| 所管課(自主検査) | 平成 29 年度 | 指摘事項なし |
| 監査委員監査 | 平成 30 年 9 月 | 指摘事項なし |

⑧ 委託先のモニタリング及び PDCA の実施状況

この制度について、国は事業の質を担保するために PDCA の実施を求め、事業効果を検証するために自ら目標値を設定することを求めている。国は、その目標値の目安値を定めており³²、「人口 10 万人当たり月平均支援件数」を基準に定めている。県は、この目安値を自らの目標値としている。事業の実施状況については、地域ごとに月ごとの支援件数を調査している。また、「自立相談支援機関現地調査チェックリスト」により、現地で自立相談支援機関の責任者等にヒアリング等を実施している。現地調査の実施状況は、

平成 28 年度 大隅くらし・しごとサポートセンター

平成 29 年度 大隅以外の 9 地区のくらし・しごとサポートセンター

であり、任意事業を開始した事業年度に現地調査を実施したとのことである。

鹿児島県事業の相談件数は、以下のとおりである。

鹿児島県事業の支援件数

| | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|--------------|----------|----------|
| 新規相談受付件数(総数) | 298 | 434 |
| プラン作成件数(総数) | 26 | 124 |
| 就労支援対象者数 | 10 | 36 |
| 法に基づく事業利用件数 | | |
| 住居確保給付金 | | 1 |
| 一時生活支援事業 | 2 | 14 |

³² 平成 29 年度は、厚生労働省「PDCA サイクルの実施に際して国が設定する平成 29 年度の目安値および支援状況調査の取り扱いについて」で設定

| | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-----------------|----------|----------|
| 家計改善(相談)支援事業 | 6 | 39 |
| 就労準備支援事業 | 7 | 29 |
| 就労訓練事業 | | |
| 自立相談支援事業による就労支援 | 14 | 43 |

平成 29 年度から、大隅地区だけであった任意事業が鹿児島県実施の全区域に拡大したため、一時生活支援事業、家計改善（相談）支援事業及び就労準備支援事業は、大きく増加し、必須事業も支援メニューの増加により、前年度より大きく増加している。

⑨ 県全体の支援件数及び任意事業の実施状況

鹿児島県における、生活困窮者自立支援事業の実施主体は 22（県及び福祉事務所を設置している市町）であり、人口 10 万人当たり月平均支援件数（県事業、県全体、県事業の目標値（国の目安値）、全国平均）は、以下のとおりである。

人口 10 万人当たり月平均支援件数

| | H28 年度 | | | | H29 年度 | | | |
|--------------|--------|------|-----|------|--------|------|-----|------|
| | 県事業 | 県全体 | 目標値 | 全国平均 | 県事業 | 県全体 | 目標値 | 全国平均 |
| 新規相談受付件数(総数) | 14.4 | 11.5 | 22 | 14.5 | 21.2 | 13.4 | 24 | 14.9 |
| プラン作成件数(総数) | 1.3 | 1.6 | 11 | 4.3 | 5.9 | 2.5 | 21 | 4.6 |
| 就労支援対象者数 | 0.5 | 1.1 | 7 | 2.1 | 1.6 | 1.3 | 13 | 2.1 |

県事業では支援件数も増加し、平成 29 年度は全国平均を超えているものの、目標値には達していない状況である。県全体では、増加傾向にはあるが、全国平均には及ばない状況である。これは、任意事業の取組が全国平均を下回っていること、人口が多い鹿児島市の支援件数が人口当たりでは少なく、県全体の平均を押し下げているためである。

また、県内の任意事業の取組状況は以下のとおりである。

任意事業の取組状況の推移

| 任意事業 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|--------------|----------|----------|----------|
| 一時生活支援事業 | 2 | 3 | 4 |
| 家計改善(相談)支援事業 | 2 | 6 | 6 |
| 就労準備支援事業 | 7 | 8 | 10 |
| 子どもの学習支援事業 | 6 | 9 | 13 |

平成 30 年度任意事業の取組割合

| | 鹿児島県 | 全国 |
|--------------|------|-----|
| 一時生活支援事業 | 18% | 31% |
| 家計改善(相談)支援事業 | 27% | 45% |
| 就労準備支援事業 | 45% | 48% |
| 子どもの学習支援事業 | 59% | 59% |

任意事業を取り組む実施主体は、年度ごとに増加しているものの、一時生活支援事業及び家計改善（相談）支援事業が、全国平均と比較しても低い水準で留まっている状況である。

⑩ 往査事業所について

県が実施している 10 地区の中で、委託費が最も大きい、大隅くらし・しごとサポートセンターに往査した。センター長等に事業の実施状況のヒアリングや関係書類の閲覧、平成 29 年度の支出の前期及び計画との増減理由、支出項目について領収書や貸金台帳等との照合及び委託費で購入した備品の実査を実施した。また、大隅くらし・しごとサポートセンターを所管している、大隅地域振興局の地域保健福祉課の担当者に、ヒアリングを実施した。

2. 監査の実施結果

【指摘 12】 収支決算書の記載誤りについて

1. 現状

平成 29 年度の大隅くらし・しごとサポートセンター提出の「事業の収支決算書」を確認したところ

- ・ 支出区分の相違や計上誤り
- ・ 計上根拠資料との不一致（源泉所得税や地方税の預かり項目等）
- ・ 委託対象経費となっているか確認が必要な支出（税理士・社会保険労務士委託料）
- ・ 算定誤りによる金額の相違（消費税）

が発見された。

2. 問題点

支出区分の相違や計上誤り、根拠資料との不一致については、報償費で処理すべき講師等の謝金が報酬で処理されていたり、貸金の中に旅費が混入したりしていた。また、源泉所得税や地方税の預かり項目が共済費に誤って計上されるなど（約 13 万円）により、収支決算書の前期比較や収支計画書との予実比較が困難となるとともに共済費が過大となっている。

税理士・社会保険労務士委託料（358 千円）は、顧問料等であり対象経費であるか否か確認を要する。

消費税については、算定方法が業務委託仕様書等で示されておらず、特に税込経理で処理している場合、正確な算定は困難であったと思うが、自立相談支援事業及び子どもの学習支援事業でそれぞれ 36 千円、15 千円過大であり、消費税が過大に計上されていた。

3. 改善案

誤りの中には、積算根拠に内容が示されており、収支決算書上で判明するものもあったことから、委託費の検査が十分ではなかったと言える。よって、検査を十分に実施し、記載が誤っていると思われる項目があれば、委託者に照会し記載を訂正する必要がある。

大隅くらし・しごとサポートセンターは、これらの指摘に対して、平成 30 年度から改善するとのことであるので、改善状況を県は現地調査等により確認する必要がある。

これらの項目を修正し、収入額を支出額が下回っていれば、委託費の支払いが過大であるため、委託者と協議の上、必要があれば、変更契約により、当初の契約額の減額を検討すべきと考える。

また、消費税等どのように算定すべきか示してほしいとの要望も監査の過程で委託者より受けている。収支決算書の正確性を支えるためにも記載方法や算定方法を明確に示す必要がある。

【指摘 13】 収支予算書の記載誤りについて

1. 現状

平成 29 年度予算実績比較を実施し、そもそも「事業の収支予算書」に記載誤りがあると思われた自立支援相談事業について、平成 30 年度の「事業の収支予算書」を確認した。

その結果、消費税分を光熱水費と通信運搬費に分けて計上していた。よって、予算実績比較を実施すると、実績では消費税に区分するため、実績過少となっている。なお、収支予算書には消費税を記載する欄が設けられていない。

委託費に 345 千円、税理士・社会保険労務士として計上しているが、「収支決算書の記載誤りについて」で述べたように対象経費項目であるか否か確認をすべきである。なお、家計改善（相談）支援事業にも 150 千円計上されている。

2. 問題点

消費税は、対象経費であり予算段階で計上すべき項目である。ただし、大隅くらし・しごとサポートセンターの委託は、3 者共同体に委託しており、他の事業者は、自立支援相談事業を実施している事業者と同様課税事業者で、消費税を予算段階で計上し

ていないと思われ、収支予算どおり事業を実行すると消費税分赤字となることから、委託者間で有利・不利がある状況である。

3. 改善案

「事業の収支予算書」に消費税欄を設けて、事業にかかる消費税を計上すべきである。社会保険労務士・税理士の委託料が事業の対象経費でない項目であるかを確認、対象経費でなければ収支予算書の修正を求めるべきである。

【指摘 14】 広報用マグネットシートの大量購入について

1. 現状

自立相談支援事業の印刷製本費で、収支予算書では計上されていなかった広報用マグネットシートを 2,131 千円 (72,800 個) 購入している。この支出は、自立相談支援事業の委託費 (13,082 千円) の 16.3% を占めている。

平成 30 年 3 月 15 日 50,000 個 納品 1,468 千円

平成 30 年 3 月 23 日 22,800 個 追加納品 663 千円

平成 30 年 7 月 3 日 代金支払い

広報用マグネットシートを購入した理由は、厚生労働省の広報活動事例で紹介されていたこと、平成 30 年度も事業受託継続となったこと、広報に課題があったこと、平成 29 年度予算に余裕があったこと、少量で数回に分けて発注するよりも 1 個当たりの単価が低く抑えられると見込まれたことから、各世帯へ 2 回の配布+α で購入したとのことである。19 千個を各戸や各町役場に配布し、監査時点 (平成 30 年 12 月) での在庫は、53 千個であった。

なお、大隅地区の所管区域の人口は約 49,000 人、約 22,000 世帯である。

2. 問題点

現状では 53 千個 1,551 千円は在庫に残っているが、県社会福祉課によると、広報用マグネットシートについては陳腐化する内容となっておらず、繰り返し周知することが必要であるとしている。しかし、1 回目の配布と比べてその効果は逡減すると考えられること、繰り返しの周知方法としては金額がかさむことから、より効果のある方法を模索すべきではなかったかと考える。

3. 改善案

大隅くらし・しごとサポートセンターによると、広報用マグネットシートの配布により、平成 30 年度の相談数増につながっているとのことである。そうであるならば、結果論的ではあるが、鹿児島県が事業を実施している 22 町村の世帯数が、約 73,000 世帯であることから、大隅地区だけでなく、10 地区全域に配布したほうが、効果は大きかったと考える。

今後について、陳腐化する内容とはなっていないとのことであるが、定期的に記載内容を見直したほうが、結果的に記載変更はなくとも効果は大きく、支出負担も削減

できたため、配布の都度注文し、在庫を大量に残すべきではない。

なお、このように大量発注となった要因として、平成 29 年度については委託料を平成 30 年 1 月までに全額支払い済みであることや、「事業の収支決算書」の注 2 に「収入合計と支出合計を一致させてください。」とあり、委託料を使い切らなければならぬと委託者に誤認させてしまった可能性がある。

「事業の収支決算書」については、「収入合計については、収支予算書の収入合計を上限として、支出合計を記載してください。」と改める等、委託料が余った場合返納できるよう記載を改めるべきである。

【指摘 15】 支援決定事務の承認について

1. 現状及び問題点

生活困窮者の支援決定については、県の承認を要することになっている。県は、支援調整会議に必ず出席していることをもって承認したとの説明を受けた。しかし、議事録に承認されたかどうか記載がないこと、「プラン兼事業利用申込書」や「家計再生プラン(家計支援計画)」の支援決定欄を見ても未記載であったため、第三者から見て、いつ支援決定や確認が実施されたのかわからない状況である。

2. 改善案

県社会福祉課によると、今後は支援決定日付を記載し、県の承認印の押印を行うことにより、支援決定の改善について大隅を含めたくらし・しごとサポートセンターにおいて改善するとの回答を得ている。

【指摘 16】 NAS（ネットワーク接続ハードディスク）の設置場所について

1. 現状及び問題点

委託費で購入した備品の実査を実施したところ、NAS が、電話の横の人の目につく場所に保管されていた。

2. 改善案

NAS には生活困窮者の個人情報が入っており、盗難や情報漏洩のリスク対策として、人目のつかない、可能ならば施錠できる場所に保管すべきである。

「自立相談支援機関現地調査チェックリスト」では、個人情報保護の必要な措置のチェックポイントとして書類の保管状況を挙げているが、NAS 等のハードディスクやパソコンも個人情報が保管されているため、その保管状況をチェックポイントとすべきである。

【指摘 17】 保険の加入について

1. 現状及び問題点

業務委託仕様書において、委託先に、委託事業執行中のトラブルによる傷害等に対応するため、事前に所要の損害保険に加入するものとしているが、受託している「大隅くらし・しごとサポートネットワーク共同事業体」は、学習支援事業以外は加入していない。加入していない理由は、大隅くらし・しごとサポートセンターは「大隅くらし・しごとサポートネットワーク共同事業体」として運営しているが、共同事業体では所要の傷害保険に加入できないため、そのままになっているとのことであった。

2. 改善案

委託先が、保険会社と保険に入れないうち折衝中とのことであるが、不測の事態が起きてからでは遅いため、幹事団体が損害保険に加入する等により、障害等が発生しても付保されるよう、改善すべきである。

【指摘 18】 実績報告書の記載誤りについて

1. 現状及び問題点

喜界くらし・しごとサポートセンターでは、事業について、社協だよりに掲載するなどして周知を図ってきたが、実績報告書において、ホームページを活用して周知を図ったとの記載があったものの、該当ページはなく、平成 28 年から更新されていなかった。県社会福祉課に確認したところ、ホームページは現在更新中とのことである。

2. 改善案

別の形で周知を図っているものの、ホームページを活用していなかったことは、委託先の信頼性が問われる事項である。今後の報告や委託先選定の際に、留意する必要があると思われる。

県は、事業終了後の検査においては、実施計画書と実績報告書の内容に大きな相違はないか、現地調査の際にはヒアリングの際に実績報告書の記載と実際の業務について相違がないか等確かめ、大きく乖離している際は企画コンペを予定していない場合であっても、委託先選定の要否等を検討し、より事業実施に適正のある業者を選定すべきである。

(意見 32) 委託先のモニタリング及び検査の実施について

1. 現状

委託先のモニタリングは、「⑥委託先のモニタリング及び PDCA の実施状況」に記載のとおり、月次ベースでの支援件数の把握及び現地実地調査を実施している。また、事業終了後の検査では、委託先から「実績報告書」及び「収支決算書」の提出を求め、事業が適正に実施されたかどうか判断している。

2. 問題点

「【指摘 12】収支決算書の記載誤りについて」で記載のとおり、収支決算書に誤りが検出され、委託費額の相違している可能性があることから、委託先のモニタリング体制を見直す必要がある。

また、今回「⑧往査事業所について」で記載のとおり、現地往査を実施したが、委託先の中には、収支決算書提出前に、センター長等上長の確認がなく、収支決算書作成者が引継なく退職しているため、収支決算書記載数値の計上根拠が不明のケースもあった。

3. 改善案

委託先でも内部管理体制の整備状況や公共事業の受託経験により、提出資料の作成能力が大きく異なることが判明した。このことや監査結果及び現地調査の結果を勘案して、現地調査の頻度等メリハリをつけて実施すべきである。

また、「【指摘 12】収支決算書の記載誤りについて」や「【指摘 13】収支予算書の記載誤りについて」でも記載したとおり、消費税のようにどのように算定あるいは記載してよいか困難な項目もあったため、業務委託仕様書等を見直し、委託先が提出資料を作成しやすいよう改善すべきである。

検査については、収支決算書と収支予算書を比較し、収支予算書に計上されていない不自然に額の大きい支出はないか、さらに必要な場合、県に協議し変更契約の手続きをとっているか等、「自立相談支援機関現地調査チェックリスト」で求められている事項については確認すべきである。

また、検査実施前に「自立相談支援機関現地調査チェックリスト」を基に、委託先に「自立相談支援機関自己点検チェックリスト」を作成し、業務委託仕様書等に準拠して事業を実施したか自主点検を求め、事業終了後提出を求めることで報告体制の底上げを図ることができると考える。

(意見 33) 子どもの学習支援事業の利用促進について

1. 現状及び問題点

平成 29 年度の子どもの学習支援事業の実施状況は以下のとおりである。

子どもの学習支援事業の実施状況

単位：千円

| 地区 | 委託費 | 利用者数(人) 平成 29 年度末 | 利用者 1 人 あたり委託費 | 開催頻度及び開催箇所等 |
|-------|-------|----------------------|-------------------|---------------------|
| 大隅 | 4,428 | 196 | 23 | 週 1 回から 3 回、5 地区で開催 |
| さつま | 2,146 | 6 | 358 | 9 月から月 1 回 定員 15 人 |
| 湧水 | 927 | 23 | 40 | 週 6 回開催 |
| 種子島中央 | 1,913 | 12 | 159 | 2 地区 8 月は 3 回(南種子町) |

| 地区 | 委託費 | 利用者数(人) 平成 29 年度末 | 利用者 1 人 あたり委託費 | 開催頻度及び開催箇所等 |
|------|--------|----------------------|-------------------|----------------------|
| 北大島 | 2,063 | 89 | 23 | 4 地区で開催 週 1 回から週 5 回 |
| 喜界 | 653 | 2 | 327 | 月 2 回程度 7 月は 9 人参加 |
| 徳之島 | 2,202 | 56 | 39 | 週 3 回 |
| 沖永良部 | 1,533 | 87 | 18 | 4 地区、週 1 回から週 6 回 |
| 与論 | 600 | 10 | 60 | 月 2 回程度 |
| 地区合計 | 16,466 | 481 | 34 | |

| 地区 | 対象者 | その他の取組 |
|-------|-------------|--------------|
| 大隅 | 小学生と小学生+中学生 | 不登校支援、新聞講座開催 |
| さつま | ひとり親世帯の小学生 | |
| 湧水 | 小学生、中学生 | |
| 種子島中央 | 小学生、中学生等 | 体験活動、不登校相談 |
| 北大島 | 小学生と小学生+中学生 | 送迎支援(1地区) |
| 喜界 | 小学生 | |
| 徳之島 | 小学生と小学生+中学生 | 体験活動 |
| 沖永良部 | 小学生 | 郷土学習、体力づくり |
| 与論 | 小学生、中学生 | |

・県社会福祉課「子どもの学習支援事業実績(H30.3.31 現在)」及び「子どもの学習支援事業実施状況(平成 30 年 3 月末)」より作成

国においては、各自治体が地域の実情に応じ、創意工夫をこらして実施するよう求めているが、利用者 1 人あたり委託費は、平均で 34 千円で、各地区で 18 千円から 358 千円とばらつきがあり、アウトプット(委託費)に対して、効果(利用者数)に差がある状況である。

2. 改善案

利用者 1 人あたり委託費を平準化させるためには、①委託費に対して利用者が低い地区の利用者向上策を図る、②利用者に合わせて委託費を増減させる、の 2 つの方法がある。また、潜在的利用者は各地区にいると思われるため、さらなる利用者増加を図り、全体としても効果を増加させる必要がある。

利用者向上策としては、上記の表から開催頻度の多少及び対象者の範囲と利用者数は相関関係があると思われる。よって、開催頻度は月 1 回程度から週 6 回開催までばらつきがある状況であるが、子どもの居場所づくりや学力の向上という趣旨から、学習支援員の確保などの状況も踏まえつつ、地域の実情に応じて開催回数を増やすことが望ましい。

委託費は、地域の人口比等により決定している。事業を一定期間継続し、利用状況も定着した段階で、人口比の配分が妥当かどうか、支出と効果の有効性の観点から見直す必要がある。

先行した事業を開始した大隅地区では、平成 28 年度の実施結果を踏まえて

広報周知

- ・教育委員会を通して、全校・全世帯に配布を依頼
- ・保護者向けの研修会を企画・運営

運営体制

- ・ボランティアスタッフの確保
大学生だけではなく、社会人に協力をもらう
- ・人材育成
学習支援運営団体、スタッフ向けの研修会を開催
- ・夏休み期間は開催日程を増やして対応

学習教材等の工夫

- ・子どもの自主性を尊重するプログラム運営
参加者が毎回記載する学習記録シートを作成

を平成 29 年度に改善している³³。この中で、学習支援記録シートを閲覧したが、目標等を記載させることで、参加者の意欲向上につながっていると考える。

他地区を含め、平成 29 年度以降 PDCA サイクルにより、次年度以降に改善につなげ、県が優良事例を各地区に紹介し、事業の底上げをすることにより、参加者が増加し、事業の趣旨である、居場所づくりや学力の向上が図られ、貧困の連鎖の防止の一助となると考える。

(意見 34) 業者選定手続について

1. 現状及び問題点

業務受託団体募集要項において、応募書類として

納税証明書（原本）

- ・県地域振興局・市町が発行する県税（全税目）の納税証明書
- ・税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

としているが、委託先には一般社団法人や NPO 法人等の法人税等の納付義務のある法人もある。

³³ 県社会福祉課「大隅くらし・しごとサポートセンターにおける子どもの学習支援事業の PDCA サイクルによる実施体制等の改善点について」より

2. 改善案

委託先団体として、適切に税金を納付しているか確かめる趣旨であるため、特に消費税及び地方消費税に限定せず、未納の税額がないことの証明を応募書類としたほうが望ましい。

(意見 35) 県全体の支援件数増加及び任意事業の取組向上について

1. 現状及び問題点

「⑧県全体の支援件数及び任意事業の実施状況」に記載のとおり、県全体では支援件数及び任意事業の取組割合は全国平均に達せず、任意事業を実施している区域とそうでない区域が併存している状況である。

2. 改善案

平成 29 年 12 月公表の「社会保障審議会 生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書」によると、都道府県の役割は

- 都道府県については、生活困窮者自立支援法において、市及び福祉事務所を設置する町村に対する必要な助言・情報提供その他の援助を行う責務が規定されている。
- この責務規定に基づき、自立相談支援事業従事者に対する研修の実施、各自治体の相談員に対する支援、任意事業の実施促進、地域資源のネットワークづくり、自治体における先進的な取組に関する管内への展開支援、就労や居住支援など従来から都道府県で担当してきた分野についての助言などの事業が広域的な見地から行われることが期待されている。

としている。

平成 29 年度において、県は県内の自立支援制度担当者等に対して、実践的な研修会を 3 回実施しており、質の向上等に取り組んでいる。また、地域ごとに協議会を設置し、任意事業の未実施市町村に広域実施を働きかけたりしている。なお、平成 30 年度には、他県で共同実施を行っている事業者を招いて事例紹介を行ったり、各市町訪問を多く実施したりして、任意事業の取組拡大を要請している。

今後も、市町に対して、任意事業について実施促進させることで、県内一円で同様のサービスを受けるよう働きかけを、特に人口の多い市に対して強めるべきである。

県事業においては、任意事業の全地域拡大により、支援実績が大きく増加したため、市町の任意事業の取組拡大により、支援件数の増加が図られると思われる。離島や半島で特に規模の小さい町村では、任意事業を実施できる事業者等の事情等により、実施が困難なケースもある。熊本県では、県と福祉事務所のある各市と共同して任意事業を実施することにより、全任意事業 100%を達成している。鹿児島県も単独実施が困難な町や市に対しては、県で共同実施等により、県内の支援拡大を図ることを検討すべきである。

4.29 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

1. 事業の概要

母子父子寡婦福祉資金貸付金は、母子家庭等に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせて児童の福祉を増進するため必要な資金の貸し付けを行う事業である。当事業は母子父子及び寡婦福祉法に定める貸付制度であり、概ね全国一律の制度である。なお、中核市の鹿児島市居住者に対する当貸付金事業は、鹿児島市に移管されている。

| | |
|---------------------|----------------------------------------------------------------|
| 事業開始年度 | 昭和 28 年度 |
| 対象者 | 母子家庭の母、父子家庭の父、40 歳以上の配偶者のない女子、これらに扶養されている児童、父母のない児童、母子・父子福祉団体等 |
| 債権に係る管理 規程・マニュアル | くらし保健福祉部債権管理マニュアル 事務取扱要領 償還金口座振替収納事務取扱要綱 貸付審査基準 |
| 債権管理システム | 母子父子寡婦福祉資金システム |
| 財源 | 国 2/3、県 1/3 |

① 担当課 保健福祉部 子ども福祉課

なお、平成 30 年度から、くらし保健福祉部子ども家庭課が担当している。

② 資金の種類と使途

| 種類 | 使途 |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業開始 | 事業を開始するのに必要な、設備・什器・機械等の購入資金 |
| 事業継続 | 現在営んでいる事業を継続するために必要な資金 |
| 修学 | 学校教育法に規定する高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校に就学するのに必要な資金 |
| 技能習得 | 事業を開始し、又は、就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金 |
| 修業 | 事業を開始し、又は、就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金 |
| 就職支度 | 就職をするために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金 |
| 医療介護 | 医療又は介護（当該医療又は介護を受ける期間が 1 年以内の場合に限る。）を受けるために必要な資金 |
| 生活 | 知識技能を習得している期間又は医療介護を受けている間、若しくは母子家庭となつて 7 年未満及び失業期間中の母の生活を安定・維持・再就職活動の促進を図るために必要な資金 |
| 住宅 | 住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し又は増築するのに必要な資金 |
| 転宅 | 住宅を移転するため、住宅の賃借に際し必要な資金 |
| 就学支度 | 小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校への入学等に直接必要な資金 |
| 結婚 | 母子家庭の母、父子家庭の父又は寡婦が扶養している子の婚姻に際し必要な資 |

4.29 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

| 種類 | 使途 |
|----|----|
| | 金 |

③ 類似する貸付・給付・助成事業

| 名称 | 事業主体 | 内容 | 財源 |
|-------------------|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| ひとり親家庭自立支援給付金 | 県 市 町村福祉事務所 | ・自立支援教育訓練給付金 職業能力開発のための受講料の一部支給 ・高等職業訓練促進費 資格取得期間中の生活費の一部支給 ・一時金 入学金の負担を考慮した一時金を受講終了後支給 | 国 3/4 県 1/4 |
| ひとり親家庭等たすけあい資金貸付金 | 鹿児島県母子寡婦福祉連合会 | 生活資金・結婚資金・高校大学入学資金・自動車運転免許取得資金等、一時的小口資金の貸付 貸付額：10万円以内 償還期限：10か月以内 無担保・無保証・無利子 | 県 10/10 |
| ひとり親医療費助成 | 市町村 | 親及び子の医療費自己負担分助成 | 県 1/2 市町村 1/2 |

④ 最近3年間の貸付金の状況

最近3年間における貸付金の発生、回収、不能欠損処理及び収入未済額の状況は次のとおりである。

(単位：件,千円)

| | | 平成 27 年度 | | 平成 28 年度 | | 平成 29 年度 | |
|----|----------|----------|-----------|----------|---------|----------|---------|
| | | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 貸付 | 当年度貸付決定額 | 203 | 101,161 | 190 | 102,573 | 199 | 99,180 |
| | 貸付金残高* | — | 1,014,625 | — | 956,919 | — | 908,334 |
| 回収 | 調定額 | 30,293 | 378,497 | 28,059 | 356,335 | 26,164 | 328,129 |
| | うち現年度分 | 12,096 | 136,481 | 11,357 | 137,558 | 10,879 | 132,294 |
| | うち滞納繰越分 | 18,197 | 242,016 | 16,702 | 218,776 | 15,285 | 195,834 |
| | 回収額 | 13,471 | 151,709 | 12,647 | 152,254 | 12,186 | 145,376 |
| | うち現年度分 | 10,624 | 122,180 | 10,025 | 124,322 | 9,654 | 119,268 |
| | うち滞納繰越分 | 2,847 | 29,529 | 2,622 | 27,932 | 2,532 | 26,107 |
| | 不納欠損処理額 | 109 | 8,011 | 128 | 8,023 | 32 | 2,388 |
| | 収入未済額 | 16,713 | 218,776 | 15,284 | 196,056 | 13,946 | 180,364 |

* 貸付金残高の件数については、集計を行っていないため、記載を省略している。

収入未済額は減少傾向にあり、これは回収努力、特に滞納繰越分（前年度以前分）の回収率向上によるものと言える。

回収実績を現年度分と滞納繰越分とに分けて考えると、平成 29 年度の現年度分回収率 90.1% (119,268 ÷ 132,294) に対して、滞納繰越分回収率は 13.3% (26,107 ÷

195,834) と著しく低い。滞納繰越分の中には、最終納入日から 40 年経過している債権など超長期滞留債権も含まれており、民間では既に貸倒処理するのが一般的な債権も散見される。しかし、後述する不納欠損処理の要件は厳格であり、滞納繰越分収入未済額に対する不納欠損率は 3 年平均で 3.1%にとどまっている。

滞納から何年経過しても督促を続け、転居先も追跡して訪問督促する姿勢は、いわゆる借り逃げ得（モラルハザード）を防止するためには有効である。一方で、滞納が長期化するほど回収可能性は低くなり、回収にかかる労力>回収額という問題も内在している。（例：回収強化月間 2 名体制 48 件訪問中、回収実績 35,000 円）

但し、この点については、単に貸付金督促だけを行うのではなく、支援員の訪問により借受人世帯の状況を把握し、生活再建の相談支援も行う福祉面の業務も含まれていると理解される。

⑤ 不納欠損処分の状況

不納欠損処分の要件

| | 要件 | 処理 |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 償還の免除 | 以下のいずれかの状態にあり、借入金の償還が出来なくなったと認められるとき ① 借受人の死亡 ② 借受人が精神、身体の著しい障害により債務の償還が困難 | 議会の議決が必要 |
| 時効 | 以下の要件を全て満たす ・消滅時効完成 ・借受人、連帯借受人及び連帯保証人が①死亡②行方不明③無資力（現在及び将来も続く見込）のいずれかにあること ・借受人、連帯借受人又は連帯保証人のいずれかから時効の援用申出 | |
| 破産 | ・借受人、連帯借受人、連帯保証人全てについて破産免責決定 ・債務者のいずれかが破産免責決定が確定し、残りの債務者が死亡・行方不明であり消滅時効が完成 | |

⑥ 過年度指摘項目の改善状況

| 指摘年度 | 指摘事項 | 措置の状況 |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| H24 包括外部監査 | ◆違約金の徴収 母子及び寡婦福祉法施行令に定める延滞金及び延滞利息を徴収していない。 | 原則徴収すると定めているが、実際に徴収を開始したのは平成 30 年度からである（【指摘 19】参照）。 |
| | ◆時効の誤認識による回収不能債権 貸付金 53 件 21,426 千円につき、一部償還と時効の援用を同時に指導したことにより、法的には一部償還により時効が中断しているものの、時効の援用申立てを受理したため、督促を中止せざるを得なくなった。 | 改善済 |
| H28.29 委員監査 | ◆母子父子寡婦貸付金償還金の収入未済 | ・口座振替収納の促進や |

| 指摘年度 | 指摘事項 | 措置の状況 |
|--------|---------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 文書注意事項 | 額は、県全体で前年度より減少（収入歩合は改善）しているが、依然として多額となっている。 | 未収発生初期段階での償還督促、償還計画書の作成や分割納入の指導、貸付決定時における償還への意識高揚の徹底、連帯借受人である子どもへの指導等を行い、未収債権の解消に努めている。 ・子ども福祉課長通知による周知徹底を図っている。 ・ローラー作戦により組織的・集中的に債務者宅を訪問し、未収債権の解消に努めている。 |

2. 監査の実施結果

【指摘 19】 違約金の未徴収について

1. 現状及び問題点

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第 17 条において、延滞元利金に対して 5%の違約金を徴収することと定めている（災害その他やむを得ない理由があると認められるときを除く）。当事項は平成 24 年度包括外部監査指摘事項であり、その後、違約金の徴収に向けたシステム改修や出先機関との調整検討、借受人への周知などを行ってきたが、今回の監査対象である平成 29 年度において、事務作業が間に合わず、結果的に違約金が徴収されていなかった。

2. 改善案

平成 30 年度から違約金の徴収を開始したとの回答を得た。今後は条文どおり履行するとともに、違約金の存在を借受人に周知し、期限内回収の促進材料として活用されたい。

（意見 36） 不納欠損処分について

1. 現状

不納欠損処分の要件のうち、時効は単に消滅時効が成立しただけではなく、債務者から時効の援用の申出がない限り、原則として時効による不納欠損処分の要件を満たさない。この例外として、債務者が行方不明の場合は、債務者が時効を援用する見込があるものとみなしてよい定めがあるが(母子(父子)(寡婦)福祉資金事務取扱要領第 10 2(2))、実際にこの規定を利用して不納欠損処分を行った事例はない。

2. 問題点及び改善案

前述のとおり、実際に回収可能性がほとんどないと思われる貸付金についても、不納欠損処分が行われない限り、督促努力すべき滞納債権として取り扱われる。しかし、

債権回収は滞納初期の対応が重要であり、限られたマンパワーを行方不明の債務者に割くよりも、少しでも回収可能性が高い債務者の督促や生活再建の支援・指導に注力する方が効果的と考える。

もちろん安易な不納欠損は厳に慎むべきであるが、督促手続に注力した結果、それでも行方不明により回収の見込みが立たない場合には、ルールに基づき実態に応じた不納欠損処理を行うべきと考える。

〈参考〉「母子・寡婦福祉資金貸付制度等の運用上の疑義回答集について」

(昭和 54 年 8 月 2 日児福 20 号厚生省児童家庭局母子福祉課長通知)

(問 15) 貸付償還金の時効については、民法第一百四十五条の規定により、債務者による時効の援用が必要とされているが、所在不明者の場合の取り扱いを指示されたい。

(答) 債務者がその援用する見込みがあるものとみなして取り扱ってさしつかえない。なお、みなし消滅整理する場合は、官公署の不在証明等の書類を作成しておく必要がある。

(意見 37) 貸借対照表徴収不能見込額の算定について

1. 現状

県の作成する貸借対照表において、平成 29 年度末時点の貸付金残高 908,334 千円は以下のように区分されている。

| | | |
|-------------------------------|----------------------|----------------|
| 貸付金 (貸付金残高のうち調定前) | 千円 727,970 | } 計 908,334 千円 |
| 未収金 (現年度収入未済額) | 13,026 | |
| 長期延滞債権 (滞留繰越分収入未済額) | 167,338 | |

2. 問題点

これらの債権に関する徴収不能引当金額及び引当率は以下のとおりである。

単位：千円

| 勘定科目 | 残高(A) | 徴収不能引当金額 (B) | 引当率 (B)÷(A) |
|--------|---------|-----------------|----------------|
| 貸付金 | 727,970 | 1,892 | 0.26% |
| 未収金 | 13,026 | 162 | 1.25% |
| 長期延滞債権 | 167,338 | 435 | 0.26% |

県の財務書類注記に「(4) 引当金の計上基準及び算定方法 イ) 徴収不能引当金 長期延滞債権、未収金、貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により又は個別に回収可能性を検討し、徴収不能見込額を計上しています。」と記載しているとおろ、上記3区分の貸付金についても過去5年間の平均不納欠損率により引当率を算定している。

しかし、前述のとおり、長期延滞債権にはほとんど回収可能性のないものも含まれており、滞納繰越分の年間回収率が13%前後であることに鑑みると、引当率0.26%は実態と著しく乖離しているのではないだろうか。

3. 改善案

少なくとも長期延滞債権については、過去の不納欠損率を機械的に適用するのではなく、個別に回収可能性を検討し徴収不能見込額を算定すべきと考える。個別回収可能性の検討には、作業工数がかかるうえ、客観性に欠け恣意性が介入するというデメリットもある。しかし、例えば①消滅時効が完成している収入未済額には0%、調定年度から5年以上経過した収入未済額には△%など延滞期間に応じたルールを設ける②「くらし保健福祉部債権管理マニュアル」における債権分類A～Eの区分に応じた引当率を設定する³⁴等、作業工数と客観性と実態のバランスをとった引当ルールを模索する余地はあるものとする。

³⁴ 「くらし保健福祉部債権管理マニュアル」では、債務者の状況に応じて債権をA～Eに区分している。〈区分D〉生活困窮等の理由により納入能力がない状態にある者で、その状態が消滅時効完成時期以降も続くものと認められるもの及び〈区分E〉死亡している者、行方不明の者又は心身の著しい障害等により納入不可能な者に区分している母子父子寡婦貸付金収入未済額は、平成29年度末収入未済額全体の約15%である。

4.30 かごしま地域塾推進事業

1. 事業の概要

鹿児島県の教育的風土や伝統を生かして、子どもたちが思いやりや自律心などを学ぶ「かごしま地域塾」の県内全域への拡大・普及を図るとともに、「かごしま子どもリーダー塾」等の実施により、郷土（ふるさと）に根ざした国際的な人材を育成する。

(1) かごしま地域塾推進事業（活動支援型・公募型）補助金交付要綱

この事業は、郷土に誇りを持ち、心身共にたくましい子どもを育成するために、郷土（ふるさと）に学び、育む青少年運動（県民運動）の組織体制やNPO・企業等との連携による組織を基盤とし、地域の縁（えにし）や地域社会に蓄積された様々な知恵を生かして、地域に根ざし自立する「かごしま地域塾」を育成することを目的として実施する。

※「地域塾」とは

鹿児島県の教育的風土や伝統を生かし、異年齢集団での様々な体験活動を通し、子どもたちが思いやりや自律心、社会的な規範意識などを身につける活動に取り組む団体のうち、理念に基づき精神鍛錬の場や学習活動の設定、地域に根ざした活動等、一定の要件を満たしたものをいう。平成30年3月31日時点で98団体が登録されている。

[内容]

| | |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 応募できる団体 | 市町村、校区青少年組織、校区公民館、NPO、企業、既存の青少年団体、社会教育関係団体、ボランティア団体等の青少年健全育成を目的とした団体。ただし、地域塾活動を本来の目的としていない団体であっても、当該団体を母体として年間を通して、地域の誰でも参加できる地域塾活動を目的とした別団体等を組織して、現に地域塾活動を実施している団体は、応募できる。 |
| 対象となる事業 | ア. 次代に引き継ぐ理念・精神（目標、めあて、スローガン）等を設定していること イ. 異年齢による精神鍛錬を行う場を設定して、忍耐力、基本的な生活習慣、礼儀作法等の定着を図る取組を行っていること ウ. 輪読会、自学自習、伝統芸能伝承活動等、年間を通じた学習活動の場を設定していること エ. 地域に根ざした特色のある活動を展開していること オ. 将来的に自立、発展が可能な活動を行っていること |
| 補助金交付団体の選定方法 | (1) 原則として、過去に助成実績のない団体が優先 (2) 補助金交付団体は、各地域振興局・支庁管内から、2団体程度、県下全域で15団体程度を予定 |
| 補助金額 | 補助対象経費の2分の1以内で、補助額は10万円を限度とする。 |
| 事業の実施期間 | 補助金の交付決定日から平成30年3月末日まで |

| | |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象となる経費 | 事業を実施するために直接必要となる経費 賃金、謝金、旅費、保険料、需用費、印刷製本費、役務費、通信運搬費、使用料及び借料（※食糧費、事務所の借料・光熱水費や事務局職員の人件費等、団体の経常的な管理運営経費及び備品等は対象外） |
| 審査基準 | (1) 地域塾の要件を満たしているか。 (2) 継続、発展性のある事業計画となっているか。 |

[関連規則等]

かがしま地域塾活動支援助成募集要項

[実施結果]

| | |
|----------|--------------------------|
| 応募団体・申請額 | 応募団体数 19 団体・申請額 1,406 千円 |
| 助成対象・金額 | 19 団体・1,406 千円 |

(2) かがしま子どもリーダー塾

次代の鹿児島や国を担う、知性と豊かな心を兼ね備えた国際人として通用するリーダーの育成を図るため、予算の定めるところにより鹿児島県青少年育成県民会議に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(目的及び基本方針)「実施要項」

自らの「志」に向かって明確なビジョンを掲げ、仲間たちとの集合研修及び実践的な体験を重ね、互いに切磋琢磨しながら、自らの行動規範を修得することを基本方針とする。これにより、次代の鹿児島を担うリーダーを養成するきっかけとする。

[関連規則等]

かがしま子どもリーダー塾事業費補助金交付要綱

(3) 新かがしま子ども塾

基礎的人間形成期にある小学校高学年を対象に、郷土の文化・歴史・人材等教育的環境を十分に活用した研修を通し、郷土愛や国際感覚を育み、健全な心身を鍛え、次代の鹿児島や国を担う、知性と豊かな心を兼ね備えた国際人の育成を図る。

当該事業は、鹿児島県青少年育成県民会議への業務委託により実施されている。

① 担当課 県民生活局 青少年男女共同参画課

② 事業費の推移

単位：千円

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 当初予算額 | 5,422 | 5,414 | 5,343 |
| 決算額 | 4,624 | 5,010 | 5,013 |

③ 平成 29 年度事業費の内訳

単位：千円

| 節科目 | 決算額 | 摘要 |
|----------------|-------|-------------------------------------------------------|
| 委託費 | 2,120 | 新かがしま子ども塾運営業務委託 |
| 負担金補助及び 交付金 | 2,606 | かがしま地域塾推進事業(公募型)補助金 1,406 かがしま子どもリーダー塾事業費補助金 1,200 |
| その他 | 287 | |
| 合計額 | 5,013 | |

④ かがしま子ども未来プラン 2015 の目標と実績

| 数値目標項目 | 現状 (平成 29 年度) | 目標 (平成 31 年度) |
|--------|------------------|------------------|
| 該当なし | | |

⑤ 事業に関連する財政的援助団体とモニタリング状況

財政支援団体：鹿児島県青少年育成県民会議

⑥ 事業のモニタリング状況

| | | |
|-----------|-------------|--------|
| 所管課(自主検査) | 平成 29 年度 | 指摘事項なし |
| 監査委員監査 | 平成 30 年 8 月 | 指摘事項なし |

⑦ 事業固有の監査手続

財政支援団体である鹿児島県青少年育成県民会議に往査し、事業報告書、事業計画及び収支予算策定資料、各事業の伺い書・帳簿書類、関連帳票、理事会議事録、監査報告の査閲及び担当者への質問を行った。鹿児島県青少年育成県民会議の概要については下記のとおりである。

〔鹿児島県青少年育成県民会議の概要〕

| | |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 設立 | 昭和42年3月 任意団体として設立 |
| 目的 | 青少年問題のもつ重要性にかんがみ、広く県民の総意を結集し、政府及び県の施策と呼応して次代を担う青少年の健全育成を図ることを目的とする。 |
| 主な活動 | <p>I 「郷土（ふるさと）に学び・育む青少年運動」の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「明るい家庭づくり実践講座」の開催 2 「家庭の日」推進支援事業の実施 3 青少年育成運動強調期間の実施 4 「第39回少年の主張」の作文募集及び県大会の開催 5 <u>かごしま子どもリーダー塾の実施</u> 6 <u>新かごしま子ども塾の実施</u> 7 「あいさつ・声かけ実践街頭キャンペーン」の実施 8 青少年を取り巻く有害環境対策推進事業の実施 <p>II 子ども・若者自立支援対策事業の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 かごしま子ども・若者総合相談センター（ひきこもり地域支援センター）の運営 2 かごしま子ども・若者支援地域協議会の運営 <p>III 運動広報啓発事業の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 広報普及活動 2 広報誌「せつぺとべ」の発行 3 「家庭の日」の作品募集等 <p>IV 県民会議運営事業の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 運営会議の開催 2 青少年県民会議表彰 3 地域青少年育成推進協議会及び市町村民会議との連携 4 国及び関係機関・団体等との連携 <p>V 青少年会館管理事業の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 運営事業 2 維持管理事業 3 青少年団体活動情報提供事業 |
| 役員 | <p>会長：三反園 訓（知事）</p> <p>副会長：原之園 政治（県教育委員）</p> <p>その他、常任委員18人、監事 2人</p> |
| 会員 (構成団体) | 地域青少年育成推進協議会、青少年育成市町村民会議、青少年団体、青少年育成団体、公共団体、マスコミ関係、ライオンズクラブ、ロータリークラブ、関係団体の235団体（平成30年6月現在） |

2. 監査の実施結果

【指摘 20】 補助金、委託料の区別について

1. 現状

かがしま子どもリーダー塾については、鹿児島県青少年育成県民会議が実施主体となり補助金を負担している。一方で、新かがしま子ども塾は業務委託にて実施している。

そもそも補助金は、地方自治法第 232 条の 2 寄附又は補助によると「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」とあり、一般的に特定の事実、研究等を育成助長するために、地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に対価無くして支出するものである。つまり、県が相手方の行う事業や事務に対して、これを助成するためあるいは奨励するために、財政的な援助として県が相当する反対給付を受けないで相手方に対して給付する給付金である。

(ぎょうせい「地方公共団体歳入歳出科目解説」より)

一方、業務委託は、地方自治法第 252 条の 14 に「普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。」とされており、地方公共団体が諸種の事務事業を行っているが、本質的に地方公共団体自身が行わなければならないものは別として（地方自治法第 252 条の 14 における他の自治体に対する事務の委託の例外あり）、それ以外の事務事業については、他の機関あるいは特定の者（受託者）に委託して行わせるものができるものである。(ぎょうせい「地方公共団体歳入歳出科目解説」より)

[補助金と業務委託の違い]

| | 補助金 | 業務委託 |
|------|-----|------|
| 実施主体 | 相手先 | 県 |
| 反対給付 | 無し | 有り |

また、上記より、かがしま子どもリーダー塾と新かがしま子ども塾に関しては以下のように整理する事が出来る。

| | かがしま子どもリーダー塾 | 新かがしま子ども塾 |
|------|---------------|-----------|
| 実施主体 | 鹿児島県青少年育成県民会議 | 県 |
| 反対給付 | 無し | 委託業務 |

ここで、かがしま子どもリーダー塾と新かがしま子ども塾の目的・内容の違いについて考えたときに、対象となる年齢層は異なるものの、両事業とも県内の青少年を対象にした研修事業であることには大きく変わりがないにも関わらず、実施主体は異なる結果となっている。

加えて、かごしま子どもリーダー塾に関しては、実施主体はあくまでも青少年育成県民会議であるにもかかわらず、鹿児島県のホームページ³⁵では、「『かごしま地域塾』推進事業について」の中で、「3 事業の概要（1）かごしま子どもリーダー塾の実施」とあり、県が実施主体かのように記載されている。また、当該ページには、鹿児島県青少年育成県民会議の名称は記載されていない。このことは、上記整理と矛盾している。

2. 問題点及び改善案

かごしま子どもリーダー塾については、もし県が実施主体となり推進するのであれば、県は鹿児島県青少年育成会議に業務委託を行うべきである。現状のままでは、実施主体についての誤った認識が広がる可能性があると言える。このことから補助金で負担するものと、業務委託にて実施する事業の両者を明確に区分けした上で、適切な契約形態とすべきである。

【指摘 21】 実績報告の記載誤りについて

1. 現状

県が鹿児島県青少年育成県民会議に業務委託している、新かごしま子ども塾運営事業の事業実績報告書において、需用費 785 千円のうち 439 千円（請求書日付：平成 30 年 3 月 30 日）の内容が、会議用テーブル 6 台、テーブル用幕板 6 枚、テーブル用棚 6 枚、会議用イス 23 脚、講演台 2 台であった。「『新かごしま子ども塾』業務委託仕様書」によると対象経費については、下記のような内容となっている。

（「新かごしま子ども塾」業務委託仕様書より抜粋）

³⁵<http://www.pref.kagoshima.jp/ab14/kenko-fukushi/kodomo/ikusei/27ri-da-zyuku.html> 参照

5 業務内容

- (1) 別紙平成 29 年度「新かごしま子ども塾」日程内講座の運営・実施
- (2) 支払い業務、各講師対応、会場設営等
- (3) 宿泊施設等における参加塾生の安全管理及び生活指導の支援
- (4) 参加塾生の安全確保のため状況に応じ、必要な人員を確保すること
- (5) 実績報告会の実施
- (6) 実績報告書の作成（事業実績報告書 委託業務終了届 精算報告書）

6 対象となる経費

- (1) 「5 業務内容」に掲げる業務を行うために必要な次の経費とする。
講師謝金、旅費、食糧費、消耗品費、通信運搬費、保険料、使用料及び賃借料等、本事業を実施するために必要な経費。
- (2) 講師謝金・旅費については、県の規定に基づき支払うこととする。

7 業務内容及び委託料の変更

業務内容の変更及び事業費の減については、変更契約の対象とする。

業務委託仕様書において「本事業を実施するために必要な経費」とは、自主事業など当該事業以外に使用することのないものであるが、上記テーブルやイスについては当該事業以外にも使用するものであり、本来対象外とすべきものが含まれていた。

2. 問題点及び改善案

本来対象とならない経費が収支報告書の支出に含まれていたことは問題である。本来は、当委託事業の支出には含めずに、事業費の減による委託料の変更により変更契約を締結し、前払いした委託料の返還を請求すべきであったと考える。今後は、実績報告書における収支報告書については、その支出内容をしっかりと確認し対象経費の範囲についても精査すべきと考える。

(意見 38) 実施主体と書類名義の相違について

1. 現状

かごしま子どもリーダー塾事業費補助において、当該補助金は鹿児島県青少年育成県民会議が主体でのものに対して交付されるものであるが、関連書類「平成 29 年度鹿児島子どもリーダー塾『卒塾研修』について」は「青少年男女共同参画課」の名義であった。

2. 問題点及び改善案

鹿児島県と鹿児島県青少年育成県民会議はあくまでも別団体であることから、相手先が混同するような表現は避けるべきであり、実施主体はあくまでも鹿児島県青少年育成県民会議であるため、当該書類の差出人は実施主体とすべきである。

4.31 地域少子化対策強化事業（男性の家事・育児参画促進事業）

1. 事業の概要

男性の家事・育児への参画を促進するため、「かごしまパパサークル」の活動促進や「育児の日」フォーラムを開催する。

[内容]

(1) 地域・家庭での男性の家事・育児参画応援事業

①家事・育児応援サイトの運営

平成28年度に実施した「地域・家庭での男性の家事・育児参画応援事業」において構築した家事・育児応援サイトを継続的に運営し、「イクメンスキルアップ講座兼交流会」の情報等、男性の家事・育児の参画促進につながる情報を随時発信した。

②パパサークル等の意見を反映させた父子手帳による意識啓発

男性が家事・育児に参画する・したいと思う意識を啓発するため、他県の先行事例を参考に、平成27年度に作成した父子手帳の見直しに係る意見募集を踏まえ、より親しみやすい内容とするための改定を行った。

- ・募集期間：平成29年9月1日～10月31日
- ・意見件数：29件
- ・印刷部数：15,000部
- ・配布開始：平成30年3月下旬
- ・配布先：市町村役場で母子手帳と併せて配布

③イクメン養成講座の開催

- ・平成29年9月9日、鹿屋市霧島ヶ丘公園・かのやばら園、38人
- ・平成29年9月10日、鹿児島市ドルフィンポート、71人

④「育児の日」フォーラムの開催

妊婦や子どものいる世帯を地域全体で応援する機運を醸成し、「安心して子どもを生み育てられる環境づくり」を推進するため、「育児の日」フォーラムを開催した。

- ・平成29年11月19日 鹿児島市、210人

なお、上記①から④については「かごしまイクメン活動推進事業」として企画募集を行い、株式会社総広に業務委託している。

(2) かごしま出会いサポート事業

①かごしま出会いサポート連絡会議の開催（2回）

②婚サポセミナー及びフォーラムの開催

- ・独身男女向けスキルアップセミナー
- ・親御さん向け婚活応援セミナー
- ・結婚支援フォーラム

なお、上記②については、一般社団法人鹿児島法人会連合会に業務委託している。

4.31 地域少子化対策強化事業（男性の家事・育児参画促進事業）

（3）九州地域戦略会議連携事業

本県の総合的な結婚支援施策の一つとして、九州・山口各県と連携し、結婚や子育て等に関する機運の醸成を図る取組である。動画コンテンツを共同で制作し、テレビ（行政広報番組含む）、インターネット配信等、各県の状況に応じたキャンペーンを展開するものであり、共同で取り組むことで、費用削減や周知拡大に一定の効果があるものである。加えて、ライフデザインセミナーを共同で開催することで、県の垣根を超えた参加者を見込み、事業効果を高めるとともに連携を強化するものである。

[内容]

①動画コンテンツの制作・発信（本県負担額：120千円）

②ライフデザインセミナー開催（本県負担額：380千円）

（4）市町村における結婚支援等の事業実施に係る経費の補助

結婚に対する取組や、結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・1機運の醸成の取組について、これまでの自治体の取組から発掘された優良事例の横展開を支援する。対象分野は、①結婚に対する取組、②結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・気運の醸成の取組である。財源の負担割合は国1/2、実施自治体1/2、交付上限として、市町村は750万円（事業費ベース1,500万円）である。

・3市町村 交付金額

（鹿児島市 ライフデザインセミナー開催事業 432千円

奄美市くあさばくり応援事業 1,667千円、志布志市ウェルカム赤ちゃん事業 305千円）

[関連規則等]

平成29年度地域少子化対策重点推進交付金交付要綱

平成29年度地域少子化対策重点推進交付金実施要領

鹿児島県地域少子化対策重点推進交付金交付要綱

① 担当課 県民生活局 青少年男女共同参画課

なお、平成30年度から、くらし保健福祉部子育て支援課が担当している。

② 事業費の推移

単位：千円

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-------|--------|--------|--------|
| 当初予算額 | - | - | 9,896 |
| 決算額 | - | - | 9,687 |

4.31 地域少子化対策強化事業（男性の家事・育児参画促進事業）

③ 平成 29 年度事業費の内訳

単位：千円

| 節科目 | 決算額 | 摘要 |
|------------|-------|----------------------------|
| 委託費 | 6,633 | |
| 負担金補助及び交付金 | 2,905 | 補助金 2,405, 九州地域戦略会議負担金 500 |
| その他 | 149 | 旅費 |
| 合計額 | 9,687 | |

④ かごしま子ども未来プラン 2015 の目標と実績

| 数値目標項目 | 現状 (平成 29 年度) | 目標 (平成 31 年度) |
|------------|------------------|------------------|
| 男性の家事・育児時間 | —* | 1 時間 7 分 |

* 直近の調査結果は、63 分（平成 28 年度）である。

⑤ 事業に関連する財政的援助団体とモニタリング状況

該当なし

⑥ 事業のモニタリング状況

| | | |
|-----------|-------------|--------|
| 所管課(自主検査) | 平成 29 年度 | 指摘事項なし |
| 監査委員監査 | 平成 30 年 8 月 | 指摘事項なし |

2. 監査の実施結果

(意見 39) アンケート結果の活用について

1. 現状

当該事業においては、「イクメン養成講座」「育児の日フォーラム」「独身男女向けスキルアップセミナー」「親御さん向け婚活セミナー」「結婚支援フォーラム」など、多くのイベントを開催している。そして、その開催のたびに、アンケートを実施し参加者層の把握や、意見集約を行っている。しかし、アンケートの集計までは実施しているが、その結果をまとめ、次回開催時の改善策につなげるところまでは至っていない。

2. 問題点及び改善策

各種イベントや講座・研修において行うアンケートは当該事業の結果確認のためだけにあるのではなく、その結果に基づき次回の事業開催への改善につなげるという、PDCA サイクルを回すために必要なツールでもある。にもかかわらず、その集約と結果確認だけにとどまってしまっている。

アンケート集計後は、その結果及び改善策をまとめ、次回開催時の計画及び実行につなげることが必要であると考えます。

5 外部監査の結果（総合評価）

個別事業で検出された指摘事項等を評価して、全体の指摘事項等をまとめた。

また、地域子育て支援事業は、

- 4.5 利用者支援事業等
- 4.13 子育て援助活動支援事業
- 4.14 病児保育事業
- 4.17 子育て短期支援事業
- 4.18 実費徴収に係る補足給付

を検討している。この事業の総論について、「5.4 地域子ども・子育て支援事業（総論）」に記載した。

5.1 委託事業（内部統制の整備・運用の必要性）（意見）

今後の効率的な行財政運営のために、子育て支援事業のみならず、民間のノウハウを活用する機会は増加すると考えられる。

委託事業について8事業検討したが、内部統制の整備状況の程度により、不備が発生しても発見できるレベルが異なる状況にある。今回の委託事業について以下のような、リスクが把握された。

5.1.1 委託事業のリスクについて

事業No.28「生活困窮者自立支援事業」では、収支予算書の入手及び「自立相談支援機関現地調査チェックリスト」が整備され、現地調査の着眼点とチェックポイントが整理・文書化され、現地調査が実施されていた。よって、これらの整備がなされていない事業では発見が難しい、リスクNo.9から14の指摘事項が発見されている。

よって、委託事業において必要な内部統制の整備事項は、

- ・収支予算書の入手
- ・書面調査及び現地調査の実施

と考える。

委託事業のリスクと発見された指摘事項等

| No. | リスク | 事業No. | | | | |
|-----|---------------------------------------------------|-------|----|----|----|----|
| | | 1 | 11 | 23 | 28 | 30 |
| 1 | 委託者の名称が誤っているかもしれない | | | ○ | | |
| 2 | 委託業務と業務委託契約書で求められている業務が異なるかもしれない | ○ | | | | |
| 3 | 業務委託仕様書で求められた実施事項が、十分ではないかもしれない | | △ | | | |
| 4 | 委託業務実施計画書で委託者が計画していた事項が実施されない、あるいは縮小して実行されるかもしれない | ○ | | | | |
| 5 | 県の承認がなく、再委託が実施されるかもしれない | | | ○ | | |
| 6 | 委託期間内に使用できない、消耗品を購入するかもしれない | | | | ○ | |
| 7 | 委託事業のみ使用する以外の備品を、委託費で購入するかもしれない | | | | | ○ |
| 8 | 受託者が個人情報をきちんと管理していないかもしれない | | | | ○ | |
| 9 | 収支予算書の記載が、誤っているかもしれない | | | | ○ | |
| 10 | 収支決算書に、対象経費ではない経費が含まれているかもしれない | | △ | | ○ | |
| 11 | 収支決算書に、支出していない経費が含まれるかもしれない | | | | ○ | |
| 12 | 収支決算書の記載方法を、受託者が理解していないかもしれない | | | | ○ | |
| 13 | 収支決算書の記載した支出額を、受託者がきちんと説明できないかもしれない | | | | ○ | |
| 14 | 収支決算書の区分が、誤っているかもしれない | | | | ○ | |
| 15 | 実績報告書に、実施していない事項を、実施したかのように記載しているかもしれない | | | | ○ | |

事業No.・4 外部監査の結果(個別事業)の4.○のNo.と対応している。

○……相違していた事項等(指摘事項)

△……相違している可能性が高い事項(意見)

5.1.2 収支予算書及び書面調査・実地調査の確認事項

収支予算書の入手後の確認事項は、

- ・見積り・提案時の内容と大きく相違することはないか
 - ・県積算額との差異は合理的な理由に基づいているものか
 - ・前期決算額の差異は合理的か
 - ・再委託の承認がない委託費が、計上されていないか
 - ・対象経費ではない費用が計上されていないか
- 等である。

書面調査及び現地調査の実施事項は、

- ・収支決算書の記載区分が相違していないか
- ・自主事業にも使用する、備品を委託費で購入していないか
- ・再委託の承認がない、委託費が計上されていないか
- ・対象経費ではない費用が計上していないか
- ・支出していない経費が含まれていないか

等である。

これらの整備した後は、これらの手続を効率的に実行することが求められる。そのためには、「チェックリスト」の整備を検討し、県として「委託事業マニュアル」を整備する必要がある。

5.1.3 委託事業マニュアルの整備

委託事業マニュアルには、以下の事項の記載が求められる。

- ・経費処理の方法
- ・対象外経費の例示
- ・消費税の算定方法
- ・証憑（証拠）の保管方法
- ・検査の実施にあたっての留意事項

等を記載する必要がある。これは、特に対象外経費の判定や消費税については、事業者のみならず県担当者にとってもその判断や算定方法が明確となり、効率的な運用が期待できる。さらに経費処理をきちんと示し、検査が制度化されていることを公表することで、費用の低減も期待できる。

対象外経費の例示については、以下の他県のマニュアルが参考となる。

対象外経費の例示³⁶

1.2 その他の費用に関する経理処理

このマニュアルに記載のない各種の経費については、他の経費項目に準じて費用が業務の実施に必要な最小限のものであるか、経済性が確保されているか等に留意した上で支出してください。支出に関する書類も、他の経費項目に準じて整理して下さい。

なお、次のような経費は、委託契約書・仕様書に明確に記述がない限り原則として支出対象になりませんので、計上が可能かどうかについて当該担当者に確認してください。

- (1) 賃貸物件の保証金、敷金、仲介手数料
- (2) 借入金等の支払利息及び遅延損害金
- (3) 新聞代等の消耗品、加盟する団体等の会費
- (4) 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- (5) 公租公課、保険料

消費税の算定方法について、平成 31 年 10 月から税率が変更となり年度内で税率が混在することや、軽減税率導入となり複数税率となる予定のため、わかりやすく算定方法を示す必要がある。

5.1.4 検査について

委託事業後の検査については、例外なく「実績報告書入手日」＝「検査終了日」となっており、具体的に検査で何を実行したのかが分かる書面等は保管されていなかった。

委託事業の検査については、

- ・業務委託仕様書で要求される事項が実施されない、あるいは十分ではない事項がないか確かめる。
- ・委託業務実施計画書で委託者が計画していた事項が実施されない、あるいは縮小して実行され事項がないか確かめる。
- ・収支予算書と収支決算書を区分ごとに比較し、著増減があれば質問する等を制度化し、義務付けるべきである。例えば成果物について県の期待水準を満たさず、作業も当初想定の半分以下の程度と推定される事業については、検査により一部不適とし、委託費の減額等の実施を検討すべきである。

5.1.5 内部統制の整備・運用の法制化

内部統制の整備・運用については、平成 29 年の地方自治法の改正により、

³⁶ 沖縄県商工労働部雇用政策課「委託業務に係る事務処理マニュアル及び解説」より
経済産業省「委託事業事務処理マニュアル」も参考となる。

http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html

なお、対象外経費については、補助事業も同様に留意する必要がある（（意見 2）実績額明細書における補助対象経費外の経費の算入〈周産期母子医療センター運営費補助金〉参照）

- ・内部統制の方針を定め、必要な体制を整備すること
- ・整備した体制について、評価した報告書を作成すること
- ・報告書については、監査委員の審査に付し、審査意見を付けて議会に提出し、公表すること

が、平成 32 年 4 月から義務付けられている。このように法的にも、内部統制の整備・運用が求められている。監査委員の審査に耐えうるよう内部統制を構築する必要がある。

5.2 消耗品の大量購入【指摘】

必要以上に消耗品を購入している事業が発見された。陳腐化リスクや品質低下リスクがあり、例えば 10 年分発注して使用する場合と 1 年ごとに内容を見直して発注する場合を比較すると、後者が有効性は高いと判断される。

よって、たとえ予算が余っていたとしても、必要量以上の購入を実行してはならない。

5.3 市町村実施事業等における県の役割（意見）

「3.1 監査の方針」で記載したとおり、監査対象として補助事業が多く選定され（21 事業）、そのうち 14 事業は市町村等が実施主体の事業であった。これは、住民に最も身近な基礎自治体である市町村が窓口となって、子育て支援の施策を実施している事業が多いためである。

市町村実施事業等における県の役割について質問したところ、「市町村が実施主体となる事業において、県の役割としては補助金等の交付が主となるが、円滑な事業実施のために必要な情報提供や助言、各種届出の審査や指導監査等を実施している。」との回答を得た。なお、各種届出の審査や指導監査等の実施については、市町村に対してではなく、市町村が実施主体の事業を展開している事業者に対して実施しているとのことであった。

個人主義の進展により、家族による支えあいが低下し、子育て支援分野でも社会保障の役割がますます高まっている。また、鹿児島県は南北に長く、多数の離島とそこに位置する市町村も多い地理的に特有な事情等もある。

子ども・子育て支援法や児童福祉法では、県回答の補助金交付、必要な情報提供や助言等のみならず、「専門性の高い施策」や「各市町村の区域を超えた広域的な対応」が、県に求められている。

「かごしま子ども未来プラン 2015」の重点目標に掲げる、「日本一子育てがしやすい鹿児島県」の実現のためには、市町村の自主性及び自立性に配慮しつつ適切な役割分担の下、連携を図り、事業を推進していく必要がある。

5.4 地域子ども・子育て支援事業（総論）

1. 事業の概要

鹿児島県において鋭意推進されている鹿児島県地域子ども・子育て支援事業であるが、「鹿児島県地域子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱(改正後)」における地域子ども・子育て支援事業についての趣旨と補助対象事業は次のとおりである。

補助対象事業は第2条に記載のとおり、事業内容が13事業として区分されており、事業実施主体である市町村に対して、事業に要する経費等について補助金が交付されている。

（趣旨）第1条

知事は、子ども子育て支援の着実な推進を図るため、予算の定めるところにより、市町村に対し、事業に要する経費等について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、平成29年4月18日付け府子本第281号内閣総理大臣通知「子ども・子育て支援交付金の交付について」の一部改正についての別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」（以下「国交付要綱」という。）及び鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象事業）第2条

補助金の対象事業は、国交付要綱の第3条に定める次の事業³⁷とする。

- (1) 利用者支援事業
- (2) 延長保育事業
- (3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- (4) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- (5) 放課後児童健全育成事業
- (6) 子育て短期支援事業
- (7) 乳児家庭全戸訪問事業
- (8) 養育支援訪問事業
- (9) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- (10) 地域子育て支援拠点事業
- (11) 一時預かり事業
- (12) 病児保育事業
- (13) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

³⁷ 当年度の包括外部監査において対象としたのは、この13事業のうち、(1)利用者支援事業、(7)乳児家庭全戸訪問事業、(8)養育支援訪問事業、(10)地域子育て支援拠点事業、(13)子育て援助活動支援事業、(12)病児保育事業(6)子育て短期支援事業、(3)実費徴収に係る補足給付を行う事業の8事業である。

2. 鹿児島県地域子ども・子育て支援事業の事業規模

平成 29 年度鹿児島県地域子ども・子育て支援事業における補助金確定額は 1,659 百万円となっているが、「各事業の総事業費から寄付金その他収入額を除いた費用を補助対象経費とし、その 1/3 ずつを国、県、市町村で負担」しているため、概算ではあるが、鹿児島県内において年間約 50 億円程度を使用して実施されている事業ということになる。

3. 地域子ども・子育て支援事業における鹿児島県の役割

地域子ども・子育て支援事業において、県は当該事業の実施主体である県内市町村が地域子ども・子育て支援事業を実施するに際して、補助対象経費のうち県負担分に対して県内各市町村から交付申請を受け、交付要綱に則して申請内容を確認、交付額を確定して「県補助金交付決定額」として各市町村に補助金を支払う。

また、市町村における事業実施結果としての実績報告「子ども・子育て支援交付金精算書」等の報告を受けることによりその用途内容を検査して、その県補助金支出の妥当性を確かめるとというのが財務事務執行における主な手続となっている。

ただし、それに加えて、当該事業遂行における鹿児島県の役割として、単に補助金の交付事務にとどまらず、子ども・子育て支援法第 3 条第 2 項の「都道府県は、市町村が行う（中略）地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。」ことが重要な役割として考えられている。

4. 県補助金支払業務の執行状況について

平成 29 年度における市町村からの補助金交付申請書類から最終支払日平成 30 年 5 月 31 日に対する支出命令票に至る一連の帳票書類についてはファイル 3 冊に整然と保管されていた。

その中で、各市町村から提出された別表 1「子ども・子育て支援交付金精算書」については担当部署で内容が精査されているが、平成 29 年度分についての精査過程において、曾於市、南九州市、伊佐市、長島町及び龍郷町の 5 市町において、補助金額算定に影響する記載誤りが発見されており、同表上において朱書きで訂正が行われている。

当該修正内容と補助金額の修正については、それぞれの自治体の担当者に連絡済みとの説明ではあるが、訂正済みの同表は改めて徴収されていないためファイルには保管されていなかった。

【指摘 22】「子ども・子育て支援交付金精算書」訂正後分の整備保管について

1. 現状

県の担当部署においては、同精算書の内容が交付要綱に則して適切に申請されているかが精査され、発見された誤り等については各市町村に連絡し、訂正依頼が行われているが、訂正済みの同表は改めて徴収されていないためファイルに保管されていないかった。

2. 問題点

各市町村においては当該訂正後の補助金額により最終的な出納手続が行われ、当該事業に係る精算処理が実施されているはずである。

補助金交付者の位置付けにある県としては、県側が訂正依頼した訂正後の「子ども・子育て支援交付金精算書」に基づいて、その年度の市町村の地域子ども・子育て支援事業が終了していることを確かめる手続は必要と思われるが、訂正後の同精算書が保管されていないのでその迅速な検証が難しくなっている。

3. 改善案

今後は、市町村では作成されているはずの訂正後の「子ども・子育て支援交付金精算書」を徴求入手し、訂正事項が確実に遂行されていることを確かめた上でのファイル保管が適切と考える。

5. 当該事業に関して他県で成果を挙げている参考事例等

現在のところ特に把握していないとのことであるが、全国各県で注力して推進している事業でもあることから、今後とも他県で成果を挙げている事例については早い段階で情報を入手し、鹿児島県での採用可能性等についての検討も必要になると思われる。

6. 事業のモニタリング状況

平成 30 年 10 月 2 日付の総務部青少年男女共同参画課を監査対象とする「平成 30 年度定期監査結果」によると、平成 30 年 6 月 25 日及び同年 8 月 3 日に鹿児島県監査委員による地方自治法第 199 条第 4 項に基づく定期監査が実施されており、監査結果として「財務に関する事務の執行については、指摘事項及び文書注意事項に該当するものはなく、おおむね適正に行われていると認められた。」との記載であり、指摘事項等は発見されていない。

7. 今回監査対象とした鹿児島県地域子ども・子育て支援事業について考えられている成果指標とその達成状況及び今後の課題

鹿児島県地域子ども・子育て支援事業費補助金のうち、今回監査対象とした計 8 事業について、県としての成果指標、現状における成果指標の達成状況、今後の課題及び今後検討している方策等についての質問に対する回答は次の表のとおりであった。

成果指標は「実施箇所数」1 事業、「実施市町村数」2 事業、「設置箇所数」2 事業、「延べ受入可能者数」1 事業、「受入可能者数」1 事業、「設定していない」1 事業である。

また、設定した成果指標についての達成状況としては「達成」2 事業、「未達成」4 事業、「計画の最終年度において達成状況の調査を行う」1 事業であり、今後とも引き続き設定した成果指標を達成するための事業推進の諸取組が図られるという状況である。

| 事業区分 | 県としての 成果指標 | 現状における成果 指標の達成状況 | 現状(29/3)にお ける今後の課題 | 今後検討して いる方策等 |
|-----------------|---------------|-----------------------|-----------------------|-----------------|
| 5 利用者支援事業等 | | | | |
| 5-1 利用者支援事業 | 実施箇所数 | 未達成 | 事業実施の推進を図る | — |
| 5-2 乳児家庭全戸訪問事業 | 実施市町村数 | 未達成 | 事業実施の推進を図る | — |
| 5-3 養育支援訪問事業 | 実施市町村数 | 未達成 | 事業実施の推進を図る | — |
| 5-4 地域子育て支援拠点事業 | 設置箇所数 | 達成 | 引き続き設置促進のための取組を行う。 | — |
| 13 子育て援助活動支援事業 | 設置箇所数 | 未達成 | 引き続き施設整備に向けた取組を支援する | — |
| 14 病児保育事業 | 延べ受入可能者数 | 達成 | 引き続き設置促進のための取組を行う。 | — |
| 17 子育て短期支援事業 | 受入可能者数 | 計画の最終年度において達成状況の調査を行う | — | — |
| 18 実費徴収に係る補足給付 | 設定していない | — | — | — |

(意見 40) 事業推進における県の役割のさらなる発揮について

前記 3. の子ども・子育て支援法第 3 条第 2 項でいう市町村に対する「必要な助言」「適切な援助」「専門性の高い施策」「各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な対策」を実施し、事業推進における県の役割を発揮するためには、これらを重要な役割として

再認識し、事業推進のための具体的施策の検討と事業実施主体である市町村における実態の把握・分析や必要関連情報の幅広い蓄積³⁸などの対応が求められると思われる。

また、鹿児島県は南北に長く、多数の離島とそこに位置する市町村も多い地理的に特有な事情等も見られる。

事業の実施主体ではない県ではあるが、各自治体との関係をより密にして事業推進のための連携を図り、実施現場情報の収集蓄積による詳細な実態把握と遂行上の諸課題の把握、障壁事項の除去や課題の解決を図るための鹿児島県独自の体制づくりを積極的に主導することが求められるのではないかと考える。

³⁸ 実施主体が市町村であることから、市町村での実施要綱については県では保管されていない。

包括外部監査の結果に関する報告書に添えて提出する意見

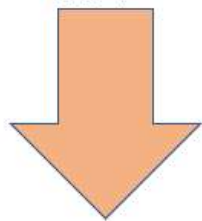
包括外部監査の結果に関する報告書に添えて提出する意見

子育て支援事業のPDCAサイクル³⁹の実施

「かごしま未来創造ビジョン」では、このビジョン実現のために、「このビジョンを踏まえて実施する施策・事業等については、各分野の事業計画等において具体化し、PDCA サイクルを実施することなどにより、適切な管理等を行います。また、毎年度の予算編成においても、変化を続ける経済・社会情勢に的確に対応しながら、弾力的・効果的な施策・事業等を推進します。」等について取り組むとしている。進捗管理については、各分野の個別計画や毎年度の予算編成等を通じて適切に行うとのことであった。

PDCA サイクルの実施(イメージ)

1 PLAN(計画):
予算(インプット)



2 DO(実行):
事業の実施



3 CHECK(評価):
実施された
事業の評価

4 ACTION(改善):
次年度予算
の策定



1 PLAN(計画):
来年度予算

例:平成29年度子育て支援当初予算



現状実施されている事項

「主要施策の成果に関する調査」により部局ごとに公表
「かごしま子ども未来プラン2015」の重点数値目標については、県子ども・子育て支援会議で報告

例:平成30年度子育て支援当初予算



留意事項:

成果指標の設定
アウトプット(活動)指標
アウトカム(成果)指標

事業実行時であっても、その中でPDCAを実行

PDCA結果の公表

³⁹ PLAN (計画)、DO (実施)、CHECK (評価)、ACTION (改善) の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法。

実施された事業の評価は、「主要施策の成果に関する調書」により部局ごとに公表し、「かごしま子ども未来プラン 2015」の重点数値目標の実績値、最終目標進捗率及び今後の取組方針が、「県子ども・子育て支援会議」で報告され、県の HP において、同会議の添付資料の中に記載している。

「子育て支援事業」は、県政の重点施策（2 本柱）のひとつとされ、重点的に予算を配分されている分野であるため、PDCA サイクルによるマネジメントを実施し、継続的な改善を推進していることを継続的に公表してはどうか。

PDCA サイクル導入の留意点としては、①事業実行時（DO）であっても、節減効果やより有効性のある方法があれば、年度内でも見直しを検討すること、②子育て支援事業の評価やその改善点について公表することが挙げられる。公表により県民からのフィードバックも期待でき、改善案の策定に活用できる。

また、PDCA サイクル実施において、事業評価の成果指標の設定が重要となる。「かごしま未来創造ビジョン」達成のために、成果指標を設定することはもちろんであるが、安易にアウトプット指標（活動）とせず、アウトカム指標（成果）で測ることが有用である。

アウトプット指標とアウトカム指標(例)

| 項目 | 結果 |
|----------------|------|
| アウトプット指標 | |
| 遠方の方向け出張登録・閲覧会 | 6 回 |
| アウトカム指標 | |
| カップル成立数 | 60 組 |
| 結婚成立数 | 1 組 |

かごしま子ども未来プラン 2015 の目標と実績(再掲)

| 数値目標項目 | 現状 (平成 29 年度) | 目標 (平成 31 年度) |
|----------------|------------------|------------------|
| 婚活サポーターの委嘱数 | 291 人 | 1,000 人 |
| 婚活イベントの年間情報提供数 | 54 回 | 70 回 |

4.1 出会い・結婚相談事業を例として挙げている